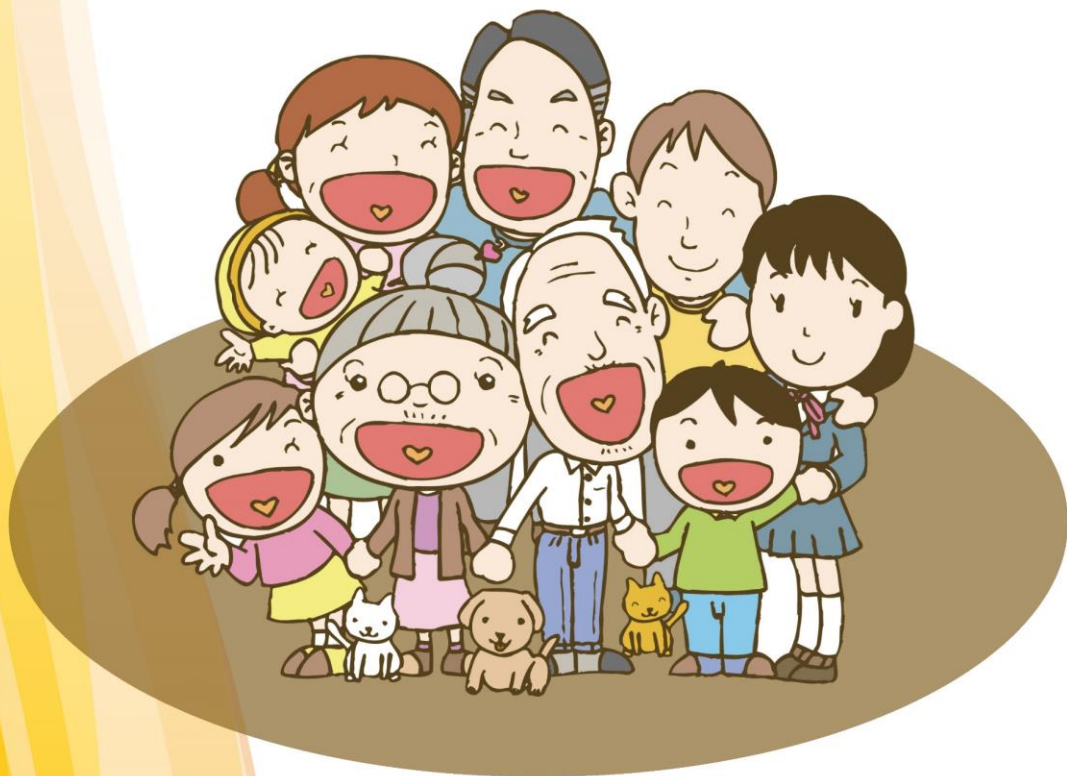


# 龍ヶ崎市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

その人らしく生き抜くことができるまちへ  
～地域はあなたの家族です～



令和6年3月

龍ヶ崎市



# はじめに

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の令和4年（2022年）10月時点の高齢化率は29.0%となっています。高齢者数は、令和24年（2042年）頃まで増加し、その後減少に転じますが、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。



そのような中、本市におきましては、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指して歩みを進めてまいりました。

これらを踏まえてこのたび、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、高齢者の皆様が地域で安心して暮らせるよう、「その人らしく生き抜くことができるまちへ～地域はあなたの家族です～」を基本理念に掲げ、さらなる地域包括ケアシステムの深化、高齢者福祉施策の充実に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会、アンケート調査、パブリックコメント等を通じて、市民の皆様や関係者の方々から貴重なご意見、ご協力をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

龍ヶ崎市長 萩原 勇



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	3
2 計画の法的根拠 .....	4
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画策定体制 .....	6
6 本計画における主な視点 .....	7
第2章 高齢者をめぐる現状と推計 .....	9
1 人口の現状と推計 .....	11
2 世帯の現状 .....	14
3 要支援・要介護認定者数の現状と推計 .....	16
4 介護給付費の推移 .....	18
5 アンケート調査結果から見る高齢者の現状 .....	19
6 日常生活圏域の設定 .....	32
第3章 計画の基本的な考え方 .....	33
1 基本理念 .....	35
2 基本目標 .....	36
3 施策の体系 .....	37
第4章 施策の展開 .....	39
基本目標1 介護予防・生きがいづくりを推進するまち .....	41
1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進 .....	41
2 生きがいづくり・仲間づくりの促進 .....	50
3 高齢者の社会参加の促進 .....	56
基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち .....	58
1 相談支援体制の強化 .....	58
2 地域課題・資源の把握、解決策の検討 .....	60
3 在宅医療・介護連携の推進 .....	64
4 認知症施策の推進 .....	67
5 在宅での生活を続けるための支援 .....	73
6 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 .....	78

基本目標3 尊厳のある暮らしを支援するまち .....	83
1 高齢者の権利擁護の推進.....	83
2 高齢者虐待の防止 .....	85
基本目標4 支えあえる地域づくりを推進するまち .....	87
1 介護者への支援.....	87
2 災害時・緊急時における支援体制の確保 .....	89
基本目標5 介護保険制度の安定した運営を推進するまち .....	92
1 介護保険制度の概要.....	92
2 介護保険事業費の推計手順.....	94
3 居宅介護サービスの安定供給 .....	95
4 介護予防サービスの安定供給 .....	109
5 地域密着型サービスの基盤整備と安定供給.....	121
6 施設サービスの整備.....	130
7 介護予防・日常生活支援総合事業の安定供給 .....	134
8 低所得者等の負担軽減.....	138
9 給付費及び第1号被保険者（65歳以上）保険料の推計.....	140
10 介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進 .....	149
11 介護給付の適正化.....	152
第5章 計画の推進 .....	155
1 計画の推進体制.....	157
2 計画の適正な運営 .....	157
資料編.....	159
1 SDGsとの関連について.....	161
2 計画策定の経過.....	162
3 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例.....	164
4 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員.....	167
5 諮問.....	168
6 答申.....	169

# 第 1 章

## 計画策定にあたって





# 1 計画策定の背景

全国の総人口は総務省の推計によると、令和5年10月1日現在、約1億2,434万人で、そのうち高齢者人口は3,622万人、高齢化率は29.1%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。次に、茨城県の総人口は県統計課「常住人口調査」によると、令和5年10月1日現在、2,826,047人で、そのうち高齢者人口は852,653人、高齢化率は30.2%※となっています。一方、本市の総人口は、令和5年10月1日現在、75,338人で、そのうち高齢者人口は23,061人。高齢化率は30.6%※と、全国平均及び茨城県平均を上回る高齢化率となっています。

令和7（2025）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより、要介護認定率の上昇や介護サービスの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

こうした社会情勢を踏まえ、令和3年度に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和3年3月に策定した「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の安定した運営などに計画的に取り組んできましたが、令和5年度で満了を迎える第8期計画は、新型コロナウイルス感染症の発現により高齢者福祉施策の推進に影響を及ぼした施策もあると考えられることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指して、令和6年度を初年度とする「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※県と市の総人口には年齢不詳人口が含まれており、高齢化率は総人口から年齢不詳人口を除いて算出しています。

## 2 計画の法的根拠

本計画は、以下の法的根拠に基づき、一体のものとして策定したものです。

### 【龍ケ崎市高齢者福祉計画】

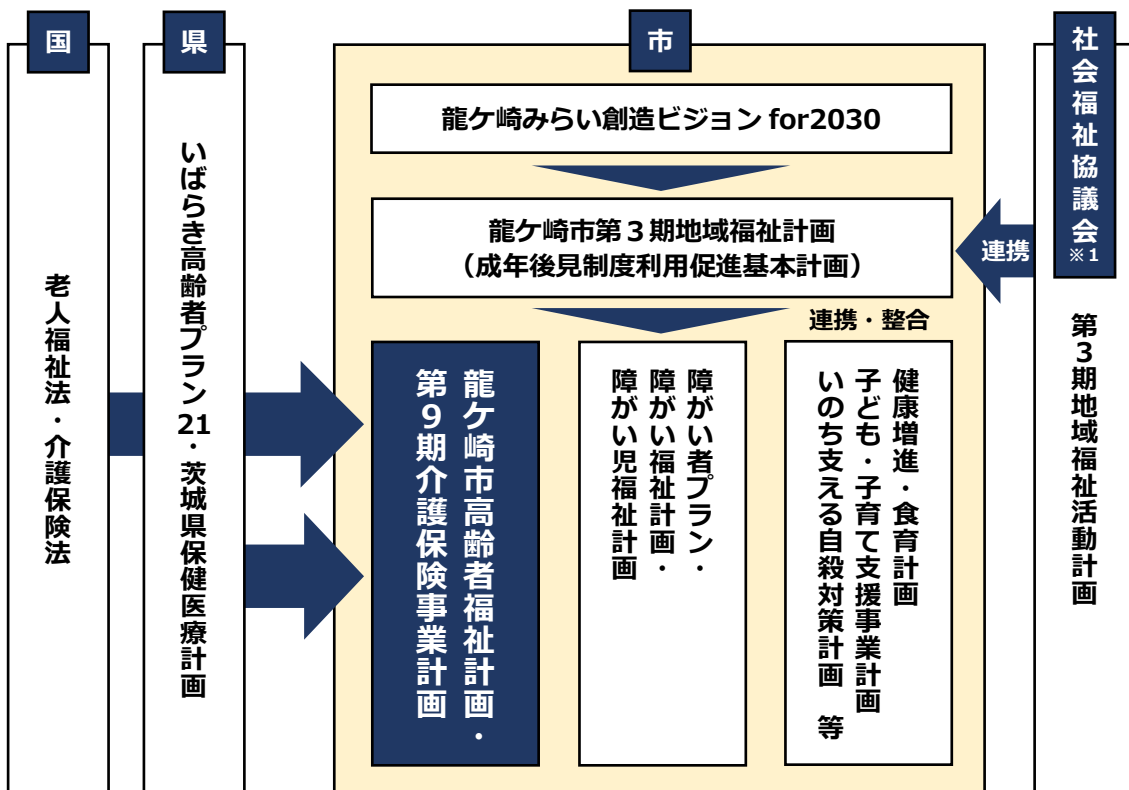
龍ケ崎市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」であり、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、生きがいづくり、介護予防・重度化防止などを含めた地域における福祉水準の向上を目指します。

### 【龍ケ崎市第9期介護保険事業計画】

龍ケ崎市第9期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、介護給付サービスや地域支援事業の見込量と制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定めるものです。

## 3 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法や介護保険法の指針に基づいて策定されています。また、上位計画である茨城県の「いばらき高齢者プラン21」や本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」に基づきながら、「龍ケ崎市第3期地域福祉計画」をはじめとする福祉分野の関連する各計画と整合性を図り策定しました。



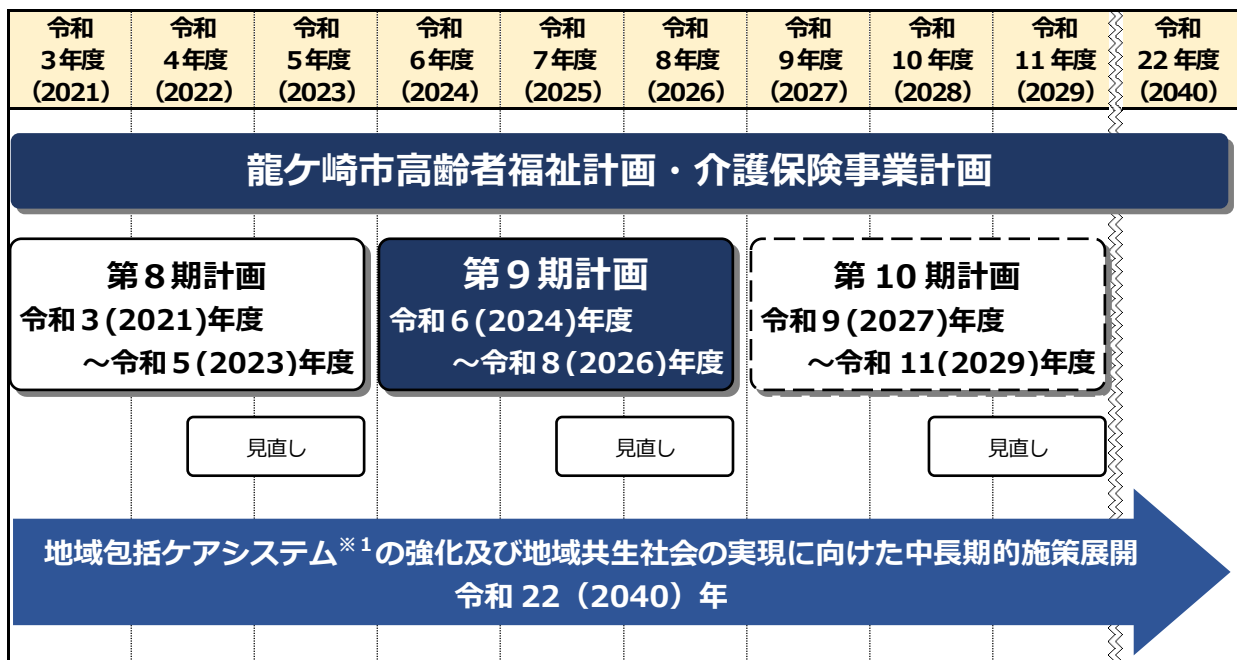
※1 社会福祉協議会…社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行う。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間としており、令和22(2040)年までの中長期的な視点を踏まえて策定しています。

また、本計画は3年ごとに見直しを行うことになっているため、次期計画(第10期計画)は令和8年度に計画の策定を行います。

なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況、ニーズ等に変化がみられた場合はその動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。



※1 地域包括ケアシステム…高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで持続していくために、介護や医療、さらには住まいや生活支援などを地域内でサポートし合う体制整備を目指すもの。

## 5 計画策定体制

### (1) 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

本計画の策定にあたっては、利用者の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、医療関係機関の代表者や介護サービス等の提供事業者、福祉団体、学識経験者、市議会議員、介護保険の被保険者などの各層の関係者の参画による「龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会」において、継続的な審議・検討を行いました。

なお、運営協議会は、地域密着型サービスにおける市独自の介護報酬の設定や、事業者の指定、事業者の質の確保や運営に関する評価等を協議する役割も有しています。

### (2) アンケート調査の実施

市民の健康状態や日常生活の状況、福祉サービス等における利用状況などを把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」並びに「在宅介護実態調査」を実施しました。アンケート調査の概要につきましては、19ページに記載しています。

### (3) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省により導入された情報システムを活用しています。介護保険に関連する情報等、様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取し、寄せられた意見を考慮することを目的として龍ヶ崎市パブリックコメント手続要綱に基づき、令和5年12月4日から令和6年1月4日の期間でパブリックコメントを実施しました。

なお、パブリックコメントの結果については次のとおりです。

意見提出者	意見件数	内 訳
個人：1件 団体：0件	29件	1 原案を修正するもの…………… 6件 2 既に原案に記載済みのもの…………… 8件 3 意見・指摘等（原案の修正なし）…… 15件

#### 7ページの用語解説

※1 リハビリテーション…単なる機能回復にとどまらず、「人間らしく生きる権利の回復」や「自分らしく生きること」のために行われる全ての活動を指す。具体的には機能訓練のほか、職場復帰へ向けた支援、車いすでの交通機関の利用や片麻痺の方の生活訓練、社会制度の活用など社会生活力を高める支援などがある。

## 6 本計画における主な視点

厚生労働省において、本計画で充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション<sup>※1</sup>等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、本計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を本計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメント<sup>※1</sup>の質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

※1 ケアマネジメント…介護や支援を必要とする利用者本人と実際の福祉サービスや医療サービス、その他の社会資源を調整してつなぎ合わせる作業を指す。

# 第 2 章

## 高齢者をめぐる現状と推計





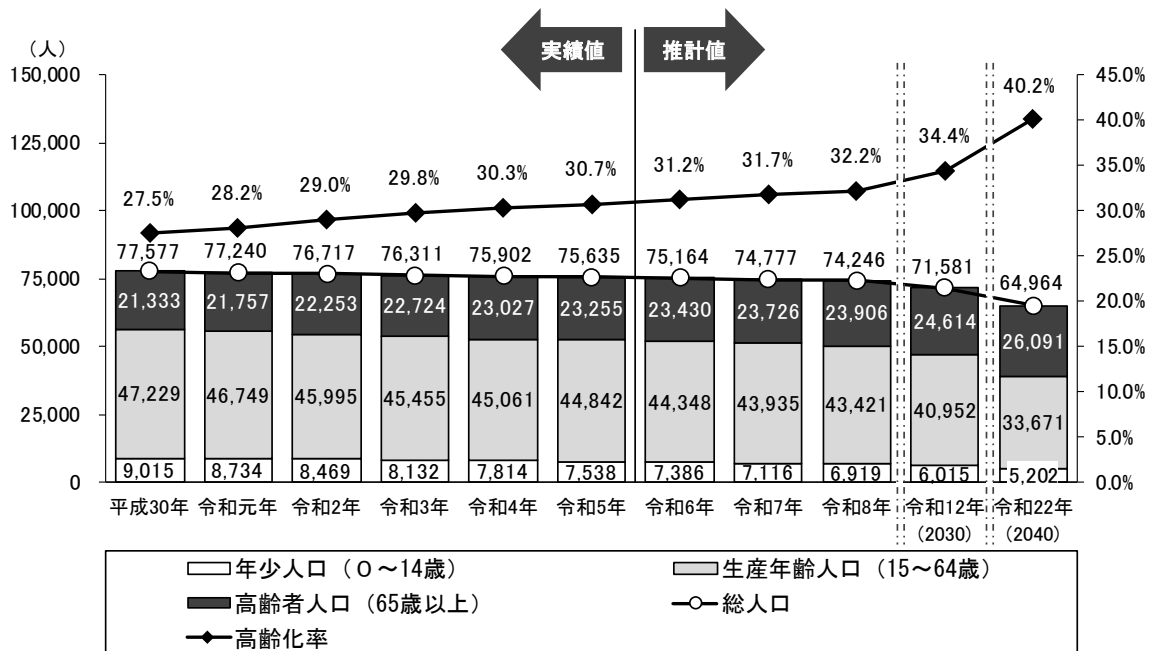
# 1 人口の現状と推計

## (1) 総人口の推移と推計

本市の総人口は令和5年10月1日現在、75,635人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は23,255人で、高齢化率は30.7%となっています。

将来推計では、令和8年には総人口が74,246人、高齢者人口が23,906人（高齢化率32.2%）、令和12（2030）年には総人口が71,581人、高齢者人口が24,614人（高齢化率34.4%）、令和22（2040）年には総人口が64,964人、高齢者人口が26,091人（高齢化率40.2%）になることが予測されます。

【総人口及び年齢階層別人口の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）

本計画期間である令和6年から令和8年の人口推計は、介護保険料を算定するにあたり、住民基本台帳の人口を基に独自に推計値を算出しておりますが、推計に際して使用する諸係数は、国立社会保障・人口問題研究所より公表された最新のものを使用しています。

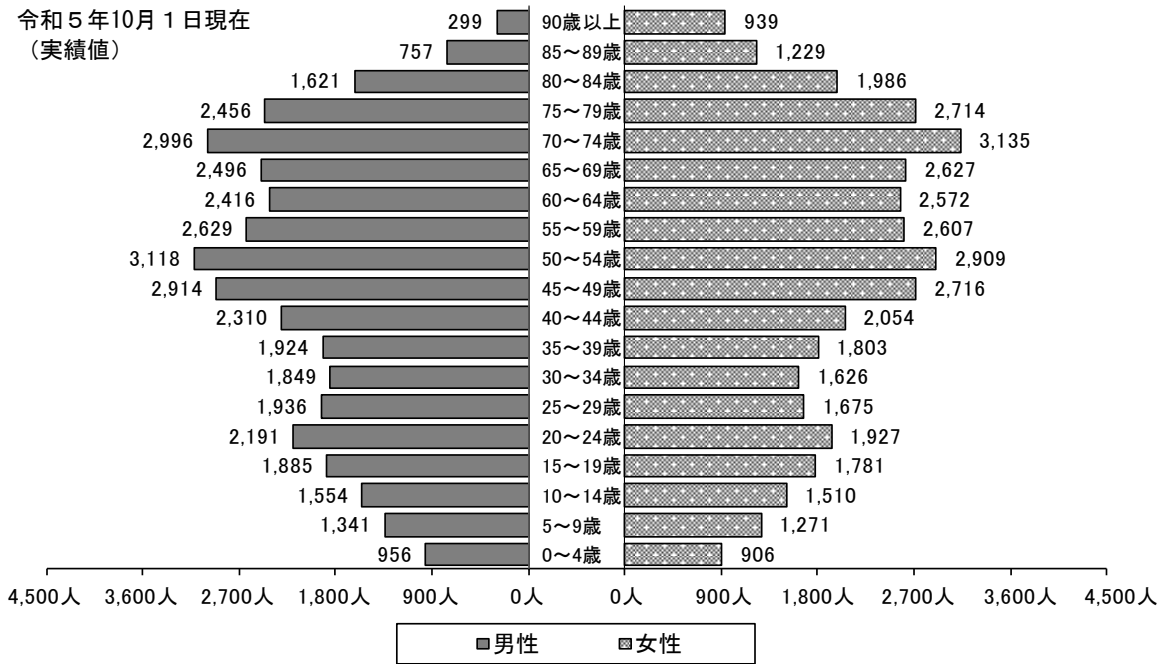
また、令和12年及び令和22年の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の最新データを使用しています。

## (2) 人口構成（実績値と推計値）

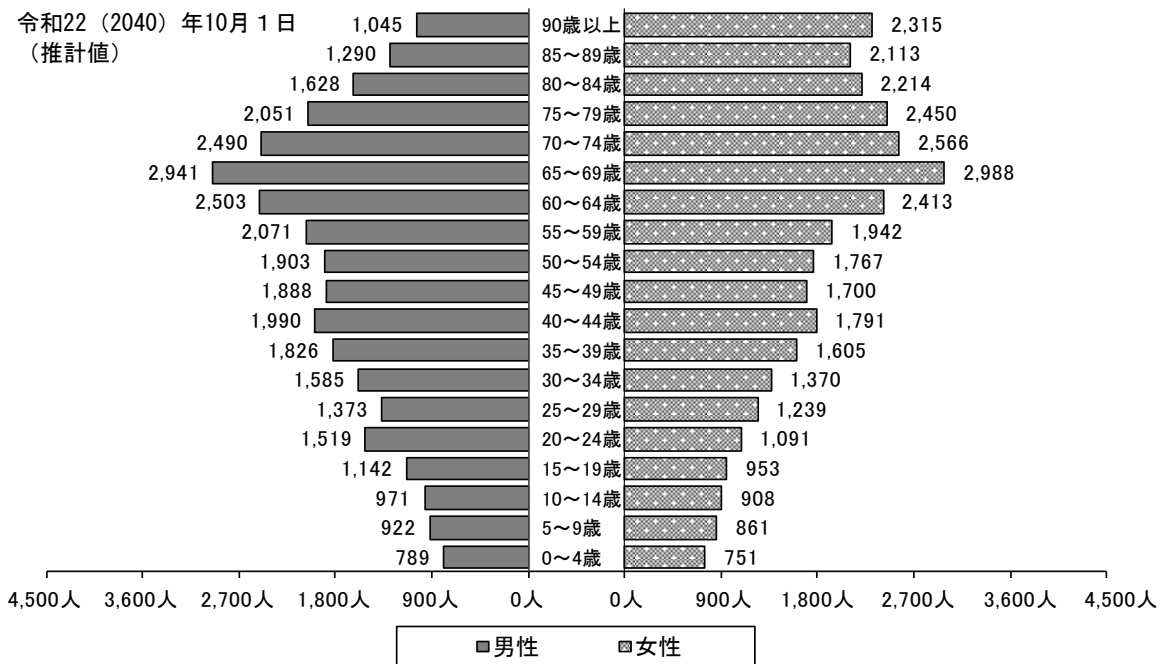
本市の令和5年10月1日現在の人口構成では、65～74歳の前期高齢者数が多く、その子ども世代である45～54歳の人口が多いことがうかがえます。

令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、さらに年少人口及び生産年齢人口が減少することから、高齢者を支える人材不足が深刻化することが予測されます。

【令和5年10月1日現在の人口構成（実績値）】



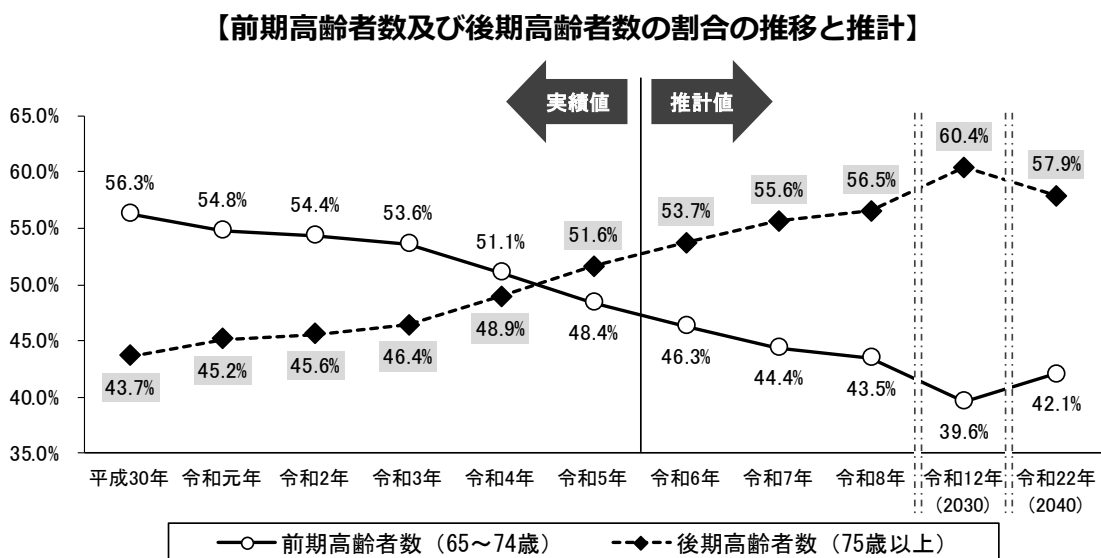
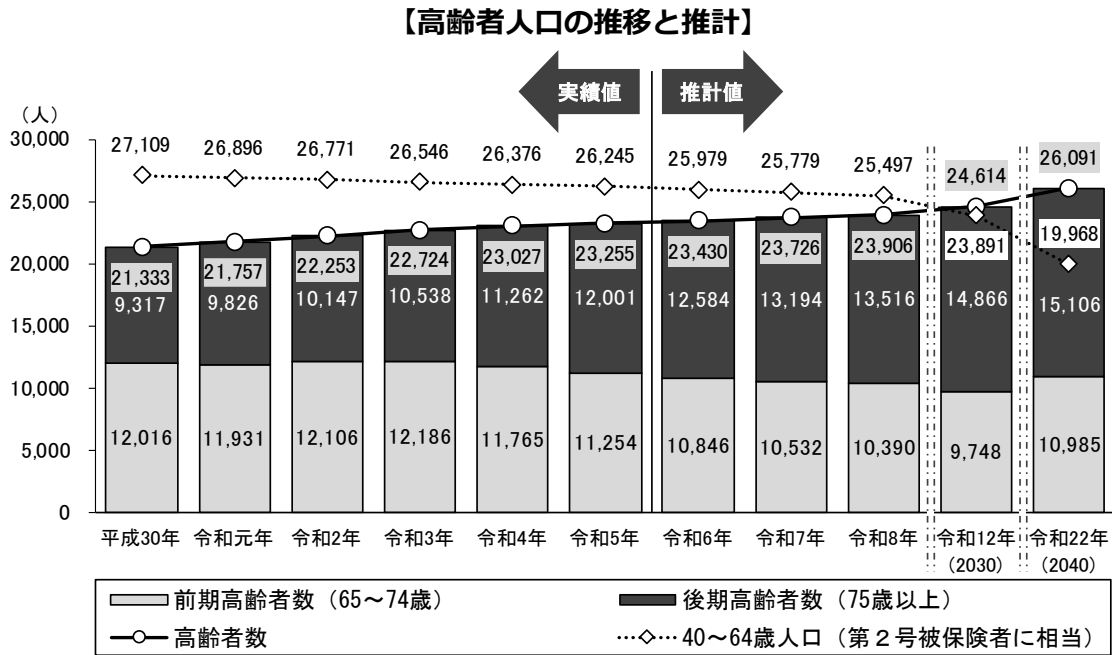
【令和22（2040）年10月1日の人口構成（推計値）】



### (3) 高齢者人口の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳は、令和5年10月1日現在、前期高齢者（65～74歳）が11,254人、後期高齢者（75歳以上）が12,001人で、後期高齢者が747人上回っています。

将来推計では、令和5年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回り推移していくことが予測されており、令和22（2040）年には前期高齢者が42.1%、後期高齢者が57.9%になることが予測されます。



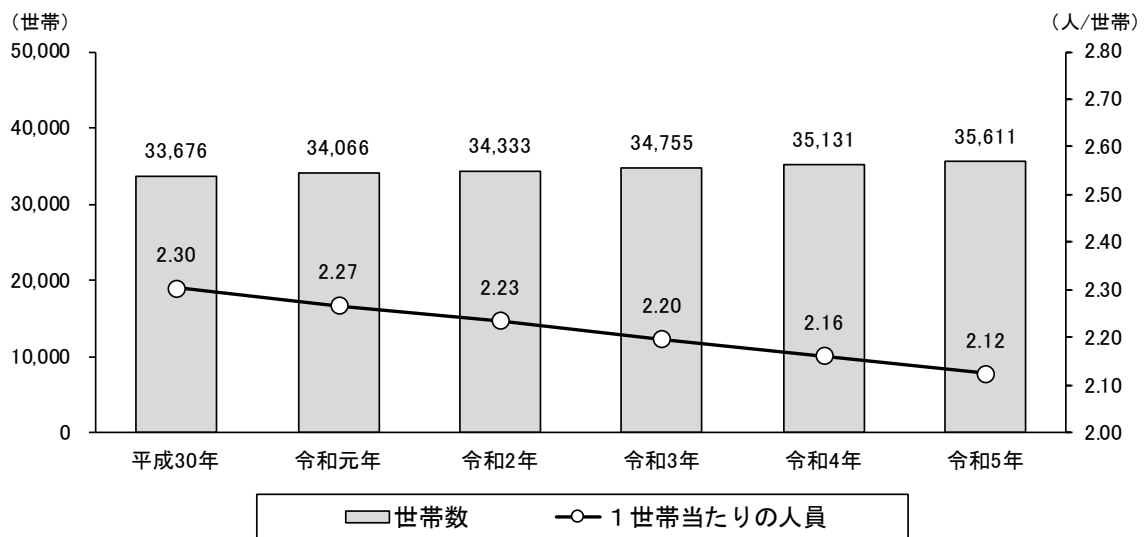
資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2 世帯の現状

### (1) 世帯数の推移

本市の世帯数は令和5年10月1日現在、35,611世帯となっており、平成30年以降の5年間で1,935世帯増加しています。一方、1世帯あたりの人員は年々減少で推移し、令和5年には2.12人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者のいる世帯

本市の令和2年10月1日現在の一般世帯総数は32,060世帯で、そのうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は14,115世帯で、一般世帯総数の44.0%を占めています。全国、茨城県と比較してみると、全国を3.3ポイント上回り、茨城県を0.9ポイント下回っています。

また、高齢者のいる世帯のうち、高齢者夫婦世帯は3,946世帯、高齢単身世帯は3,482世帯で、一般世帯総数に占める割合は、それぞれ12.3%、10.9%となっています。全国の割合と比較してみると、高齢者夫婦世帯は高く、高齢単身世帯は低くなっています。

### 【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：実数(世帯)、構成比(%))

区 分		龍ヶ崎市				茨城県	全国
		平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和2年	令和2年
高齢者のいる世帯	実数	8,238	10,177	12,462	14,115	530,311	22,655,031
	構成比	30.0	33.9	41.0	44.0	44.9	40.7
高齢者夫婦世帯	実数	1,406	2,100	3,085	3,946	132,971	5,830,834
	構成比	5.1	7.0	10.1	12.3	11.3	10.5
高齢単身世帯	実数	1,394	1,881	2,578	3,482	125,596	6,716,806
	構成比	5.1	6.3	8.5	10.9	10.6	12.1
一般世帯総数	実数	27,419	30,055	30,432	32,060	1,181,598	55,704,949

資料：国勢調査

※国勢調査における世帯の類型には、一般世帯と施設等の世帯があります。このうち、世帯の家族類型を算出する基となっているのは一般世帯です。

※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦1組の一般世帯です。

※高齢単身世帯とは、65歳以上の方一人のみの一般世帯です。

### 3 要支援・要介護認定者数の現状と推計

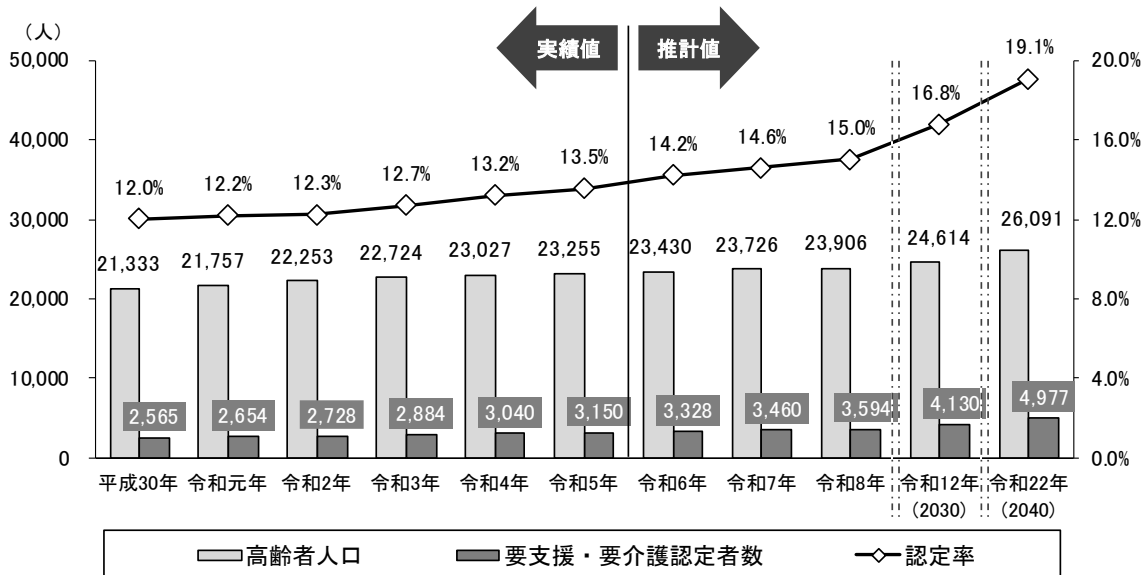
#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の令和5年9月末日現在の要支援・要介護認定者数は 3,150 人で、認定率は 13.5%となっています。要支援・要介護認定者数は平成 30 年以降増加を続け、平成 30 年と比べて 585 人の増加となっています。

将来推計では、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加することが予測されることから、令和8年には要支援・要介護認定者数が 3,594 人、認定率は 15.0%になることが予測されます。

また、長期的視点でみると、令和 22 (2040) 年には要支援・要介護認定者が 4,977 人、認定率は 19.1%になることが予測されます。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移と推計】



資料：平成 30 年～令和 5 年 介護保険事業状況報告（各年 9 月末日現在）

推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

※認定率は、要支援・要介護認定者数（第 1 号被保険者）÷高齢者人口を用いて算出しています。

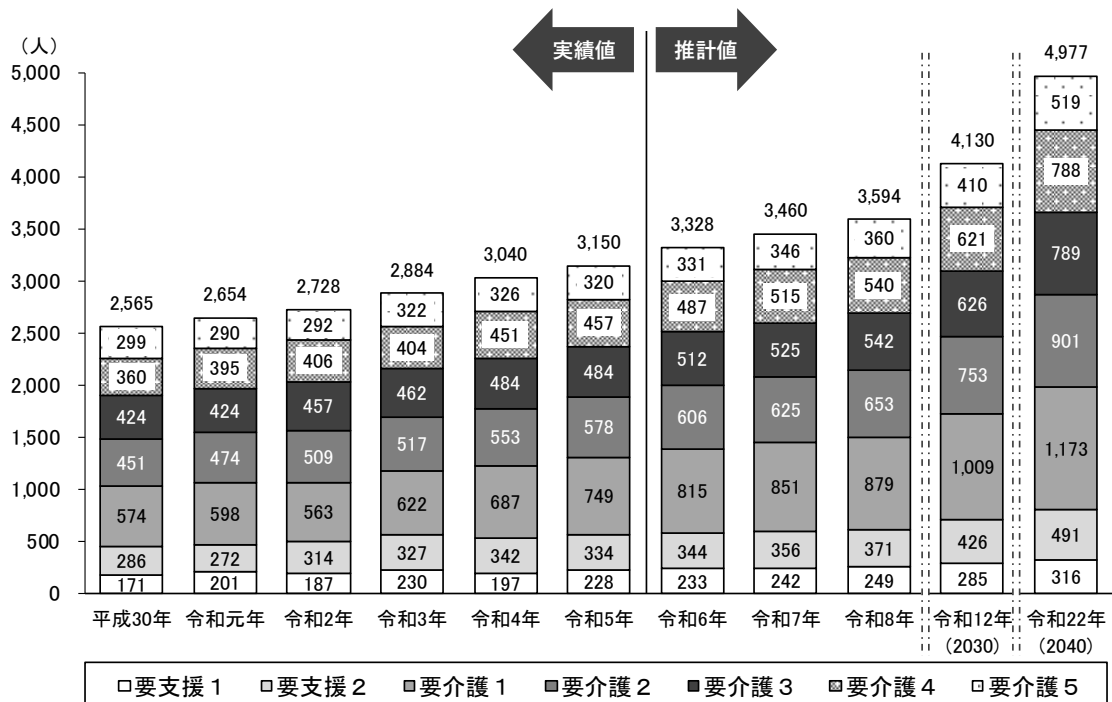
## (2) 要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計

要支援・要介護度別に認定者数の推移をみると、平成30年と令和5年を比べて、増加が著しいのは要支援1、要介護1、要介護2となっています。

将来推計では、令和12(2030)年から令和22(2040)年の増加率をみると、後期高齢者の増加に伴い、要支援1・2、要介護1の比較的軽度の認定者に比べて、要介護3から要介護5までの増加率が高くなっています。

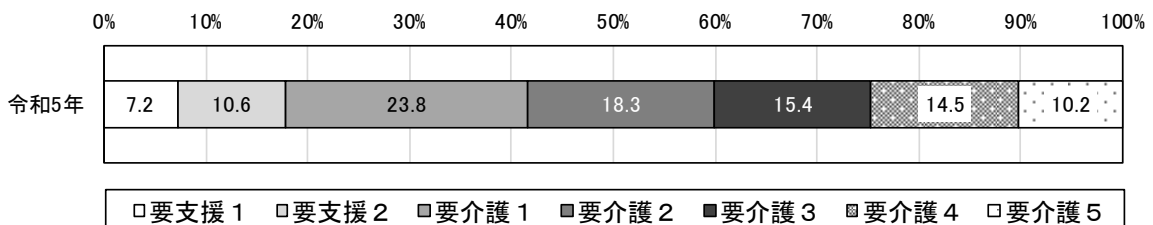
なお、令和5年9月末日現在の要支援・要介護度別の構成比は、要介護1(23.8%)の割合が最も高く、次いで要介護2(18.3%)、要介護3(15.4%)となっています。

【要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）  
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

【令和5年9月末日現在の要支援・要介護度別の構成比】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月末日現在）

## 4 介護給付費の推移

本市の介護保険給付費年額の合計は、令和5年度（見込み）で5,394,348千円となっています。令和2年度と比較すると、この3年間で717,430千円の増加となっています。

サービス別にみると、居宅（介護予防）サービスが2,546,728千円で全体の47.2%、地域密着型（介護予防）サービスが598,009千円（同11.1%）、施設サービスが2,249,609千円（同41.7%）となっています。

令和2年度からの構成比の推移をみると、施設サービスが減少し、居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスが増加となっています。

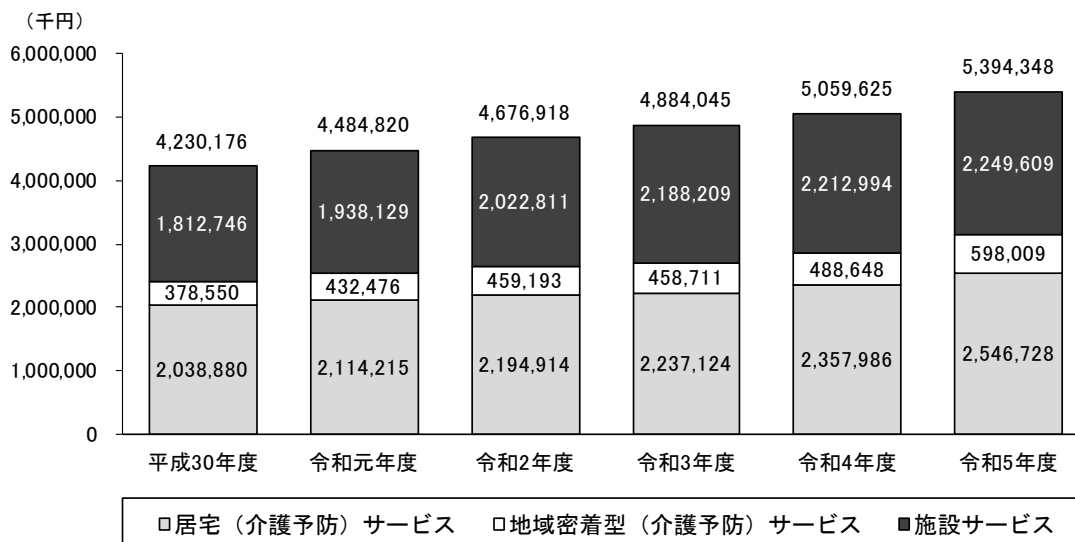
【給付費の推移】

（単位：上段（千円）、下段（%））

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
居宅（介護予防）サービス	2,038,880 48.2	2,114,215 47.1	2,194,914 46.9	2,237,124 45.8	2,357,986 46.6	2,546,728 47.2
地域密着型（介護予防）サービス	378,550 8.9	432,476 9.6	459,193 9.8	458,711 9.4	488,648 9.7	598,009 11.1
施設サービス	1,812,746 42.9	1,938,129 43.2	2,022,811 43.3	2,188,209 44.8	2,212,994 43.7	2,249,609 41.7
給付費合計	4,230,176	4,484,820	4,676,918	4,884,045	5,059,625	5,394,348

資料：介護保険事業状況報告年報

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。





## 5 アンケート調査結果から見る高齢者の現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的及び概要

本計画を作成するにあたり、高齢者の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況、利用意向などを把握し、これからの施策の改善及び展開、充実を図ることを目的としています。一般高齢者及び要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び在宅で生活している要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」の2区分で実施しています。

#### ②調査対象者

調査種別	対 象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・ 65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ・ 要支援認定者
在宅介護実態調査	・ 在宅で生活している要介護認定者

#### ③調査方法と調査期間

##### 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査期間：令和5年1月12日～令和5年3月6日

##### 【在宅介護実態調査】

- 調査方法：介護支援専門員（ケアマネジャー）<sup>※1</sup>による聞き取り調査、郵送回収
- 調査期間：令和4年11月28日～令和5年2月28日

#### ④回収結果

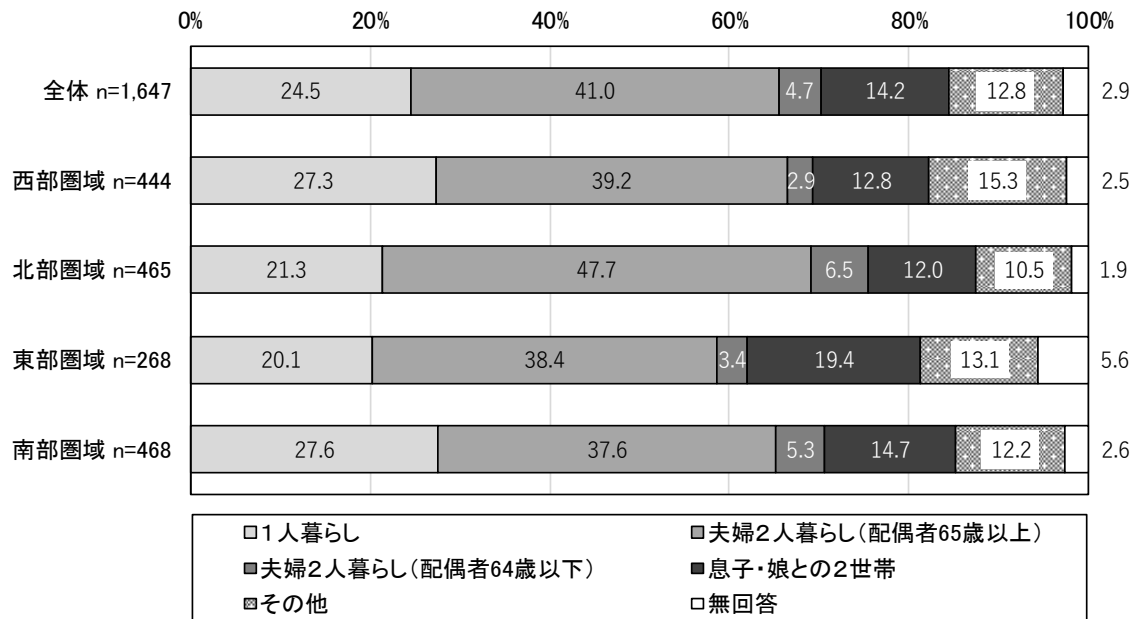
調査種別	配布件数	回収件数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,100	1,647	78.4%
在宅介護実態調査	700	519	74.1%

※1 介護支援専門員（ケアマネジャー）…要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況に合わせた適切なサービスを利用できるように、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行い、支援計画を立てる職種。

## (2) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果（抜粋）

### ① 家族構成

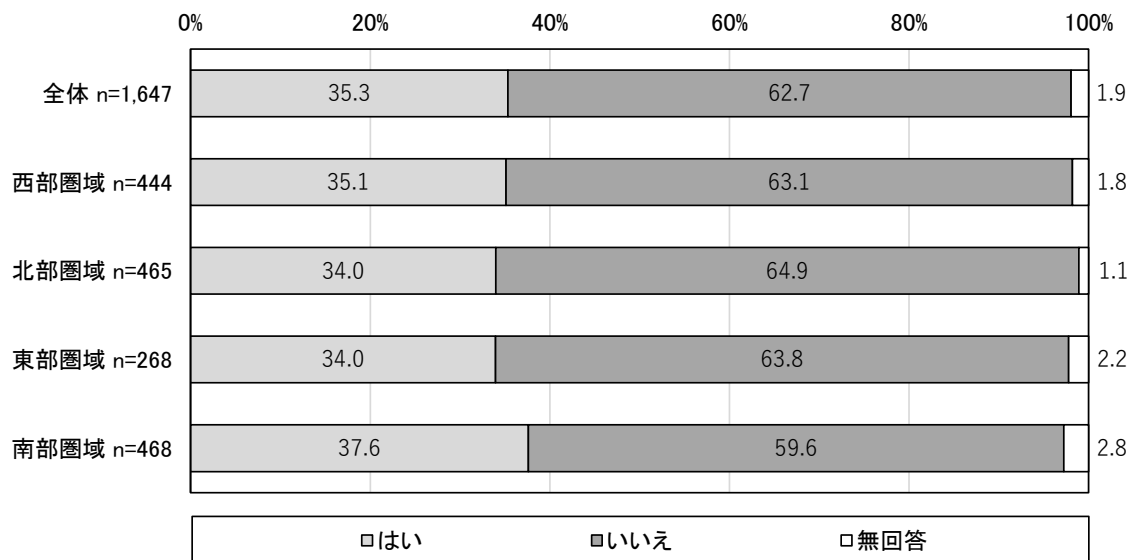
家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が41.0%で最も高く、次いで「1人暮らし」が24.5%、「息子・娘との2世帯」が14.2%となっています。圏域別でみると、西部圏域、南部圏域で「1人暮らし」の割合が高い傾向がみられます。



### ② 外出の状況（外出を控えているか）

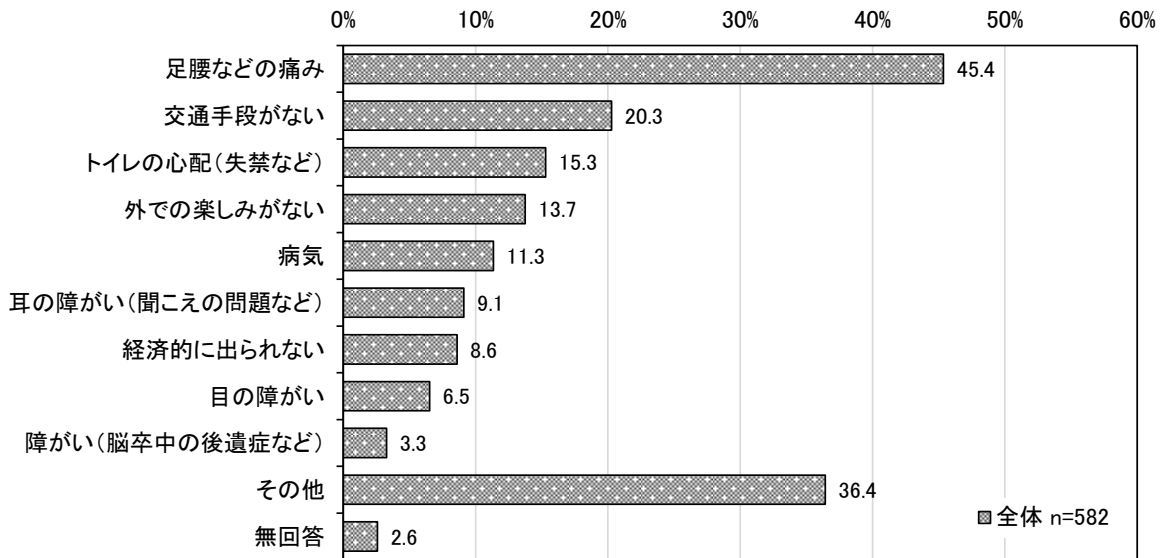
外出の状況については、外出を控えている回答となる「はい」は35.3%と、約3人に1人が外出を控えている状況となっています。

圏域別でみると、全ての圏域で「はい」が3割台となっています。



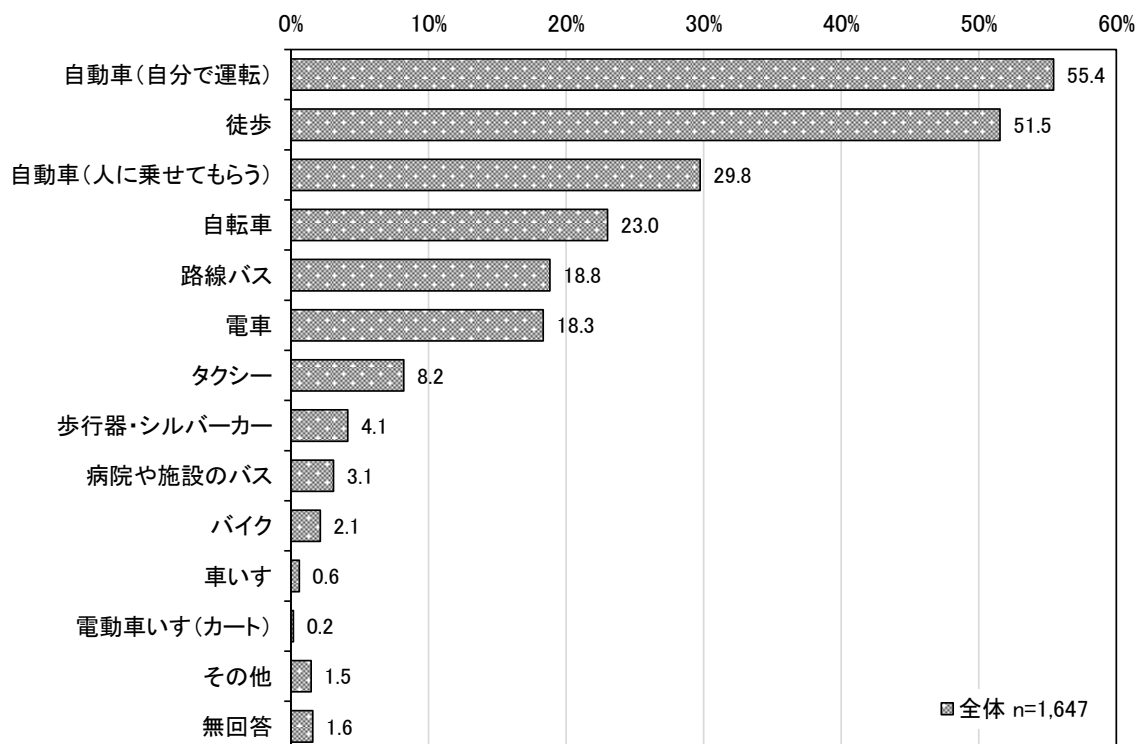
### ③外出を控えている理由【複数回答】

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が45.4%で最も高く、次いで「交通手段がない」が20.3%、「トイレの心配」が15.3%となっています。なお、新型コロナウイルス感染予防が理由として多く挙げられている「その他」は36.4%となっています。



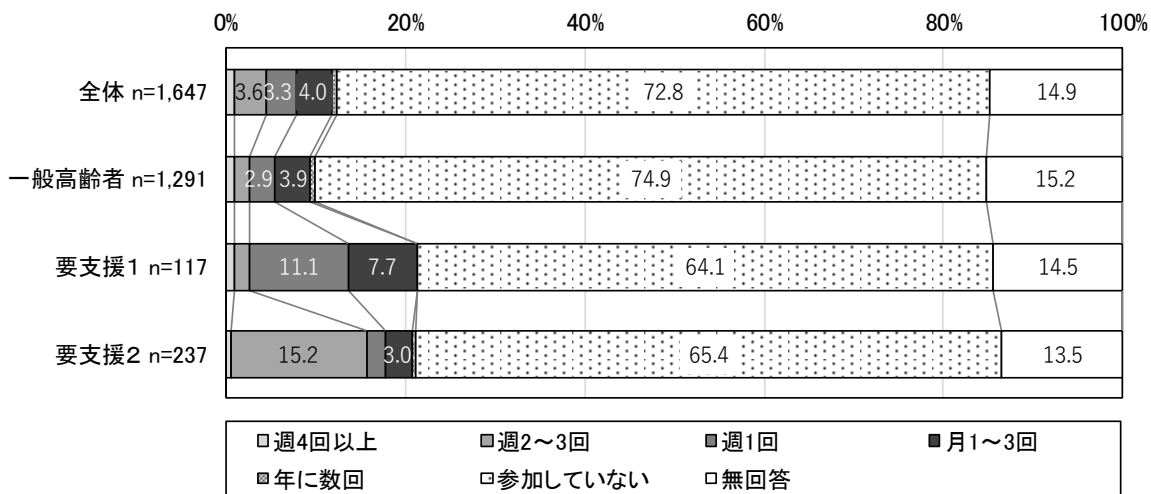
### ④外出時の移動手段【複数回答】

外出時の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が55.4%で最も高く、次いで「徒歩」が51.5%、「自動車（人に乗せてもらう）」が29.8%となっています。また、公共交通機関である「路線バス」は18.8%、「電車」は18.3%となっています。



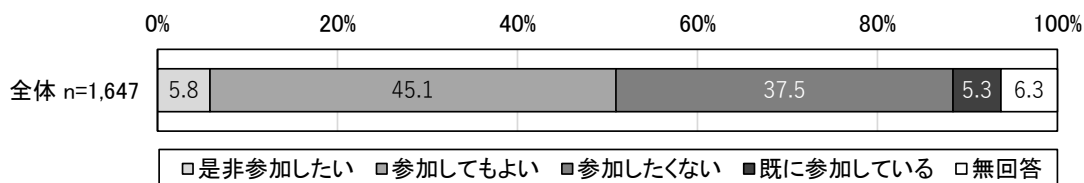
### ⑤介護予防のための通いの場への参加状況

介護予防のための通いの場への参加状況については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた『参加している』は、一般高齢者では約1割である一方で、要支援1・2では約2割と、要支援認定者のほうが参加している方が多い傾向がみられます。



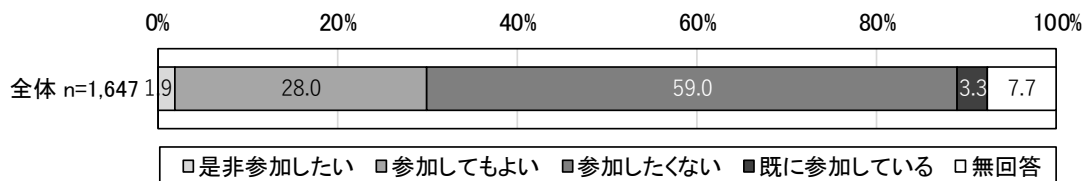
### ⑥参加者として地域活動へ参加する意向

参加者として地域活動（健康づくり活動や趣味等のグループ活動等）へ参加する意向については、約5割の方が前向きな回答をしています。



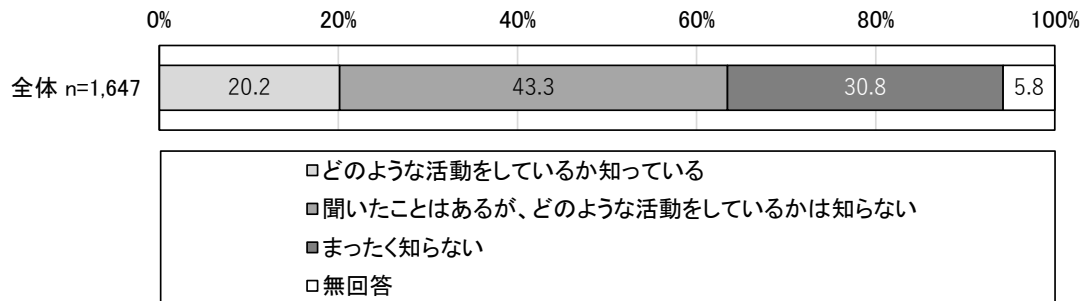
### ⑦企画・運営・お世話役として地域活動へ参加する意向

企画・運営・お世話役として地域活動（健康づくり活動や趣味等のグループ活動等）へ参加する意向については、約3割の方が前向きな回答をしています。



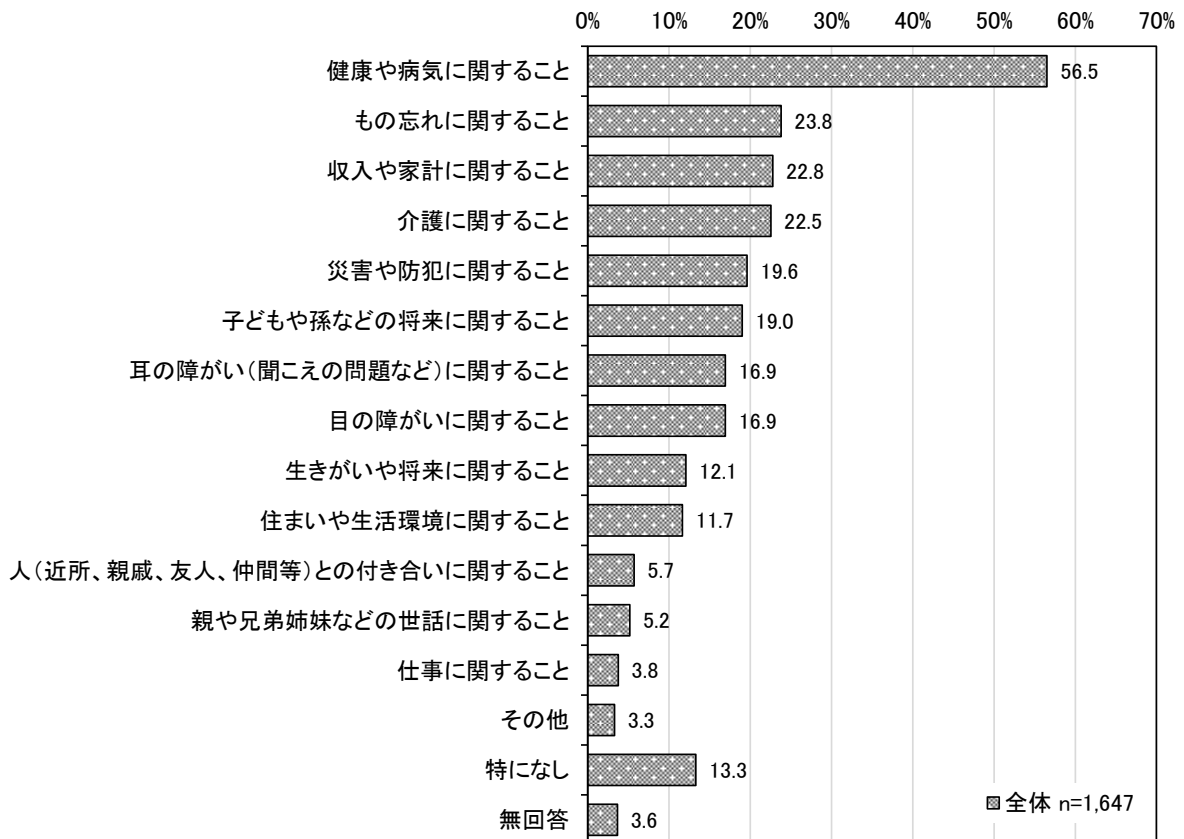
### ⑧地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については、「聞いたことはあるが、どのような活動をしているかは知らない」が43.3%で最も高く、次いで「まったく知らない」が30.8%、「どのような活動をしているか知っている」が20.2%となっています。



### ⑨現在、不安に思っていること【複数回答】

現在、不安に思っていることについては、「健康や病気に関すること」が56.5%で最も高く、次いで「もの忘れに関すること」が23.8%、「収入や家計に関すること」が22.8%となっています。



### (3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果のまとめ

#### ①あなたのご家族や生活状況について

家族構成においては、「1人暮らし」の割合は全体で24.5%（前回19.2%）と約4人に1人の割合となっています。「1人暮らし」を性別で見ると、男性が20.0%（前回12.7%）、女性が28.0%（前回24.5%）と、女性のほうが「1人暮らし」の割合が高くなっています。

普段の生活において、「現在、何らかの介護を受けている」は、全体では12.5%（前回13.9%）となっていますが、年齢が上がるとともに「現在、何らかの介護を受けている」割合は増加し、85歳以上では約4割、90歳以上では約5割の方が介護を受けている状況となっています。

介護・介助が必要になった主な原因においては、全体では「高齢による衰弱」が23.0%（前回19.6%）で最も高くなっています。性別で見ると、「高齢による衰弱」のほか、男性では「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「心臓病」「糖尿病」、女性では「関節の病気（リウマチ等）」「骨折・転倒」により介護・介助が必要になった割合が高く出ていることから、介護・介助が必要となる原因は、性別で異なる傾向がみられます。

経済状況においては、苦しいと感じている割合（「大変苦しい」「やや苦しい」の合計値）は全体で30.6%（前回26.3%）と約3人に1人の割合となっています。

#### ②からだを動かすことについて

運動機能の評価では、全体の20.9%（前回21.7%）が運動機能の低下の傾向がみられると判定されています。また、閉じこもりの傾向をみる評価では、全体の21.7%（前回19.6%）が閉じこもりの傾向がみられると判定されています。どちらの評価項目においても、年齢が上がるとともに該当者の割合は高くなる傾向がみられ、80歳以上では、運動機能が3割、閉じこもりが2割を超える結果となっています。

外出を控えている理由においては、身体的な理由である「足腰などの痛み」が45.4%（前回66.8%）と高い割合となっており、外出をする上では、自身の身体機能が維持されていることが重要であることがうかがえます。また、「その他」が36.4%（前回11.5%）と高い割合を示しており、その他の具体的記述の大半は、新型コロナウイルス感染症となっています。

外出をする際の主な移動手段としては、「徒歩」「自動車（自分で運転）」「自動車（人に乗せてもらう）」が上位に挙げられています。性別で見ると、男性では「自動車（自分で運転）」、女性では「徒歩」が、主な移動手段として最も高い割合を示しています。

#### ③食べることについて

身長と体重から肥満度を図る指数であるBMIでは、肥満と判定される「BMI＝25.0以上」は、全体で22.7%（前回24.5%）と約5人に1人の割合となっています。

口腔機能の評価では、全体の 27.3%（前回 25.2%）が口腔機能の低下の傾向がみられると判定されています。

どなたかと食事をする機会においては、日常的に機会がある割合（「毎日ある」「週に何度かある」の合計値）は、全体で 45.4%（前回 49.1%）である一方で、機会が少ない割合（「年に何度かある」「ほとんどない」の合計値）は、全体で 20.1%（前回 14.7%）となっています。

#### ④ 毎日の生活について

認知機能の評価では、全体の 46.8%（前回 44.8%）が認知機能の低下の傾向がみられると判定されています。他の評価項目と比べて割合が高く、65～69 歳で 33.7%（前回 33.8%）が認知機能の低下の傾向がみられると判定されています。

日常生活の状況から判定する生活機能総合評価においては、全体の 56.2%（前回 59.8%）が「高い」と判定されています。年齢が上がるとともに「高い」は減少し、80 歳以上では 6 割を切る割合となっています。

#### ⑤ 地域での活動について

地域活動への参加状況においては、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「町内会・自治会」へ参加している割合が、他の地域活動に比べて高い傾向がみられます。中でも「趣味関係のグループ」の割合が最も高くなっています。なお、「介護予防のための通いの場」への参加状況は、「週 4 回以上」が 0.8%（前回 1.0%）、「週 2～3 回」が 3.6%（前回 2.8%）、「週 1 回」が 3.3%（前回 3.3%）、「月 1～3 回」が 4.0%（前回 4.3%）、「年に数回」が 0.5%（前回 1.5%）となっています。

健康づくりや趣味等のグループ活動へ参加者として参加する意向においては、「是非参加したい」が 5.8%（前回 6.7%）、「参加してもよい」が 45.1%（前回 43.8%）と、参加したいという意向を持っている方は比較的多くいることがうかがえます。また、「既に参加している」は 5.3%（前回 5.6%）となっています。

#### ⑥ たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人では、「配偶者」「別居の子ども」「友人」が上位に挙げられています。男性では「配偶者」の割合が高く、女性では「友人」の割合が高くなっています。また、病気で数日間寝込んだとき、看病や世話をしてくれる人では、「配偶者」「同居の子ども」「別居の子ども」が上位に挙げられています。男性、女性ともに「配偶者」の割合が最も高くなっています。

友人・知人と会う頻度においては、よく会っている割合（「毎日ある」「週に何度かある」の合計値）は、全体で 33.3%（前回 35.3%）となっています。年齢階級別でみると、年齢が上がるとともに「ほとんどない」の割合は増加し、85～89 歳では 27.5%、90 歳以上で 41.6%となっています。

### ⑦健康について

現在の健康状態において、よいと感じている割合（「とてもよい」「まあよい」の合計値）は全体で74.7%（前回73.4%）である一方で、よくないと感じている割合（「あまりよくない」「よくない」の合計値）は全体で23.3%（前回25.0%）となっています。

うつの評価では、全体の44.7%（前回45.4%）がうつの傾向がみられると判定されています。認知機能と同様に高い割合となっています。

治療中又は後遺症のある病気においては、全体では「高血圧」が42.1%（前回39.6%）で最も高い割合となっています。性別で見ると、男性では「心臓病」「糖尿病」「腎臓・前立腺の病気」、女性では「高脂血症（脂質異常）」「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」「目の病気」を抱えている割合が高く出ており、介護・介助が必要となった主な原因と同様に、性別で異なる病気を抱えている傾向がみられます。

### ⑧認知症にかかる相談窓口の把握について

認知症の症状の有無又は家族に認知症の症状があるかにおいては、「はい」が10.4%（前回7.9%）、「いいえ」が85.5%（前回87.3%）と、「いいえ」が大きく上回る結果となっています。

認知症に関する相談窓口を知っているかにおいては、「はい」が21.4%（前回22.9%）、「いいえ」が74.9%（前回72.2%）と、「いいえ」が大きく上回る結果であることから、引き続き、認知症に関する相談窓口の周知が必要である状況がみられます。

### ⑨その他について

現在、不安に思っていることにおいては、「健康や病気に関すること」が56.5%（前回53.9%）で最も高く、自身の健康面に対して不安を抱えている方が多い状況がうかがえます。また、「もの忘れに関すること」「収入や家計に関すること」が上位に挙げられています。また、「耳の障がい（聞こえの問題など）に関すること」と回答した方の補聴器の利用状況については、「はい（使っている）」が29.7%、「いいえ（使っていない）」が69.2%となっています。

地域包括支援センターの認識においては、「まったく知らない」が30.8%（前回29.6%）と、約3人に1人は知らない状況となっています。

介護保険サービス以外で、サービスの充実を図るべきと考えるものにおいては、「緊急時にボタンひとつで消防本部へ通報できる機器を貸出しするサービス」「災害が起きたときに手助けを必要とする方に対し、地域が連携して安否確認や避難の支援をする制度」「救急時に備え、必要な医療情報を自宅に保管しておくキットを配付するサービス」が上位に挙げられていることから、緊急時や災害時等におけるサービスの充実が求められている結果となっています。

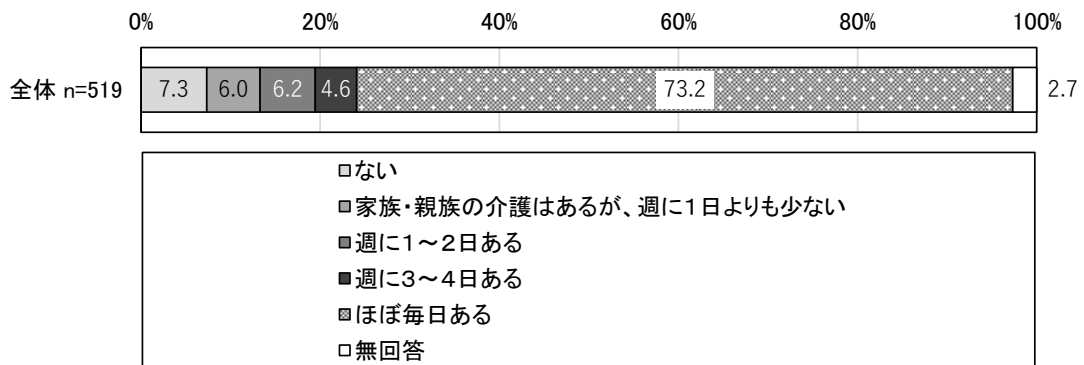
介護予防事業や講座等で、今後参加してみたい、又は興味があるものにおいては、「いきいきヘルス体操」「元気アップ体操」が上位に挙げられており、体操への参加及び興味が高い傾向がみられます。



## (4) 在宅介護実態調査結果 (抜粋)

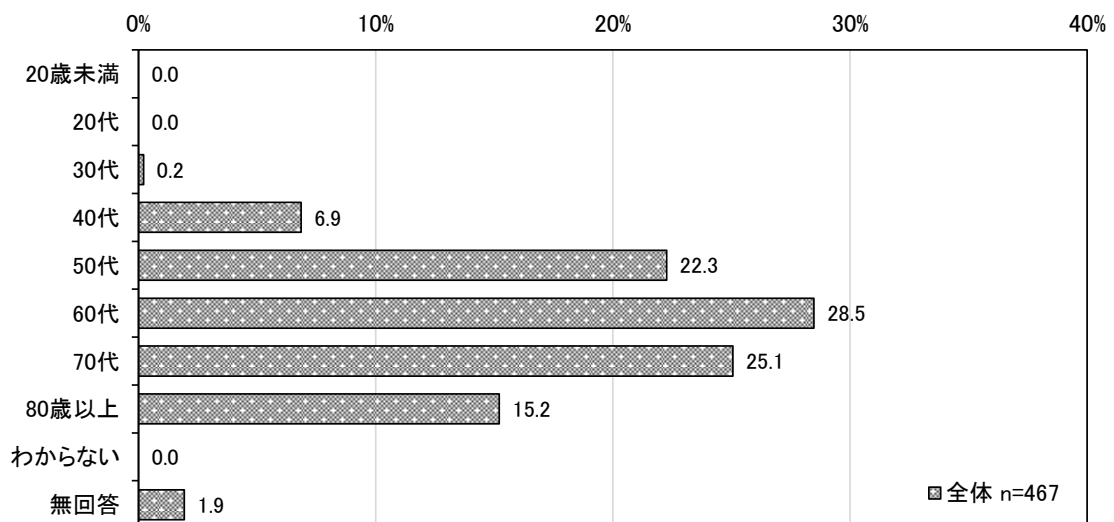
### ① 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日ある」が73.2%で最も高く、次いで「ない」が7.3%、「週に1～2日ある」が6.2%となっています。在宅での介護が始まると、多くの方がほぼ毎日介護をしている状況にあることがわかります。



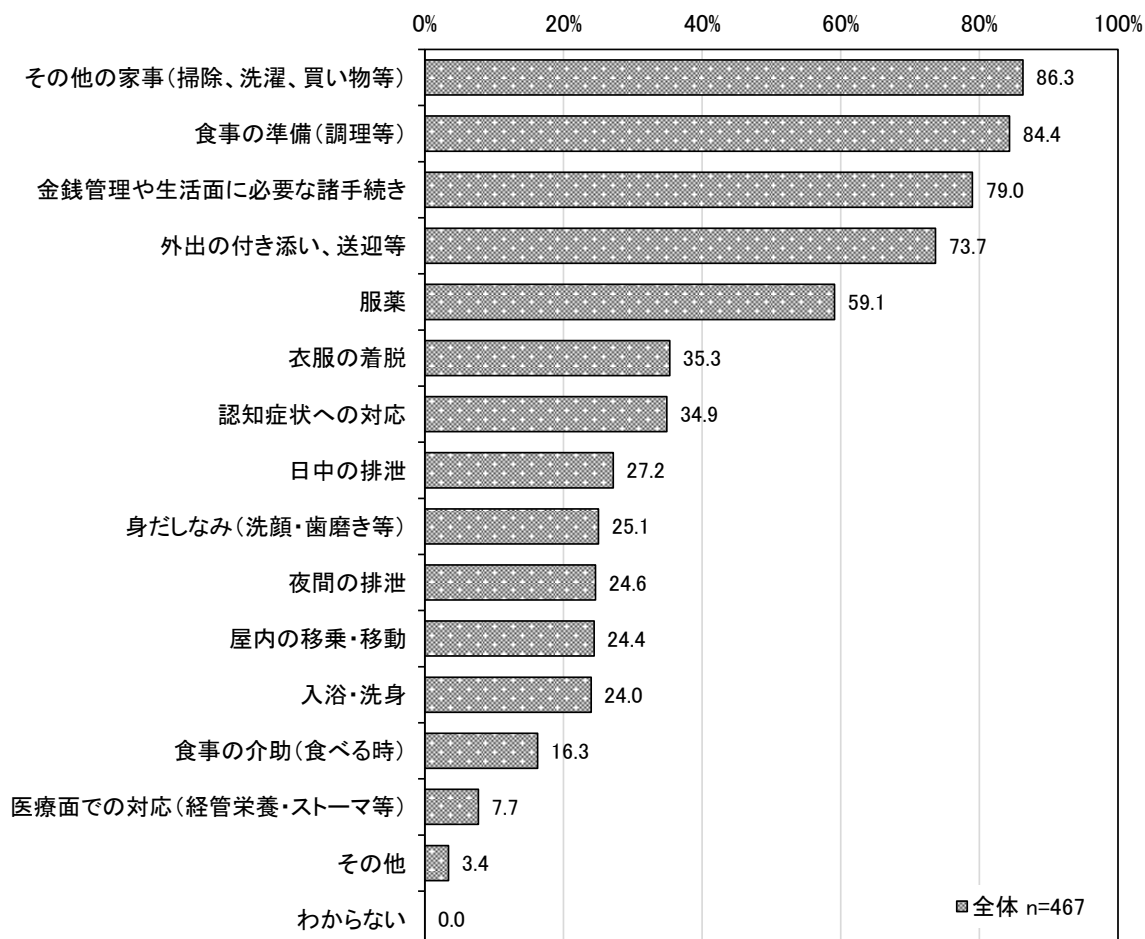
### ② 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「60代」が28.5%で最も高く、次いで「70代」が25.1%、「50代」が22.3%となっています。60代以上の割合は68.8%と、今後の高齢化に伴い、老老介護の状況も増加することが予測されます。



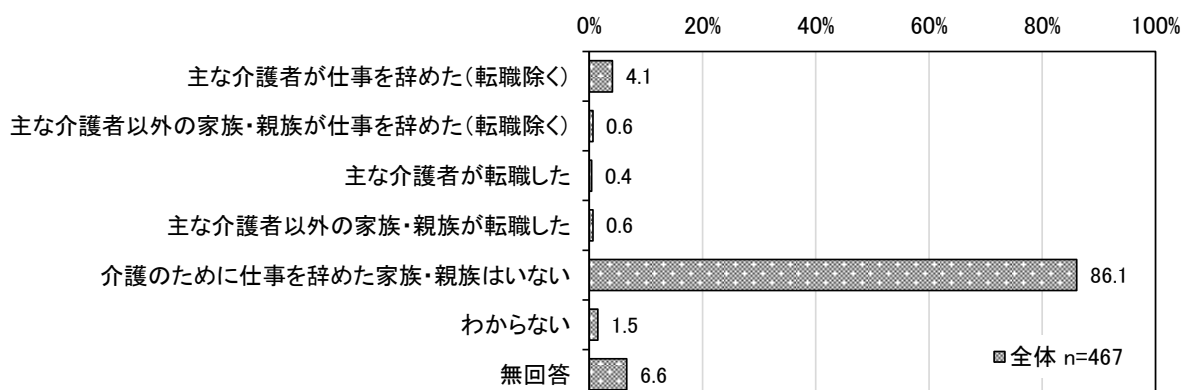
### ③主な介護者が行っている介護【複数回答】

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が86.3%で最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」が84.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が79.0%となっています。日常生活を送るための生活支援が主な介護となっている状況がうかがえます。



### ④介護のための離職等の状況【複数回答】

介護のための離職等の状況については、主な介護者が仕事を辞めた、また転職した割合は低いものの、一定数の方が離職、転職せざるを得ない状況にあることがわかります。



## (5) 在宅介護実態調査結果のまとめ

### ① A票の調査結果のまとめ

世帯類型において、「その他」が53.2%（前回56.9%）で最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が23.7%（前回23.8%）、「単身世帯」が19.8%（前回17.4%）となっています。性別でみると、男性に比べて女性のほうが「単身世帯」の割合が高くなっています。

家族や親族の方からの介護状況においては、「ほぼ毎日ある」が73.2%（前回73.5%）で最も高く、次いで「ない」が7.3%（前回7.9%）、「週に1～2日ある」が6.2%（前回6.9%）となっています。

主な介護者においては、「子」「配偶者」の割合が高くなっています。また、介護者の性別は、「男性」が36.8%（前回31.8%）、「女性」が60.0%（前回67.2%）と、「女性」が23.2ポイント上回り、主な介護者としては、女性の割合が高い結果となっています。

主な介護者の年齢においては、「60代」が28.5%（前回30.8%）で最も高い割合を占めており、「70代」が25.1%、「80歳以上」が15.2%と、60歳以上で68.8%となっていることから、多くの家庭において老老介護の状況にあると考えられる結果となっています。

主な介護者が行っている介護等においては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が86.3%（前回89.5%）で最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」が84.4%（前回83.0%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が79.0%（前回82.6%）となっています。

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかにおいては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が86.1%（前回83.4%）で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が4.1%（前回4.9%）となっています。

現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスにおいては、「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「ゴミ出し」が上位に挙げられています。

今後、在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスにおいては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「配食」「外出同行（通院、買い物など）」が上位に挙げられていることから、移動手段や外出、日常生活における支援・サービスが求められていることがうかがえます。

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況においては、「入所・入居は検討していない」が71.7%（前回73.3%）で最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が20.0%（前回18.5%）、「すでに入所・入居申し込みをしている」が4.8%（前回6.2%）となっています。認定状況別でみると、「入所・入居を検討している」は、要介護3が27.3%と、他の要介護度に比べて高くなっています。

現在、抱えている傷病においては、「認知症」「脳血管疾患（脳卒中）」「心疾患（心臓病）」が上位に挙げられています。性別でみると、男性は女性に比べて、「脳血管疾患（脳卒中）」「心疾患（心臓病）」「悪性新生物（がん）」「呼吸器疾患」「糖尿病」を抱えている傾向が高い一方で、女性は男性に比べて、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」「変形性関節疾患」「認知症」を抱えている傾向が高くなっています。

訪問診療の利用状況においては、「利用している」が8.3%（前回6.0%）、「利用していない」が89.6%（前回93.6%）で、「利用していない」が81.3ポイント上回っています。

介護保険サービスの利用状況においては、「利用している」が85.0%（前回89.2%）、「利用していない」が12.5%（前回10.1%）で、「利用している」が72.5ポイント上回っています。

介護保険サービスを利用していない理由においては、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が33.8%（前回38.2%）で最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が27.7%（前回30.9%）、「家族が介護をするため必要ない」が16.9%（前回16.4%）となっていることから、本人の状態及び意向により、利用していない状況となっていることがうかがえます。

## ② B票の調査結果のまとめ

主な介護者の現在の勤務形態においては、「働いていない」が52.5%（前回57.5%）で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が26.8%（前回22.9%）、「パートタイムで働いている」が16.5%（前回15.8%）となっています。

働き方の調整等においては、「特に行っていない」が38.1%（前回41.4%）で最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰、中抜け等）』しながら、働いている」が29.7%（前回37.2%）となっています。

勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うかにおいては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が28.2%（前回30.9%）で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が22.3%（前回24.1%）、「制度を利用しやすい職場づくり」が15.3%（前回21.5%）となっています。

今後も働きながら介護を続けていけるかにおいては、続けていくことが難しいと考えている割合（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計値）は全体で9.5%（前回6.3%）と、約10人に1人の方が難しいと感じている結果となっています。介護と仕事を両立させるため、介護の負担軽減の支援や勤め先からの支援など、何らかの支援が必要であると考えられます。

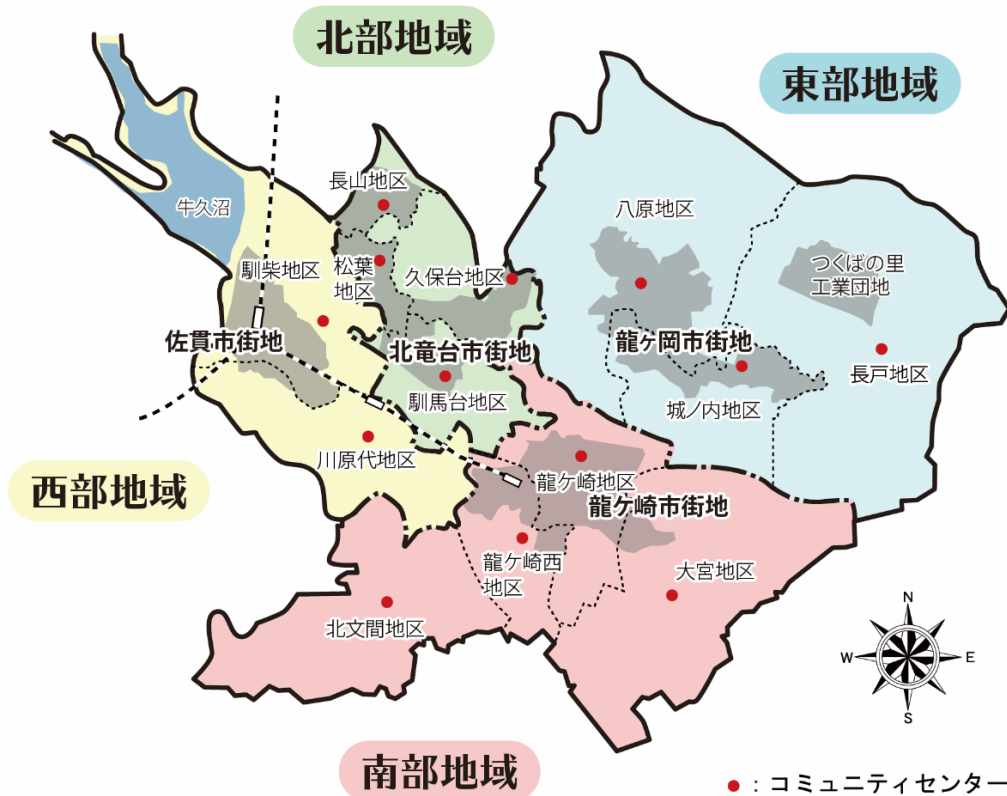
現在の生活を継続していくにあたり、不安を感じる介護等においては、「夜間の排泄」が38.1%（前回28.7%）で最も高く、次いで「認知症状への対応」が32.3%（前回35.4%）、「日中の排泄」が31.7%（前回22.7%）となっています。

## 6 日常生活圏域の設定

介護保険法第117条第2項第1号の規定により、市全域を市民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と、介護保険給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、次の4つの日常生活圏域を設定し、介護保険サービスの利用等に地域格差が生じることがないように留意しながら、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

なお、第7期計画において、今後の市全体の将来都市構造における生活圏域の位置付けを踏まえた日常生活圏域の見直しを行い、「西部地域」に含まれていた北文間地区を「南部地域」に含めた日常生活圏域を設定しており、第8期計画以降も同じ区分としています。

【日常生活圏域 区分図】



【日常生活圏域ごとの現状（令和5年10月1日現在）】

（単位：人、％）

区分	西部地域	北部地域	東部地域	南部地域	合計
総人口	18,048	18,975	19,934	18,678	75,635
第1号被保険者（65歳以上）	5,948	6,051	4,070	7,186	23,255
前期高齢者（65～74歳）	2,668	3,360	1,951	3,275	11,254
後期高齢者（75歳以上）	3,280	2,691	2,119	3,911	12,001
高齢化率	33.0	31.9	20.4	38.5	30.7

資料：住民基本台帳

# 第 3 章

## 計画の基本的な考え方





# 1 基本理念

本市は、超高齢社会を迎え、第8期計画期間中には、はじめて前期高齢者（65～74歳）を後期高齢者（75歳以上）が上回り、今後も高齢者人口の増加が進むことから、介護サービス等への需要はさらなる増大が予測されます。

これまで、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年を見据えながら、安定的な介護保険制度の運営を図ってきましたが、今後、少子高齢化の進行には地域差が生じてくることが予測されることから、本市における将来的な人口構成や高齢化のピーク、介護サービスへの需要の変化などを把握・予測しながら、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保等に向けた取組を推進していく必要があります。

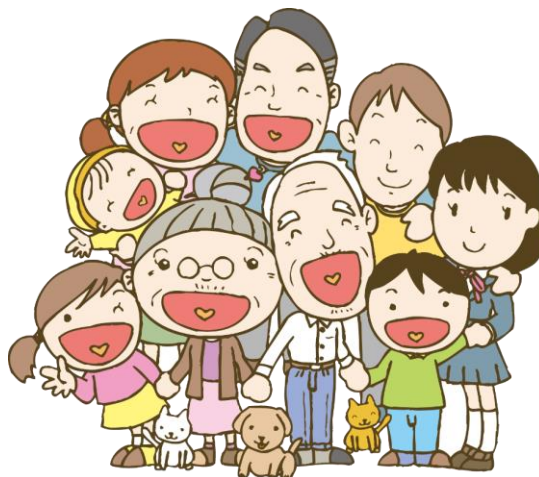
今後、高齢化が一層進む中、これまでの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らししていくことのできる包摂的な社会を理念とした地域共生社会の実現が求められており、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

本市の特徴と課題を踏まえつつ、高齢者が心身の健康を維持しながら、その豊かな経験と知恵を生かし、生きがいを持ちながら暮らし続けられるまち、また、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、安心して暮らし続けられるまちの実現を本計画では目指します。

「その人らしく生き抜くことができるまちへ ～地域はあなたの家族です～」を基本理念に掲げ、高齢者一人ひとりがお互いに力を合わせながら、安心して暮らし続けられるように計画を策定しました。

## 基本理念

その人らしく生き抜くことができるまちへ  
～地域はあなたの家族です～



## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、高齢者福祉に係る施策を総合的に推進します。

### 基本目標 1 介護予防・生きがいつくりを推進するまち

高齢者一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できるよう、介護予防・重度化防止に向けた取組とともに、社会参加や地域活動を通じた生きがいつくりの取組を一体的に推進します。

### 基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症等により常時介護・見守りが必要な高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が増加していくことが見込まれる中、高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活継続のための取組を促進します。

### 基本目標 3 尊厳のある暮らしを支援するまち

何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

### 基本目標 4 支えあえる地域づくりを推進するまち

高齢化の進行とともに、介護者の高齢化も進むことが予測されることから、身近な地域で互いに見守り、支えあいながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

### 基本目標 5 介護保険制度の安定した運営を推進するまち

要支援・要介護認定者に対して個々の状態に応じて必要なサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な人材確保に努め、介護保険制度の安定的な運営を目指します。

## 3 施策の体系

本計画の施策の体系は、以下のとおりです。

### 基本理念

その人らしく生き抜くことができるまちへ  
～地域はあなたの家族です～

<b>基本目標 1</b>	<b>介護予防・生きがいを推進するまち</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進</li> <li>2 生きがいづくり・仲間づくりの促進</li> <li>3 高齢者の社会参加の促進</li> </ol>
<b>基本目標 2</b>	<b>住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援体制の強化</li> <li>2 地域課題・資源の把握、解決策の検討</li> <li>3 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>4 認知症施策の推進</li> <li>5 在宅での生活を続けるための支援</li> <li>6 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備</li> </ol>
<b>基本目標 3</b>	<b>尊厳のある暮らしを支援するまち</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の権利擁護の推進</li> <li>2 高齢者虐待の防止</li> </ol>
<b>基本目標 4</b>	<b>支えあえる地域づくりを推進するまち</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護者への支援</li> <li>2 災害時・緊急時における支援体制の確保</li> </ol>
<b>基本目標 5</b>	<b>介護保険制度の安定した運営を推進するまち</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険制度の概要</li> <li>2 介護保険事業費の推計手順</li> <li>3 居宅介護サービスの安定供給</li> <li>4 介護予防サービスの安定供給</li> <li>5 地域密着型サービスの基盤整備と安定供給</li> <li>6 施設サービスの整備</li> <li>7 介護予防・日常生活支援総合事業の安定供給</li> <li>8 低所得者等の負担軽減</li> <li>9 給付費及び第1号被保険者（65歳以上）保険料の推計</li> <li>10 介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進</li> <li>11 介護給付の適正化</li> </ol>



# 第 4 章

## 施策の展開



## 基本目標 1 介護予防・生きがいづくりを推進するまち

### 1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進

本市では、これまで前期高齢者の割合が後期高齢者を上回り推移してきましたが、第8期計画期間中に、後期高齢者の割合が前期高齢者を上回り、以降も同様の傾向が続いていくと予測されます。今後、後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする方の増加も見込まれることから、早い段階での介護予防・健康づくりに取り組み、高齢者の健康を維持していくことが求められます。

また、介護予防では高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、本人を取り巻く環境へバランスのとれたアプローチが重要となります。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正により、本市では平成 29 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、これまで介護保険で行っていた要支援 1・2 の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市の事業として、訪問型サービス及び通所型サービスに再編され、市の実情に応じた形で実施することとなりました。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された方）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されています。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### 事業の内容

##### ◆介護予防・生活支援サービス【訪問型サービス】

サービス種別	説明	備考
訪問型サービス（国基準型） （介護予防訪問介護相当）	旧介護予防給付相当	平成 29 年 4 月より開始
訪問型サービス（基準緩和型）	現行の訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の人員基準等を緩和し、身体介護を要しない利用者に対して、生活援助のみを提供するサービス	平成 29 年 4 月より開始

◆介護予防・生活支援サービス【通所型サービス】

サービス種別	説明	備考
通所型サービス（国基準型） （介護予防通所介護相当）	旧介護予防給付相当	平成29年4月より開始
通所型サービス（基準緩和型）	現行の通所型サービス（介護予防通所介護相当）の人員基準や設備基準等を緩和して提供するサービス	平成29年4月より開始

現状と課題

- 「訪問型サービス（国基準型）」「通所型サービス（国基準型）」とも、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、ほぼ従前の提供体制を維持しています。「通所型サービス」については、機能訓練型デイサービスが新たに加わることで多様化しています。
- 「訪問型サービス（基準緩和型）」では、軽度者に対する生活支援のための担い手を確保することを目的とした生活支援サポーター養成を実施していますが、研修修了後、実際に就業に至る方は1割程度にとどまっており、その活躍の場の拡大が課題となっています。
- 「通所型サービス（基準緩和型）」では、利用者の自立支援を目指し、事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化を図っていますが、その効果、評価には至っていません。

今後の展開

- 「訪問型サービス（国基準型）」「通所型サービス（国基準型）」とも、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、提供体制を維持しながら新たな事業所の参入を検討します。特に「通所型サービス（国基準型）」については、機能訓練型など機能強化に特徴のあるデイサービスの参入を検討します。
- 「訪問型サービス（基準緩和型）」では、担い手の確保のため、生活支援サポーターの養成をします。併せて、受入事業所の拡大を検討します。
- 「通所型サービス（基準緩和型）」では、利用者の自立支援を目指した事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化を見える化し、その評価方法について検討します。併せて受入事業所の拡大も検討します。
- 多様なサービスとして短期集中予防サービス（C型 3～6か月の短期間で体力の改善、ADL<sup>※1</sup>・IADL<sup>※2</sup>の改善を目的として実施）について、協力・連携可能な事業者、専門職との協議を重ね事業構築を進めます。

※1 ADL…日常生活動作（ADL）とは、「Activities of Daily Living」の略称。「食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など」生活を営む上で不可欠な基本的行動を指す。

※2 IADL…手段的日常生活動作（IADL）とは、「Instrumental Activities of Daily Living」の略称。「電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など」生活を営む上で、必要な動作の中でも複雑で高次な動作を指す。



## (2) 一般介護予防事業

### 事業の内容

- 高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指します。
- 65歳以上の高齢者に対し、介護予防への啓発をはじめ、健康づくり・疾病予防・介護予防に関する取組の実践の勧奨と機会の提供、地域を基盤とした住民主体の健康づくり活動の支援を行います。
- 今後、医療と介護の一体化事業の中で、特に介護予防の「通いの場」において保健師等の専門職が関与して健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病・フレイル<sup>※1</sup>予防のための普及啓発を行います。

### ①運動機能改善・認知症予防のための事業

#### 事業の内容

#### ア いきいき運動講座

シニア世代の方にとって必要とされる、運動・栄養・口腔ケアを中心としたシリーズ講座を、スポーツ施設等を利用し実施しています。

#### イ 認知機能低下予防講座（のびのび健康生活講座）

認知症予防のための脳トレ、体操、軽運動を組み合わせたシリーズ講座を実施しています。

#### ウ 音楽フィットネス講座（DKエルダーシステム<sup>※2</sup>）

介護予防・機能訓練のコンテンツ機器である「DKエルダーシステム」を活用し、民間施設を含む多様な会場で講座を実施しています。

#### エ 健康ウォーキング講座

龍・流連携事業の一環として、流通経済大学スポーツ健康科学部の指導の下、市内外コースを活用したポールウォーキング<sup>※3</sup>を実施しています。

#### オ タップくん健康マイレージ

スマートフォンのウォーキングアプリ等を利用して、日々の歩数や健診、がん検診の受診等に対してポイントが付き、貯めたポイント数に応じた賞品と交換できます。

#### カ まいん「健康」サポートセンター

いきいきと健康に生活できるような施設利用をテーマに、専門のインストラクター等が介護予防や体力維持に有効な運動プログラム、認知症予防に効果的な頭の体操などを定期的に提供しています。

**現状と課題**

- 身体の運動機能改善を目的に諸講座を実施しています。単に運動だけでなく、認知症予防、口腔、栄養のための要素も組み込み、飽きずに楽しみながら学べるプログラムを心がけています。
- 新規参加者を増やしていくため、会場設定等機会の拡大、目的に合わせた回数、講座内容の検討が必要です。

**今後の展開**

- 生活圏域ごとに講座が開催できるよう検討します。また、目的に合わせた回数、講座内容の検討を行っていきます。
- 健康ウォーキングとタッポくん健康マイレージの連携、ウォーキングの習慣化の推進に取り組みます。

**◆いきいき運動講座 実績／目標値**

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	267	306	240	240	240	240
開催回数	20	20	16	16	16	16

**◆認知機能低下予防講座 実績／目標値**

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	761	960	1,140	1,140	1,140	1,140
開催回数	60	60	60	60	60	60

**◆音楽フィットネス講座 実績／目標値**

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	385	230	230	230	230	230
開催回数	30	16	16	16	16	16

43 ページの用語解説

- ※1 フレイル……………健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。
- ※2 DKエルダーシステム…通信カラオケ機器を活用した介護予防・健康増進コンテンツ配信システム。豊富なコンテンツから、対象者や目的に合ったコンテンツを選び、介護予防や健康増進、生きがいづくりにつなげることを目的とする。
- ※3 ポールウォーキング…性別、年齢に関係なく始められる2本のポールを持って歩くだけの手軽な全身運動。通常のウォーキングよりも運動効果が高く、理想的な歩行姿勢をサポートするなど、健康維持、ストレス解消、運動不足解消、リハビリにも効果的な新しいウォーキングスタイル。

## ◆健康ウォーキング講座 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	47	63	100	100	100	100
開催回数	9	9	10	10	10	10

## ◆タッポくん健康マイレージ 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	2,565	2,881	3,100	3,400	3,700	4,000

## ◆まいん「健康」サポートセンター 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	7,523	8,559	8,600	8,600	8,600	8,600

## ②健康や日常生活に必要な情報提供のための事業

## 事業の内容

## ア 口腔ケア講座

口の機能や唾液の働き、噛むことの大切さや口腔ケアの方法に関する講座を実施しています。また、「オーラルフレイル<sup>\*1</sup>」(口腔機能の軽微な低下や食の偏りなど)に気づき、適切な対応により健康を維持する実践を含めた講座を実施しています。

## イ 上手な年の重ね方講座(介護編)(健康編)(権利擁護編)

日常生活に必要な知識をカテゴリ別にシリーズ化して様々な情報提供を実施しています。

- ・介護編：介護保険制度、介護事業所の紹介や介護用品のデモ、アドバンス・ケア・プランニング<sup>\*2</sup>(看取り)
- ・健康編：フレイル予防、肩痛・膝痛・股関節痛予防のための効果的な運動
- ・権利擁護編：認知症への理解、成年後見制度<sup>\*3</sup>、消費者被害等

\*1 オーラルフレイル……………噛んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることで、早期の重要な老化のサインとされている。噛む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌が悪くなることで人や社会との関わりの減少を招いたりすることから、全体的なフレイル(活力低下)進行の前兆として深い関係性が指摘されている。

\*2 アドバンス・ケア・プランニング…将来の変化に備え、希望する医療及びケアについて、あらかじめ本人を中心にそのご家族や近い人、関係する医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスを意味する。人生会議。

\*3 成年後見制度……………認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって判断能力が低下している方をサポートする人(成年後見人)を家庭裁判所が選任する法定後見制度を指す。将来的に認知症などになってしまったときに備えて、あらかじめ後見人となる人を定めておく任意後見制度もある。

**現状と課題**

- 口腔の単発講座では内容的に参加者増につながらないため、他要素も組み込み、飽きずに楽しみながら学べるプログラム構成の検討が必要です。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における重症化予防の講座の一部として実施しています。栄養や運動の講座と併せて幅広い分野の情報提供をしていく必要があります。
- 上手な年の重ね方講座は、関心の高まりもあり年々参加者が増えている状況です。

**今後の展開**

- 出前講座等、様々な機会における情報提供及び実践の機会づくりに取り組みます。
- 対象者に合った講座内容や飽きずに楽しみながら学べるプログラムの構成を再検討していきます。
- 高齢になると難聴が原因で社会交流が減ったり、認知機能が低下しやすくなります。難聴の早期診断を受け適切な対応をとることで、より良い社会生活を促し、認知症の予防、健康寿命の延伸を目指していきます。

**◆口腔ケア講座 実績／目標値**

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	17	43	60	60	60	60
開催回数	1	4	4	4	4	4

**◆上手な年の重ね方講座（介護編） 実績／目標値**

(単位：実人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	35	56	52	60	60	60
開催回数	4	4	3	4	4	4

**◆上手な年の重ね方講座（健康編） 実績／目標値**

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	55	85	75	100	100	100
開催回数	5	5	5	5	5	5

**◆上手な年の重ね方講座（権利擁護編） 実績／目標値**

(単位：実人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	105	113	120	120	120	120
開催回数	4	4	4	4	4	4

### ③住民主体の「通いの場」のための事業

#### 事業の内容

#### ア いきいきヘルス体操（シルバーリハビリ体操）

龍ヶ崎市シルバーリハビリ体操指導士会の協力を得て、生活機能改善体操と、瞬間的に使う筋肉を部分的に強化する要素的筋力体操を実施しています。

#### イ 元気アップ体操

元気アップ体操指導員の協力を得て、歩行機能、下肢筋力及びバランス能力の維持・改善を図るための体操や運動を実施しています。

#### ウ 思い出を語ろうかい

毎回テーマに沿って昔のことを思い出して言葉に出したり、相手の話を聞いて刺激を受けることで、集中力の向上や自発語の増加が促される、「回想法」を活用した少人数でのお話を傾聴ボランティア<sup>※1</sup>の協力を得て実施しています。

#### 現状と課題

- 市内全域での活動が広がりつつありますが、会場の確保や指導士の育成といった供給側の取組が必要です。
- 市民への活動の周知による新たな参加者の掘り起こし、活動の地域差の解消といった取組が必要です。
- 「通いの場」の活動には、ボランティアの協力が不可欠ですが、高齢化が危惧されます。

#### 今後の展開

- 適宜体験会を実施し、気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 保健師等の専門職が関与して健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病・フレイル予防のための普及啓発を行います。

#### ◆いきいきヘルス体操 実績／目標値

（単位：延人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	6,425	13,195	13,000	13,000	13,000	13,000
開催回数	690	1,298	1,300	1,300	1,300	1,300
会場数	47	48	48	48	48	48

※1 傾聴ボランティア…「回想法」という手法を用いて、昔の出来事などをテーマに沿って相手の話に耳を傾けるボランティア。自主活動で楽しく話し合う集いを市内で開催している。

◆元気アップ体操 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	4,629	6,815	6,800	6,800	6,800	6,800
開催回数	390	617	620	620	620	620
会場数	19	19	19	19	19	19

◆思い出を語ろうかい 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	1,399	1,912	1,600	1,600	1,600	1,600
開催回数	165	224	220	220	220	220
会場数	9	9	9	9	9	9

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における重症化予防

#### 現状と課題

- 健康診査や医療・介護に関するデータから、高齢者の健康状態を把握し、訪問や電話等による個別健康相談や「通いの場」等による集団健康教育を実施しています。
- 個別健康相談は、後期高齢者の糖尿病性腎症重症化予防に取り組むこととします。また、本市は循環器疾患の医療費割合が高いため、脳血管疾患や虚血性心疾患の予防に取り組めます
- 個別健康相談の対象者を「通いの場」に勧奨しています。また、「通いの場」の参加者にも重症化予防として、個別で健康相談を実施し、継続的に支援しています。
- 集団健康教育は、「通いの場」で専門職による自分自身の健康に関心が向けられるよう、「地域課題」「フレイル予防」「生活習慣病予防」について健康教育を行っています。
- 「通いの場」へ参加されていない方への対応や健康状態不明者への対応について、関係部局と連携を図る取組が必要です。

#### 今後の展開

- 後期高齢者の医療費は年々増加しており、慢性腎臓病、不整脈、高血圧の割合が大きく占めています。特定健康診査の受診者に加え、高齢者健康診査の結果等からも対象者を抽出し、訪問や面接等で保健師や管理栄養士による保健指導を行います。
- 医療機関やかかりつけ医と連携し、保健指導や栄養指導を行い、重症化予防に取り組めます。
- 健康づくり教室などの「通いの場」で、保健師等の専門職が関与し、フレイルや生活習慣病等予防の普及啓発を行います。
- 健康状態不明者へ訪問等で健康状態等を確認し、「通いの場」への参加勧奨、健診受診の勧奨を行います。

## 2 生きがいづくり・仲間づくりの促進

生きがいづくりは、同じ趣味を持つ者同士で集まるなど、仲間づくりが大切です。これまで仕事をしてきた方も、退職後は自分の時間を多く持てるようになり、これまでできなかった趣味活動等、新たな活動を通じて地域社会とつながりを持つことが、自立した生活を継続するために重要となります。

高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、可能な限り社会生活とつながることができるよう、機会提供を含めた様々な取組を行うことが必要です。

### (1) 総合福祉センター

#### 現状と課題

- 利用者に喜ばれる入浴施設の提供、生きがいづくりや交流の場としてのクラブ活動等の充実を継続してきており、令和4年度から新規事業として教養・健康に関する講座を実施しています。毎回定員上限に達する申込があり需要があることを認識しています。
- 施設の老朽化は、引き続き課題となっています。

#### 今後の展開

- 教養・健康に関する講座の充実をさらに図り、利用者のニーズに沿った施設運営を行っていきます。また、新型コロナウイルス感染症前の利用水準に戻るよう、イベント等を展開し、気軽に安心して利用できる当施設の良さを来館者に伝え、利用者の利用目的に沿った施設利用の促進を目指していきます。

#### ◆総合福祉センター 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	18,184	22,883	23,000	25,000	25,000	25,000



## (2) 元気サロン松葉館

### 現状と課題

- 概ね 60 歳以上の方を対象に、健康づくり事業や介護予防事業を実施しています。また、松葉小学校児童と世代間交流を行う等、利用者が生きがいを持ち社会参加できるよう支援しています。
- 利用者も増加傾向である一方、施設利用が飽和状態で新規プログラムの導入も困難なため、より効率的な運営方法の検討が必要です。

### 今後の展開

- 地域の特徴やニーズを捉えながら、高齢者がこれまで培った知識・能力・経験を生かした活動メニューを検討します。
- 松葉館の運営は、高齢者同士が相互に協力し合い、行事の企画や運営にも参画できるよう支援していきます。
- 今後、小中学校の統合が予定されていることから、施設の在り方を早急に検討する必要があります。

#### ◆元気サロン松葉館運営事業 実績/目標値

(単位：延人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	8,976	11,244	12,000	12,000	12,000	12,000

## (3) 交流サロン「りゅう」(社会福祉協議会中央支所)

### 現状と課題

- 交流サロン「りゅう」は、社会福祉協議会中央支所とともに設置され、高齢者の生きがい・健康づくりや子ども同士・子育て世代同士の交流など、市民が気軽に集い、交流できる福祉のまちづくりの拠点として平成 23 年度に設置されました。高齢者のための活動としては、いきいきヘルス体操、思い出を語ろうかい、認知症予防のためのいきいき健康倶楽部等が定期的開催されています。

### 今後の展開

- サロン活動の内容の充実やミニイベント等の開催により、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用の活性化に努めます。

#### ◆交流サロン「りゅう」 実績/目標値

(単位：延人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	3,412	4,946	5,100	5,200	5,300	5,400

## (4) まいりゅうサロン（社会福祉協議会佐貫西口支所）

### 現状と課題

- 地域住民の健やかな生活と、地域の結びつきを育む福祉のまちづくりの実現のため、地域福祉推進の活動拠点として令和元年7月に開設され、地域住民の身近な相談場所、活動場所、また気軽に集える場所として親しまれています。

### 今後の展開

- 福祉の店や喫茶コーナーなど施設の機能を充実し、幅広い世代、多様な方が気軽に利用し交流できる場を提供します。

#### ◆まいりゅうサロン 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	5,011	6,887	7,100	7,300	7,500	7,700

## (5) 高齢者地域ふれあいサロン

### 現状と課題

- 平成 29 年度より市内各地域において市民が自主的に介護予防活動を行うことに対し、市がその活動の推進に係る費用を支援しています。
- 現状に即した支援方法、形態の検討が必要です。
- 活動の紹介について、広く地域住民へ周知する方法の検討が必要です。

### 今後の展開

- 各地域で市民による自主活動の輪が広がっていくよう今後も広報周知に努め、また活動相互の情報交換の機会を設けます。
- 令和3年度に本事業の支援基準を緩和したことから、より多くの高齢者に自主活動の推進を図っていきます。

#### ◆高齢者地域ふれあいサロン 実績／見込値

（単位：延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
団体数	12	15	16	16	17	18
利用者数	4,508	7,209	7,500	7,700	7,900	8,100

## (6) 高齢者でも参加できるスポーツの推進

### 現状と課題

- 総合体育館（たつのこアリーナ）においては、平成26年度より指定管理者制度を導入し、毎週木曜日に開催している「卓球タイム」は、指定管理者が主体となり、継続して実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度、令和4年度は実施できませんでした。令和5年度については、9月、10月を除き、毎月1回～2回の開催を予定しています。  
「卓球タイム」は、誰もが手軽にできる卓球を、参加者同士が自由に楽しむとともに、ワンポイントレッスンも受けられることから、毎週多くの方が参加し、参加者同士の交流の輪も広がっています。その他、指定管理者による高齢者向け教室として、フィットネス教室やプールでのウォーキング教室などを開催しています。
- たつのこアリーナにおける事業や教室等は充実しているため、今後はたつのこフィールドやたつのこスタジアムなどの屋外施設における高齢者利用促進の運用方法を検討する必要があります。
- 市スポーツ推進委員が考案した龍ケ崎市独自のニュースポーツ「まいりゅうコロコロ」は、コミュニティセンター等での体験教室や小学生の親子ふれあい事業など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるニュースポーツとして徐々に浸透しています。

### 今後の展開

- 高齢者に人気の「卓球タイム」は、参加者数の動向を踏まえ、実施回数の増加について検討します。
- 引き続き、高齢者向けのフィットネス教室やプール教室を開催するとともに、ニーズ等を把握しながら様々な教室を展開し、高齢者のスポーツ実施率の向上及び健康づくりと生きがいづくりを推進します。
- 市民に身近な場所であるコミュニティセンター等で、「まいりゅうコロコロ」を中心としたニュースポーツ体験教室等を実施するなど、誰でも親しめる機会を引き続き提供し、市民へさらなる普及を図ります。

#### ◆卓球タイム 実績/目標値

(単位：延人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数 (65歳以上の人数)	-	-	950	1,300	1,600	1,600

#### ◆高齢者向け健康教室 フィットネス教室 実績/目標値

(単位：延人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	2,326	2,083	3,300	3,500	3,500	3,500

◆高齢者向け健康教室 プール教室 実績／目標値 (単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	950	1,506	1,800	1,800	1,800	1,800

◆まいりゅうココロ体験教室 実績／目標値 (単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	-	-	-	200	210	220

## (7) 長寿会活動への支援

### 現状と課題

- 60歳を超えても現役で働くなど、ライフスタイルの変化から新規の加入が少なく、会員の高齢化が進行し、会員数が減少傾向にあります。
- 人生での新たな社会貢献活動として、地域で活躍する場の創出を図りながら会の活動活性化を図る必要があります。

### 今後の展開

- スポーツ活動や文化的活動の行事、単位長寿会の視察研修会などを通じて、新規会員の加入を促進していきます。また、人生での新たな社会貢献活動として地域で活躍する場を提供することが長寿会の良さとするため、入会を検討している高齢者へ、この良さをアピールしていきます。

◆長寿会活動 実績／見込値 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
会員数	2,695	2,518	2,318	2,350	2,400	2,450

## (8) 敬老会の開催

### 現状と課題

- 敬老会は高齢者にとって交流の場にもなっており、参加すること自体が閉じ込めり予防や社会参加につながっています。さらに、敬老会の前後では、地区単位でも敬老イベントが催されており、秋の行事として定着しています。
- 敬老会は、異世代の参加や関わりに加え、幅広い世代をあげて高齢者への感謝を表すとともに、そのご長寿を祝っています。
- 敬老祝金については、平成24年度より、支給基準の見直しを行い、支給対象者を88歳、100歳、市内最高齢の3区分としましたが、支給対象者が増えつつある現状を踏まえ、改めて見直しを検討する時期にきています。

#### ◆敬老会対象者数（令和5年度）

対象者数	75歳以上	12,777人
上記の内、敬老祝金対象者	88歳	406人
	100歳	24人
	市内最高齢	1人

### 今後の展開

- 今後の対象者数や参加率の推移、さらには地区単位で開催されている同様のイベントの動向などを見ながら、引き続き敬老会の在り方を検討していきます。

## (9) 合同金婚式の開催

### 現状と課題

- 生きがいづくりの拡充事業として、結婚してから50年を迎えられるご夫婦を対象に合同金婚式を開催しています。
- 平成28年度から毎年開催しており、参加者からは好評をいただいていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から実施を見合わせていました。代替事業として対象者に記念品を贈呈しています。

### 今後の展開

- 対象者が高齢であること等を考慮して、従来の会食を伴った金婚式の開催方法を見直していきます。

### 3 高齢者の社会参加の促進

高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技術などを地域社会で発揮していただくことは、地域の活性化のみならず、高齢者が自立した生活を継続する上でも重要となります。

就労機会の創出を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。

#### (1) シルバー人材センター※1

##### 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、積極的な取組を強化していく必要があります。
- 会員拡大を最重点課題として取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が減少していることから、早急に新型コロナウイルス感染症前の水準（令和元年度）の会員数に回復させることを目標として取り組む必要があります。

##### 今後の展開

- 会員拡大を核として、女性会員の拡大、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備などを重点に取り組みます。
- デジタル社会の到来を踏まえ、デジタル技術の活用を推進します。特に、スマートフォンを活用した業務連絡や、Web入会システムの導入などデジタル技術を活用した業務の効率化、このための基盤整備として会員の知識の向上に取り組みます。

#### ◆シルバー人材センター 実績／見込値

(単位：人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
会員数	474	476	499	518	538	559
就業率	78.5	79.0	79.0	81.0	81.0	81.0

※1 シルバー人材センター…定年退職者などの高齢者に対し、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人。原則として市（区）町村単位に設置されている。

## (2) ハローワークとの連携

### 現状と課題

- 現在、求人情報の検索や閲覧は、紙媒体からスマートフォン等の機器利用へと主流が変化しています。スマートフォン等の機器の利用が困難な高齢者も含め、誰もが容易に求人情報を取得できるよう、ハローワークと連携しながら、様々な媒体を活用した情報提供を行っていくことが今後も必要です。

### 今後の展開

- ハローワーク等から市へ提供される求人情報を紙媒体にて提供する求人情報コーナーを継続して設置するとともに、市公式ホームページにおいて当該情報を掲載し、SNS等を駆使し、より手軽に龍ヶ崎管内の求人情報が閲覧できるよう周知方法の拡充を図ります。

## 基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち

### 1 相談支援体制の強化

地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センターを含めた相談支援体制の強化が求められています。

近年、地域包括支援センターに寄せられる相談は複雑化・複合化し、介護分野だけでは解決が困難なケースも増えており、医療、障がい、子ども等、他分野における相談機関との連携や、地域にある社会資源との連携を強化しながら、包括的な相談支援体制を構築していく必要があります。

#### (1) 地域包括支援センター

##### 現状と課題

- 地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、近隣住民などからの相談を受け、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援のニーズ等を把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスの案内や関係機関との連絡調整を行っています。
- 地域包括支援センターの運営は、令和5年度より2か所に民間委託をしていますが、アンケート調査結果では同センターの認知度はまだ十分とは言えない状況です。

##### 今後の展開

- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療・介護連携、認知症施策等に対する取組の強化が継続的に行われるための中核的機関として、高齢者の増加に合わせた組織体制の整備を行います。
- 高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応できるよう、関係機関との連携強化、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上のため定期的な研修を実施するとともに、日常的な相談支援を行います。
- 地域包括支援センターを2か所に民間委託したことから、高齢者の相談支援体制のさらなる充実に取り組んでいきます。また、市民の利便性を向上させるため、令和7年度から、「東部地域包括支援センター涼風苑」を新保健福祉施設に移転します。

#### ◆総合相談受付 実績／見込値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
相談受付人数	1,758	1,517	1,600	1,700	1,700	1,700



## (2) 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

### 現状と課題

- 本市の老人福祉法に基づく高齢者福祉に関する事業及び介護保険法に基づく介護保険事業に関し、当該事業に係る「龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定し、当該事業の公正かつ適正な推進を図るため、運営協議会を設置しています。
- 運営協議会は、地域密着型サービスにおける市独自の介護報酬の設定や、事業者の指定、事業者の質の確保や運営に関する評価等を協議する役割も有しています。
- 地域包括支援センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされています（介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ）。

### 今後の展開

- 今後も運営協議会において計画の策定、推進及び進行管理に関する事項など、調査・審議を実施し、適正な事業の運営を図っていきます。

## 2 地域課題・資源の把握、解決策の検討

地域の課題が多様化していく中で、様々な主体が連携して地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。そのためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題の把握を行うことが必要なことから、様々な取組から「地域課題・資源の把握、解決策の検討」を行います。

### (1) 地域ケア会議

#### 現状と課題

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める取組です。
- 平成30年10月以降、訪問介護において一定回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けたケアプラン<sup>※1</sup>について、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から自立支援のあり方を議論する取組を行っています。

#### 今後の展開

- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

#### ◆地域ケア会議 実績／目標値

（単位：開催数／年、延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催数	9	9	9	9	9	9
参加者数	158	212	210	220	220	220

※1 ケアプラン…介護を必要とする利用者やその家族の状況や希望を踏まえ、利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書。要介護者・要支援者が介護保険サービスを利用するとき、ケアプランの内容に基づき、介護保険サービスの提供・給付管理が行われる。

## (2) 協議体<sup>※1</sup>・生活支援コーディネーター<sup>※2</sup>

### 現状と課題

- 複数の地域コミュニティに対して、新たな第2層協議体の設置に向けた働きかけを行ってきました。併せて、市全体の協議の場である第1層協議体の整備を進めています。
- 生活支援コーディネーターの活動により、地域に向けて必要とされる社会資源の情報提供を行っています。

### 今後の展開

- 市全体の協議の場である第1層協議体を整備します。
- 新たな第2層協議体の設置に向けて、市民向けイベントやグループワークの機会を企画していきます。
- 生活支援コーディネーターが、地域の話し合いの中で住民より挙げられる地域課題に対して、解決に向けた展開ができるように支援します。

#### ◆協議体 実績/目標値

(単位：か所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
第1層協議体	0	0	0	1	1	1
第2層協議体	3	3	4	5	6	7

#### ◆生活支援コーディネーター 実績/見込値

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
生活支援コーディネーター	1	1	14	14	14	14

※1 協議体………住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、市民活動を含めた様々な社会資源を生かしながら、地域住民と行政が協働して「地域にあった支えあい」をつくっていく生活支援体制整備事業において、地域の情報を共有し「自分たちのまちをどのような地域にしたいか」を話し合う場を指す。

※2 生活支援コーディネーター……高齢者のニーズや地域資源の状況把握、不足するサービス・支援の創出、担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などについて、生活支援体制整備事業における協議体の推進役となり支援する人。

### (3) 龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイト

#### 現状と課題

- 市内の医療福祉情報が検索できる龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイトは、地域包括ケアシステムを支援する福祉の専門サイトとなっています。
- 記載している情報は公的サービスが多く、市民活動やNPO活動等の公的以外のサービスの情報が少ないため、公的以外のサービス情報を多く発信していくことが課題です。

#### 今後の展開

- 地域の社会資源を調査し、市民活動、NPO活動等の公的以外のサービス情報を掲載します。

### (4) 生活支援サポーター活用事業

#### 現状と課題

- 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせ、特に軽度者に対する生活支援のためのホームヘルパーを確保するため、市独自のルールによる生活支援サポーター養成研修（かじサポ）を実施しています。研修修了後、訪問介護事業所で働きながら介護福祉士等の資格を取得する方がいる一方、地域貢献したくても活動できる場がなく研修受講のみでとどまる方がいることが課題となっています。
- 令和5年度に、修了者の活躍の場のひとつとして、家事支援を必要とする高齢者と生活支援サポーターを調整する「生活支援サポートセンター」を設置しました。

#### 今後の展開

- 生活支援サポートセンターの周知とともに、修了者が生きがいを持ち、地域で活躍できるように支援していきます。
- 生活支援サポートセンターが機能できるよう、登録者数を増やすための養成研修の定期的な開催、並びに利用者と支援者の実情に即した支援内容を検討します。

#### ◆生活支援サポーター養成研修（かじサポ） 実績／見込値 （単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
養成者数	0	15	20	20	20	20

## ◆生活支援サポートセンター 実績／見込値

(単位：実人数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
サポーター登録数	-	-	20	25	30	35
利用者数	-	-	80	120	160	200

## (5) ひとり暮らし高齢者の実態調査

## 現状と課題

- 高齢者福祉行政を円滑に進める上では、日頃から高齢者の実態を適切に把握していることが重要です。そのため、民生委員・児童委員の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者の方々を対象に、事故や急病などの緊急時における親族等とのスムーズな連絡体制の確保などを目的とした実態調査を実施し、当該世帯の情報の収集・整理を行っています。

この実態調査では、個々の生活状況や支援の必要な高齢者の把握、さらに場合によっては、その高齢者に適した支援へとつなげていくといった役割も担っており、重要視しています。

- 高齢化に伴い、対象世帯が年々増加していることから、市役所等に寄せられる通報が増えており、実態調査の重要性は高まっています。
- 個人情報保護意識の浸透等に伴い、調査協力が得られにくい場合があります。

## 今後の展開

- 情報管理の徹底とともに、調査趣旨の周知徹底を図った上で、今後もひとり暮らし高齢者をはじめとする、支援の必要な高齢者の情報収集を継続します。

## ◆ひとり暮らし高齢者の実態調査 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
実態調査対象者数	4,717	5,007	5,247	5,400	5,550	5,700
ひとり暮らし高齢者数	2,848	3,463	3,743	3,850	4,000	4,150

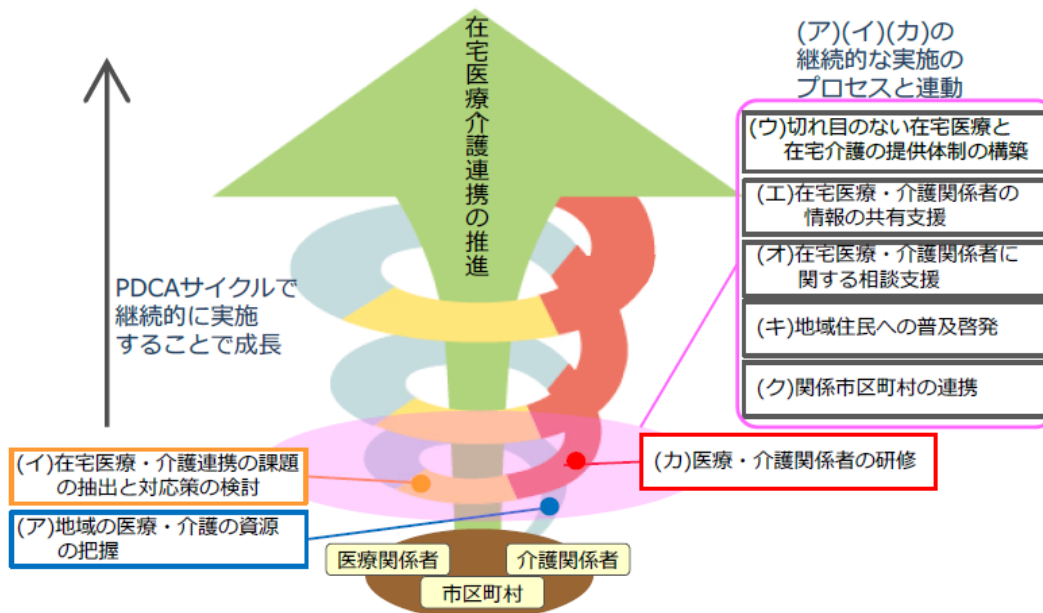
### 3 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で関係する、医療・介護の多職種との連携協力を図る体制の整備を目指すものです。

高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が要介護状態<sup>※1</sup>になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となるため、以下のア～クの8項目について、市が医師会等の関係団体と連携しながら取り組みます。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- エ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 関係市区町村の連携

【在宅医療・介護連携推進事業の8つの取組項目】



出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より

※1 要介護状態…日常生活全般において、自分一人で行うことが難しく、誰かの介護が必要な状態を指す。(例えば、お風呂の時に身体を自分で洗えないために入浴介助が必要など、他者の支援が必要な状態。)

## (1) 龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議

### 現状と課題

- 保健、医療、介護及び福祉の連携により、包括的かつ継続的にサービスが提供される体制づくりのため、多職種顔の見える関係づくり及び意見交換の場となる、龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議を組織しています。
- 会議には部会制を採用し、個別事案検討・地域課題を検討する「地域ケア部会」、医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修、地域住民への普及啓発を進める「連携推進部会」、そして、認知症施策の推進及び認知症初期集中支援チーム<sup>※1</sup>の評価、検討を行う「認知症ケア部会」の3つの会議を、各委員で分担して取り組んでいます。

### 今後の展開

- 地域課題や政策形成、多職種での情報共有の具体策等、取組を継続していきます。
- 一つひとつの活動の継続、協力していただける関係者のすそ野を広げていくことに努めます。

## (2) 研修・啓発の機会の提供

### 現状と課題

- 在宅医療・介護連携推進会議連携推進部会を活用して、職種間を超えて多職種合同の研修機会を設けています。
- 地域で安心して生活していくために、在宅医療・介護連携が果たしていく役割及び今後の方向性を示すべく、普及啓発を行っていきます。

### 今後の展開

- 今後も多職種合同の研修機会の拡大を図りながら、多職種が意見交換できる場を提供していきます。
- 今後も一般市民への啓発機会の拡大を図ります。併せて、わかりやすい啓発資料の作成を行っていきます。

#### ◆研修・啓発の機会の提供 実績／目標値

(単位：回数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
実施回数	2	2	1	2	2	2
参加者数	153	218	80	160	160	160

※1 認知症初期集中支援チーム…家族などの訴えにより、認知症が疑われる人・家族などを専門職が訪問し、適切な医療や介護を受けられるように支援を行う。早期に受診しなかったために症状が悪化したり、診断や十分なケアが行われず認知症が進行する状況を回避し、早期の段階で支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

### (3) 相談支援の場となる「在宅医療連携相談室」

#### 現状と課題

- 地域包括支援センターと連携する医療面での相談窓口として、一般社団法人龍ヶ崎市医師会の協力を得て、「在宅医療連携相談室」を訪問看護ステーション龍ヶ崎の中に設置しています。
- 相談件数も増加傾向ですが、市民、関係者への周知をさらに深めるとともに、迅速な対応をするため、地域包括支援センターとの相互のサポート体制の構築が課題です。

#### 今後の展開

- 医療と介護の効率的な連携のため、患者・家族及び関係者の不安・負担を減らしていくための窓口として、地域包括支援センターと互いに連携しながら、利用しやすい仕組みづくりに努めます。

#### ◆在宅医療連携相談室の相談受付 実績／見込値 (単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
相談受付人数	26	35	40	50	55	60

### (4) 「連携シート」の活用

#### 現状と課題

- 連携シートは、主に在宅療養者の支援にあたる様々な専門職が円滑に連携を図るため、本人の医療・介護面や生活に必要な情報をあらかじめ記載したシートです。
- 連携シートにこだわることなく、「連携」の取り方についての基本的な考え方を医療（病院）と介護（居宅）のやり取りだけでなく、薬局・歯科・サービス事業所も連携が図れるよう検討を行います。
- 龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイトのグループツールの活用について、引き続き検討していきます。
- IT化については費用面と特に医療職側の情報管理の面で検討を要しています。書式については特に医療職種間の活用を目指していますが、さらなる内容の見直し、活用方法について検討が必要です。

#### 今後の展開

- 実務の中で医療・介護保険上の加算対象となるよう、適宜関係する職種との意見収集を行い、シートの内容について見直しを継続します。
- 当面、介護支援専門員（ケアマネジャー）を想定し、入退院時やサービス利用時等の情報提供での活用を進めます。



# 4 認知症施策の推進

今後、急速な高齢化とともに認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には700万人を超え、高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。認知症施策推進大綱の主旨に沿って、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせることを目指し、認知症高齢者やその家族の意見も踏まえて支援を行っていくことが必要です。

加えて、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められており、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ取り組んでいく必要があります。

**認知症の人や家族の視点を重視 — 「共生」と「予防」—**

- ア 普及啓発・本人発信支援
- イ 予防
- ウ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- オ 研究開発・産業促進・国際展開

### 【認知症施策の総合的な推進5つの取組項目】


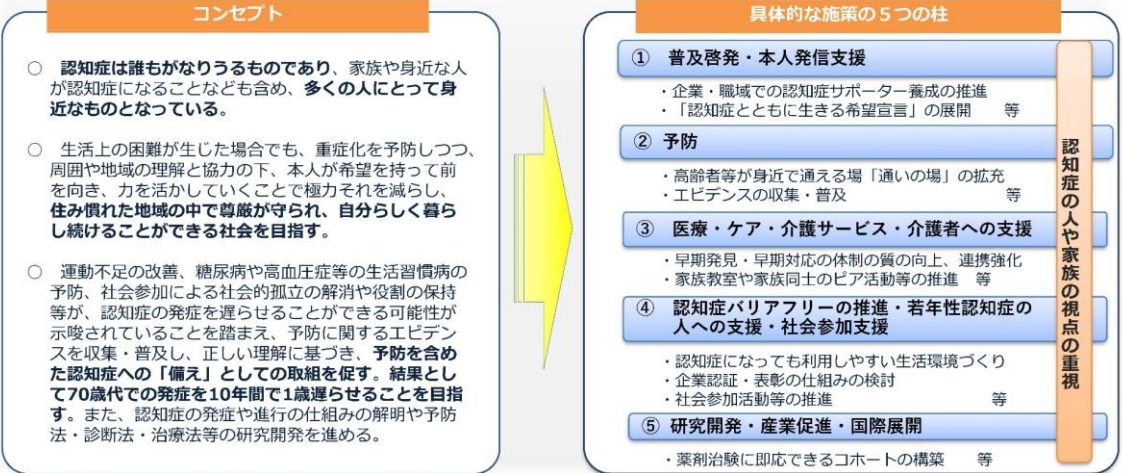
## 認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

### 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

**【基本的考え方】**  
 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「**共生**」と「**予防**」を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味  
 ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

出典：厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について」

## (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

### 事業の内容

#### ア みんなで知ろう！認知症講演会

認知症に関わる内容をテーマに、正しい知識を学び日常生活の中で心がけるべき習慣を知ることにより、認知症に早期に気づきその進行を予防するため、「茨城県認知症を知る月間」である9月に講演会を開催しています。

#### イ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方やご家族を地域ぐるみで見守る応援者を養成する講座を開催しています。参加者も一般市民から、公的団体、民間、学校等、多様な社会資源等と対象が広がっています。

### 現状と課題

- 幅広い世代の受講対象者に講座を開催します。また、市民の興味を引くような講座内容を検討していきます。
- フォローアップの機会を提供し、受講後の活動の場を広げていきます。

### 今後の展開

- 今後もテーマも含め市民の興味をより引くような内容を検討していきます。
- 出前講座やイベントの機会の活用、フォローアップの機会の提供など、内容も身近なもので関心を持ってもらえるよう講座の充実を図り、かつ受講対象に子どもを含めた多様なメニューを検討します。

#### ◆みんなで知ろう！認知症講演会 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
参加者数	-	-	80	80	80	80

#### ◆認知症サポーター養成講座 実績／見込値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
受講者数	195	124	130	130	130	130
フォローアップ 受講者数	-	-	10	10	10	10

## (2) 容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

### 事業の内容

#### ア 認知症初期集中支援チーム

専門職が早期から関わり、早期診断・対応に向けた支援体制を構築します。

認知症疾患医療センター<sup>※1</sup>である池田病院と市及び地域包括支援センターが共同でチームを組織します。

#### イ 認知症あんしんガイド（認知症ケアパス<sup>※2</sup>）

認知症ケアパスとは、相談者に対して適切な支援をわかりやすく説明するために利用するものであり、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々がチームとなり目標を共有し、それを達成するための情報が掲載されています。

### 現状と課題

- 初期集中支援チームの認知度が低いことや対象者のスクリーニングが明確でないため、対象者が少ない傾向にあります。

### 今後の展開

- 月1回程度の開催を目標にチーム員会議を開催し、チーム運営については、対象案件の状況を踏まえながら質の確保を図り、チームの安定的な運営体制を整えます。
- 認知症疾患医療センターをはじめ、地域包括支援センターや市内の医療機関との連携を強化していきます。
- 在宅医療介護研修会にて専門職や民生委員・児童委員に対し、初期集中支援チームの説明を行い、普及啓発を図ります。

#### ◆ 認知症初期集中支援チーム 実績／見込値

（単位：回数／年、件数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
開催回数	2	3	5	6	7	8
案件件数	3	4	10	12	14	16

※1 認知症疾患医療センター…認知症に関する詳しい診断、行動・心理症状（BPSD）や身体の合併症への対応、専門医療相談などを行う医療機関。かかりつけ医や介護・福祉施設、地方自治体とも連携し、地域の中で認知症の人やその家族に適切な専門医療を提供する役割を担う。一定の要件を満たした医療機関が「認知症疾患医療センター」として認定されており、もの忘れ相談から診断、治療、介護保険申請の相談まで、ワンストップで支援する役割を担い、地域に根づいた活動を行う。

※2 認知症ケアパス…地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みを示すもの。認知症状、その状態に応じた適切なサービス提供の流れや主な相談窓口等を掲載している。

### (3) 若年性認知症施策の強化

#### 現状と課題

- 65歳未満で認知症を発症した方は、平成29年度から令和元年度に実施した厚生労働省の調査によると全国で約3万6千人と推計されています。若年性認知症では、高齢者とは異なる、その年代に合った社会支援が求められます。
- 若年性認知症の方は、就労や生活費などの経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、ときに本人や配偶者の親などの介護と重なる複数介護などの特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援などの様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

#### 今後の展開

- 若年性認知症の相談窓口の周知を行い、認知症の相談が可能となるよう努めます。
- 若年性認知症についての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等でその特性や対応を伝えられるよう努めます。
- 認知症疾患医療センターに配置されている、若年性認知症コーディネーターと連携を図ります。
- 適切な時期に成年後見制度の利用ができるよう、家族や支援者と情報共有をしていきます。

### (4) 認知症の人の介護者への支援

#### 事業の内容

##### ア 徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業

衣服や杖等に貼り付けられる「QRコード<sup>®</sup>」を配付し、高齢者等が外出の際に保護された時、発見者が「QRコード<sup>®</sup>」を携帯電話やスマートフォン等で読み取ることで、早期に身元が確認できる仕組みです。

##### イ 介護者のつどい

認知症の家族を介護している方が集い、介護者としての日頃の思いを伝え、経験や情報を交換しながら互いに励まし合い、リフレッシュを図り、相互交流することを目的とします。男性介護者の参加も増えています。

##### ウ もの忘れ相談

認知症疾患医療センターと連携し、もの忘れが心配な方やその家族からの相談について定期的に相談会を開催します。

### 現状と課題

- 徘徊が疑われる方や徘徊をした方に対して、積極的に制度利用を勧めています。また、本事業の利用者が徘徊した際には、警察と連携し、対応しています。
- 令和5年度より、徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業が開始され、本事業の積極的な普及啓発をしていく必要があります。

### 今後の展開

- 徘徊高齢者の保護及び安全の確保と、併せて介護者の負担軽減を図るため、これらの事業について今後も継続して実施します。
- 「QRコード<sup>®</sup>」を用いた見守り事業の周知に努め、積極的に利用促進を行います。

#### ◆徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業 実績／見込値 (単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	-	-	50	60	70	80

#### ◆介護者のつどい 実績／見込値 (単位：回数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
開催回数	20	20	20	20	20	20
参加者数	101	111	120	120	120	120

#### ◆もの忘れ相談 実績／目標値 (単位：回数／年、人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催回数	-	-	1	1	1	1
利用者数	-	-	5	5	5	5

## (5) 高齢者にやさしい地域づくり

### 事業の内容

#### ア 認知症地域支援推進員

認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との間の連携支援や、認知症の方やその家族を対象とした相談業務を行います。

#### イ オレンジカフェ

認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、本市主催の「オレンジカフェりゅう」、池田病院主催の「ゆずの木カフェ」、計2か所で開設しています。

## ウ チームオレンジ

認知症サポーターで対象者の近隣チームを組織し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を役割としています。

## エ 見守りネットワーク事業（あんしん絆ネットワーク）

警察署、消防署、郵便事業者、電力事業者等の協力事業所及び個人協力員が連携して、日常生活や仕事の中で、地域の高齢者、子ども、障がい者等をさりげなく緩やかに見守ることにより、安心安全な地域づくりを目指すものであり、本市では平成25年から運用を開始しています。

### 現状と課題

- 認知症地域支援推進員、地域住民が連携し、オレンジカフェ、チームオレンジ等の活動（普及啓発も含む）を支援しています。
- 認知症地域支援推進員が活動の支援を行い、認知症に対する相談体制を整えていく必要があります。

### 今後の展開

- 認知症地域支援推進員がオレンジカフェやチームオレンジ活動の支援を行い、認知症の人とその家族を地域で見守る体制づくりを進めます。

#### ◆認知症地域支援推進員 実績／見込値 （単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
推進員数	5	6	4	5	6	6

#### ◆オレンジカフェ 実績／見込値 （単位：回数／年、延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
開催回数	6	12	12	12	12	12
参加者数	159	193	200	200	200	200

#### ◆チームオレンジ 実績／見込値 （単位：チーム数／年、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
チーム数	2	2	2	3	4	4
協力者数	20	29	30	35	40	40

#### ◆見守りネットワーク事業（あんしん絆ネットワーク） 実績／見込値 （単位：事業所数／年、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
協力事業所数	134	185	187	190	195	200
協力者数	612	636	640	650	660	670

## 5 在宅での生活を続けるための支援

高齢者人口の増加に伴い、高齢者のニーズは多様化しており、介護保険サービス外の高齢者福祉サービスや、民間企業、住民主体によるインフォーマルサービス<sup>※1</sup>の充実を図り、自立した生活を継続できるよう支援していく必要があります。

### (1) 高齢者日常生活用具給付事業

#### 現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者に対し、火災や火傷等の事故防止を目的として日常生活用具を給付しています。

#### 【給付品目】

- ・火災警報器、自動消火器、電磁調理器

#### 【利用料】

- ・利用者負担なし

※ただし、要介護認定3以上又は同程度と認められる方（火災警報器・自動消火器のみ）で、かつ、前年度の所得税が非課税もしくは生活保護を受給している方

#### 今後の展開

- 高齢者の火災や火傷等の事故防止のため、今後も継続して実施します。

#### ◆高齢者日常生活用具給付事業 実績／見込値

（単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	0	0	1	1	1	1

<sup>※1</sup> インフォーマルサービス…公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことを指す。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。地域包括ケアの視点から、今後ますますインフォーマルサービスの重要性、フォーマルサービスとの連携の必要性が増すとされている。

## (2) 福祉電話貸与事業

### 現状と課題

- 電話回線（携帯電話を含む）を保有しない、市民税非課税世帯に属するひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与しています。利用者は、携帯電話の普及もあり、減少傾向にあります。

#### 【利用料】

- ・通話料は自己負担（基本料金及び架設料金については無料）
- 対象者の緊急連絡先を確保する観点から、今後も事業を継続し、さらなる周知を図っていきます。

### 今後の展開

- 携帯電話が普及しているため、今後利用者が増えていくことは望めない状況ですが、生活困窮者世帯や生活保護世帯等による電話回線を有していない方にとっては、緊急連絡先を確保できるため、今後も事業を継続していく方向です。

#### ◆福祉電話貸与事業 実績／見込値

（単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	5	4	5	5	5	5

## (3) 食の自立支援事業（配食サービス）

### 現状と課題

- 要介護認定等を受けているひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の方に、食生活の改善による健康保持に加え、定期訪問による安否確認を目的とした配食サービスを実施しています。
- この事業の利用者数は停滞傾向にあります。これは近年、民間の高齢者向け宅配弁当を扱う店舗が増え、選択肢が広がってきたことが要因の一つと考えられます。この事業は、利用者の健康状態を事前に把握し、利用者ごとに応じて栄養などを考慮した食事を提供するもので、この点が民間の高齢者向け宅配弁当とは異なる点です。

#### 【配達日】

- ・月曜日から土曜日の間（年末年始及び祝日を除く）において、原則として1日おき（週1～3回）に夕食を配達

#### 【利用料】

- ・1食あたり500円（食材費等の実費相当分）



### 今後の展開

- 食生活の改善による健康維持に加え、定期訪問による安否確認を行うことで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が、自宅で自立した生活を送れるよう今後も継続して実施します。
- 高齢者福祉サービス冊子の配布や介護支援専門員(ケアマネジャー)からの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食べること」を支援し、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していきます。

#### ◆食の自立支援事業（配食サービス） 実績／見込値 （単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	52	50	50	55	55	55

## （4）高齢者外出支援利用料助成事業

### 現状と課題

- NPO法人等が実施する移送サービスを利用して、通院や買い物等に出かけた場合の利用料の一部を助成しています。
- 事業の対象としている福祉有償運送については、市内における実施状況が極めて限定的（利用対象者）であることから、新規登録はほとんどなく、登録者数は減少傾向にあります。

#### 【対象者】

- ・要介護認定を受けている概ね65歳以上の方

#### 【助成額】

- ・移送サービス1回あたりの最低利用料金の2/3の額  
（100円未満の端数は切り捨て）

#### 【利用回数】

- ・1月あたり6回分までを限度

### 今後の展開

- 登録者数は減少傾向にあるものの、移送サービスは外出困難な高齢者に対し、自立生活の支援や閉じこもり防止にも有効なサービスであることから、今後も継続して実施します。

#### ◆高齢者外出支援利用料助成事業 実績／見込値 （単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
登録者数	29	27	27	27	27	27

## (5) さわやか理髪推進事業

### 現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で要介護又は認知症等により外出が困難な方を対象に、理容師が自宅を訪問し、整髪及び顔そり等の出張利用サービスを実施しています。

#### 【負担費用】

- ・ 1回あたり 1,950 円

#### 【助成回数】

- ・ 年6回以内

- 市広報紙や高齢者福祉サービス冊子による周知により利用者が増加傾向にあります。

### 今後の展開

- 介護保険サービスを利用していない認知症高齢者や老衰、疾病、寝たきりの状態の方なども利用対象者としていることから、これらの方々の生活支援事業として、今後も継続して実施します。

#### ◆さわやか理髪推進事業 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	30	41	30	32	33	34

## (6) 家庭ごみのおはようSUN訪問収集

### 現状と課題

- 自宅から集積所へごみの搬出が困難な高齢者等を対象に、市職員が訪問し、ごみ収集を実施しています。

### 今後の展開

- 高齢者の負担軽減と併せ、安否確認の観点からも効果的であることから、今後も継続して実施します。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携を図り、事業を推進していきます。

#### ◆家庭ごみのおはようSUN訪問収集 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	113	99	105	110	115	120

## (7) 福祉の店「りゅう」(社会福祉協議会中央支所)

### 現状と課題

- 社会福祉協議会中央支所に併設されている福祉の店「りゅう」では、地元の新鮮野菜や米、パン、缶詰、茶菓子等の販売を行っています。米の宅配サービスは、ひとり暮らしや移動の困難な高齢者に好評を得ています。宅配サービスを必要とする方に利用していただけるよう、PRの強化が必要です。
- 各地区のコミュニティセンターを販売拠点として、福祉の店移動店を営業しています。

### 今後の展開

- 買い物に不便が生じている地区や対象者に対し、移動販売や宅配サービスの効果的PRに努めます。また、利用者のニーズに合った販売商品の検討をしていきます。

## (8) いばらき高齢者優待制度(いばらきシニアカード)

### 現状と課題

- 県では、高齢者の積極的な外出を促し、健康増進や引きこもり防止につなげることを目的に、いばらき高齢者優待制度を実施しています。
- 65歳以上の高齢者を対象として、いばらき高齢者優待制度の協賛店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスが受けられる「いばらきシニアカード」を配布しています。
- シニアカードのデザインが変更されたことで興味を持つ方が増えたことや、買い物における割引等の対象範囲が県内であることが市公式ホームページや広報紙等により周知されたこともあり、配布数は増加傾向にあります。

### 今後の展開

- 事業の周知に努め、市役所本庁舎、東部出張所、西部出張所、市民窓口ステーションの各施設でシニアカードの配布を実施します。

#### ◆いばらき高齢者優待制度(いばらきシニアカード) 実績/見込値 (単位: 配布人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
配布人数	191	468	200	210	230	250

## 6 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢者人口の増加に伴い、ライフスタイルや介護の状況も多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいは重要な位置付けとなっており、近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保が急務となっています。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者の多様な生活課題に対応できるよう、高齢者福祉施設等の整備を促進し、高齢者の住まいの確保と生活の一体的な支援を推進していく必要があります。

高齢者の社会参加への意識も高まりを見せている中、高齢者が地域の中で安心して生活を送るためには、バリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の視点に基づいた建物や道路、移動手段の確保が求められています。

### (1) 市営住宅

#### 現状と課題

- 超高齢社会の到来及び核家族化の進行により、高齢者のみで構成される世帯が増加しています。市営住宅についても高齢者が増加傾向にあり、高齢者が安心して生活できる住宅を今後も提供していくことが求められています。その市営住宅について、高齢者がさらに安心して、快適に暮らせる住宅を目指し、バリアフリー化等の改修について、検討が必要となっています。

#### 今後の展開

- 龍ヶ崎市公営住宅等長寿命化計画の改定作業に合わせ、他市におけるバリアフリー化の事例等を調査しながら、本市において実施可能な改修工事を検討し、高齢者が今後も安心して生活できる市営住宅を目指します。また、今後も住宅に困っている高齢者世帯から入居申し込みを受けた際は、優先枠を設ける等、当選率が上がるよう配慮します。

#### ◆市営住宅における高齢者世帯の入居者数 実績／見込値 (単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
世帯数	1	4	3	3	3	3

※1 ユニバーサルデザイン…「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。「障がい者など特別な人のための対応」とするバリアフリーに対し、バリアを生み出さないデザイン手法とされている。

## (2) サービス付き高齢者向け住宅<sup>※1</sup>及び有料老人ホーム<sup>※2</sup>の供給

### 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、介護や医療と連携して、高齢者の生活を支援するサービスを提供する住宅の確保が重要になります。
- 市内には、サービス付き高齢者向け住宅が10か所、有料老人ホームが9か所整備されています。(令和5年10月1日現在)
- サービス付き高齢者向け住宅は、1戸あたりの床面積が原則25㎡以上でバリアフリー構造を有し、日中は専門職員が常駐し入居者に安否確認と生活相談を行うことが義務付けられています。  
形態が2種類あり、①介護が必要となった際に外部の介護保険サービスを利用できる「一般型」、②サービス付き高齢者向け住宅の職員が直接介護を提供する「介護型(特定施設)」となります。
- 有料老人ホームは、形態が3種類あり、①入居の高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護を提供する「介護付き有料老人ホーム」、②外部の介護保険サービスを利用できる「住宅型有料老人ホーム」、③介護の必要がない高齢者が入居する「健康型有料老人ホーム」となります。
- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢者の住まいの確保策として重要な役割を占めており、介護や医療と連携して、高齢者の生活を支援できるよう、高齢者のニーズに対応した居住環境の整備及び情報提供の充実が課題となります。

### 今後の展開

- 在宅での今後の生活に不安を抱えていたり、家族の介護が困難になってきた等の理由により、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームへの入居を一つの選択肢として検討する高齢者やその家族がいることを踏まえ、県が公表する特別養護老人ホームの待機者数をはじめ、有料老人ホーム等の設置情報を常に把握し、市民からの問い合わせに対し情報提供できる体制を強化します。

※1 サービス付き高齢者向け住宅…「高齢者住まい法」に基づくバリアフリー対応の賃貸住宅。日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることもできる。介護が必要な場合は、外部の介護サービスと個別に契約し利用する。

※2 有料老人ホーム……………「老人福祉法」に基づく高齢者の心身の健康を保ち生活を安定させるために必要な、食事、介護、家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを一つ以上提供している施設。介護保険制度上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、食事、洗濯、清掃等の生活支援、排せつや入浴等の身体介護、機能訓練などのサービスを提供する「介護付」、介護及び生活支援サービスは別途契約して利用する「住宅型」がある。

### (3) 養護老人ホーム

#### 現状と課題

- 老人福祉法第11条に基づき、概ね65歳以上の高齢者で環境上あるいは経済的理由により、在宅での生活が困難な方に対する養護老人ホーム等への入所措置を実施しています。

#### 今後の展開

- 近年、虐待を原因とする入所措置のケースもあることから、緊急時に速やかに対応できるように、関係機関との連携・協力体制のさらなる強化を図っていきます。

#### ◆養護老人ホーム 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
入所者数	5	5	6	6	6	6

### (4) 生活管理指導短期宿泊事業

#### 現状と課題

- 概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方等を一時的に保護する必要性が生じた場合、介護老人福祉施設<sup>※1</sup>等において短期宿泊による日常生活に対する指導や援助を行います。
- 事業の性格上、多くの利用者が見込まれる事業ではありませんが、必要性の高い事業です。

#### 今後の展開

- 事業本来の目的に加え、高齢者虐待等の際の緊急保護としても有用なサービスであるため、今後も継続します。

#### ◆生活管理指導短期宿泊事業 実績／見込値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	0	3	1	3	3	3

※1 介護老人福祉施設…社会福祉法人などが運営する要介護高齢者のための施設で「特別養護老人ホーム」とも呼ばれている。入浴、排せつ、食事等の介護や、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。利用対象者は、常に介護が必要な状態で自宅での介護が困難な原則65歳以上の要介護3～5の認定を受けた人で、寝たきりなど重度の方、緊急性の高い人の入居が優先される。

## (5) 生活環境の整備

### 現状と課題

- 高齢者等が安全かつ快適に暮らすことができるよう、道路や公園をはじめ、バリアフリー化を進めています。さらに高齢者視点からみた取組が必要です。

### 今後の展開

- 公共施設においてユニバーサルデザインの導入を図るなど、高齢者をはじめ誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、バリアフリー環境づくりを推進します。

## (6) 公共交通の充実

### 現状と課題

- 地区間相互の連携強化や交流促進、公共施設へのアクセスといった日中における市民の移動手段として、平成14年7月からコミュニティバスを運行しており、令和元年9月には、運行計画の再編を実施し、運行本数の増加や運行時間の拡大、乗継券や一日乗車券等の新たな割引メニューの導入等により、さらなる利便性の向上を図りました。
- 平成24年7月からは、公共交通空白地域にお住まいの方やバス停留所までの移動が困難な高齢者等の移動手段として、デマンド型<sup>※1</sup>乗合タクシー「龍タク」の運行を開始し、令和元年9月には「さんさん館」を目的地に追加するなど、総合的な地域公共交通ネットワークの構築に努めています。
- 人口減少と少子高齢化に対応した持続可能な地域公共交通網を形成することが重要であることから、地域の実情に応じた運行形態や運行方法を検討し、効率化を図る必要があります。

### 今後の展開

- 高齢者等の自家用車を利用できない方々の生活交通の維持・確保のため、コミュニティバスや龍タクの運行を継続させるとともに、高齢者運転免許自主返納支援事業など交通安全の推進及び公共交通の利用促進のための施策を引き続き展開していきます。また、令和5年度に実施したA I オンデマンド交通の実証実験の結果を検証・分析した上で、コミュニティバスの再編を含め、市内公共交通網全体の再構築を図り、利便性が高く持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指します。

※1 デマンド型…路線バスとタクシーの中間に位置付けられる。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

◆公共交通 各事業 実績／見込値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
地域公共交通 利用者数 (単位：延人数／年)	-	-	-	1,079,200	1,097,100	1,115,000
ノンステップバス 導入率 (単位：%)	-	-	-	95.2	95.2	97.6
高齢者運転免許自 主返納支援事業 (単位：実人数／年)	193	174	156	200	200	200

(7) 移送サービス（福祉有償運送等）の拡充

現状と課題

- 福祉有償運送は、要介護者や障がい者などの、ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO法人などが自家用車を用いて提供する、ドアツードア<sup>※1</sup>の個別輸送サービスです。
- 高齢化の進行等に伴い、一層増加が見込まれる移動制約者に対して、福祉有償運送に登録している2団体では、同団体が実施している別のサービス等を利用している者のみを利用対象としており、サービスを利用できる方は限定されている現状にあります。
- 広く市民が利用できるよう、福祉有償運送だけでなく、ボランティア輸送も含めた移送サービスの新たな担い手の発掘・確保が必要になっています。

今後の展開

- 新たな担い手の確保のための支援策等を検討して、移送サービスの拡充に努めます。

◆移送サービス（福祉有償運送） 実績／見込値

(単位：人、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
団体数	2	2	2	3	3	3
利用会員数	30	34	38	50	60	70
利用回数	355	397	560	585	600	615

※1 ドアツードア…介護では利用者個々の状況に合わせて送迎を行うという意味で使用される。



## 基本目標3 尊厳のある暮らしを支援するまち

### 1 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の尊厳ある人生とは、自己決定できること、認知症となっても家族や地域が支えることで自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権や財産を侵されないことです。そのためには家族や成年後見人の支援はもちろん、地域の支援活動等も重要となります。成年後見制度は高齢社会への対応及び知的障がい者・精神障がい者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用を目的にしています。

#### (1) 成年後見制度の利用促進

##### 現状と課題

- 判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など、成年後見制度の利用が妥当と考えられる方の数は増加しています。しかし、親族がいても支援してもらえない方や親族がいないなどの理由により、申立者が定まらず、手続きが進まない案件が増加しています。
- 成年後見制度の利用を促進していく上で、成年後見制度に関する相談対応を行う成年後見センターの設立が求められています。

##### 今後の展開

- 権利擁護の視点から、成年後見制度が円滑に利用できるよう配慮するとともに、増加する制度利用予定者のニーズに応えられるよう努めます。
- 親族がいても支援してもらえない、親族がいないなどの理由により、申立者が定まらず、手続きが進まない案件については、市長による申立て支援を行います。
- 制度の普及啓発のため、「上手な年の重ね方講座」や出前講座の機会等を活用し、成年後見制度の意義や後見人の仕事についてなど、基本的な知識等の周知に努めます。
- 成年後見センター設立に向けた検討を進めます。
- 成年後見制度利用促進会議を開催し、成年後見制度の利用促進、普及・啓発、相談支援、ネットワークの構築に努めます。

<sup>※1</sup> ノーマライゼーション…「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。「障がいがある人を変える」という意味合いではなく、彼らがありのまま健康者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせている。

◆成年後見制度の市長申立件数 実績／見込値 (単位：件／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
市長申立件数	2	6	3	3	3	3

## (2) 消費者教育・啓発

### 現状と課題

- 市では消費生活センター<sup>※1</sup>を設置し、消費生活全般に関する問合せなどを相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。
- 近年、デジタル化の急速な進展等に伴い、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットの活用は高齢者の間でも広がっており、いつでも手軽に商品やサービスを購入できるようになりました。しかし、インターネットに関連した高齢者の消費者トラブルは、近年、増加傾向にあることから、多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえ、消費生活に関する正しい知識の習得機会や啓発が必要とされています。

### 今後の展開

- 消費生活センターの相談体制の充実を図るとともに、相談員による出前講座等の啓発活動を実施します。
- また、市広報紙、市公式ホームページ及びSNS等を活用し、社会の変化や流行に合わせて、適時、消費者トラブルに関する注意喚起を発信するとともに、関係機関等とのネットワークを強化し、トラブル発見時には速やかに消費生活センターへ誘導できるよう努めます。

◆消費生活センターへの延べ相談件数 実績値／見込値 (単位：件／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
相談件数	637 (内 60歳以上 293)	598 (内 60歳以上 261)	580 (内 60歳以上 240)	550 (内 60歳以上 220)	520 (内 60歳以上 210)	500 (内 60歳以上 200)

※1 消費生活センター…商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる機関。

## 2 高齢者虐待の防止

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されることは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし現実には、家族や親族、もしくは第三者などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が社会的問題となっています。

「高齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではありません。暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）や、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれます。また、中には、性的ないやがらせなど（性的虐待）もあります。

虐待は早期発見・早期対応だけでなく、未然に防止することも重要です。そのためには虐待を特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。

### （1）虐待に対する問題意識の醸成

#### 現状と課題

- 全国における養護者による高齢者虐待は、令和3年度で16,426件あり、前年比で4.9%減少しています。また、養介護施設従事者等によるものは739件で過去最多となり、増加率は前年度比で24.2%増となりました。いずれも通報、相談により認定された虐待の件数ですが、これらは氷山の一角と思われ、相談等に至らないケースは相当数あると考えられます。
- 高齢者虐待の特徴として、養護者の介護疲れ、介護力の低下や不足、孤立・補助介護者の不在等で追い詰められていることなどが挙げられています。虐待の未然防止と同時に、養護者に対する支援が求められています。

#### 今後の展開

- 市広報紙及び市公式ホームページへの掲載や出前講座等を利用して情報提供を行います。
- 問題意識や理解を深めるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に啓発の機会を設けます。
- 介護疲れや孤立を防止するため、「オレンジカフェ」「介護者のつどい」「チームオレンジ」等の活動を周知し参加を促します。
- 市や地域包括支援センターに虐待に関する相談窓口があることを周知します。

## (2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

### 現状と課題

- 虐待事案（疑義案件を含む）が発生したときは、早期に対応できるよう、普段から地域包括支援センターなどの関係機関と調整し、役割分担を取り決めておく必要があります。
- 早期発見のため、養護者自身が問題を抱えていないか、被虐待者の病気は進行していないかなどに留意する必要があるため、虐待に対する介護支援専門員（ケアマネジャー）の意識を高めることが必要です。

### 今後の展開

- 地域包括支援センターと連携して虐待案件に取り組みます。虐待案件が発生した場合には役割分担を明確にし、迅速に対応ができるよう努めます。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う研修会などに参加し、早期に虐待に気付けるよう働きかけを行います。

#### ◆高齢者虐待の相談件数 実績／見込値

（単位：件／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
相談件数	83	20	30	30	30	30

## 基本目標4 支えあえる地域づくりを推進するまち

### 1 介護者への支援

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあうことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的の一つとなっています。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン<sup>※1</sup>」では、「介護離職ゼロ」に向けた取組として、介護の環境整備、介護負担の軽減等により、家族が介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しています。

こうした現状を受け、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の一環として、介護者の負担軽減のための取組を推進します。

#### (1) 在宅介護慰労金支給事業

##### 現状と課題

- 介護サービスを利用せず、在宅の寝たきりの高齢者や認知症高齢者（要介護4以上又は同程度）を1年以上継続して介護している介護者を対象に、その家族の日頃の労に報いることを目的として慰労金を支給しています。

##### 【支給要件】

- ・介護者及び要介護者ともに市民税非課税世帯であること。
- ・介護保険の居宅サービスを受けていないこと。  
（年1週間程度の短期入所生活介護は可）
- ・介護保険料の未納がないこと。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備も進み、重度の要介護者を在宅で介護している方は減少しています。
- 令和4年度は支給要件を満たす対象者はいませんでした。支給実績がない状況が続いているため、他市町村の事例研究や、事業のあり方について検討が必要です。

##### 今後の展開

- 近年の支給実績がない状況を踏まえ、事業のあり方について検討していきます。

<sup>※1</sup> ニッポン一億総活躍プラン…我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けた取組。

◆在宅介護慰労金支給事業 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	0	0	0	1	1	1

(2) 高齢者介護用品購入費助成事業

現状と課題

- 在宅の高齢者（要介護4以上又は同程度）の介護者が介護用品を購入する際に、購入費用の一部助成を実施しています。

【支給要件】

- ・介護者及び要介護者ともに市民税非課税世帯であること。
- ・介護保険料の未納がないこと。

【助成金額】

- ・1人あたり月額4,000円（助成券）

【対象品目】

- ・紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート

今後の展開

- 利用者家族や介護・医療機関への周知方法を改めて検討していきます。
- 介護者の介護用品購入に係る負担軽減を図るため、今後も継続して実施します。
- これまでは、地域支援事業費の中での取組でしたが、本計画より100%第1号被保険者保険料の財源による、「保健福祉事業」としての取組となります。

◆高齢者介護用品購入費助成事業 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	42	35	25	26	27	28

## 2 災害時・緊急時における支援体制の確保

高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下や要介護状態のため、災害が発生した際、避難が困難である場合があります。そのため、災害時の避難体制の強化が求められています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加を踏まえ、緊急時に支援が必要な高齢者が安心して日常生活を送るための支援が求められています。

### (1) 災害時避難行動要支援者避難支援プラン

#### 現状と課題

- 災害時におけるひとり暮らし高齢者等の避難を支援するため、災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。災害時避難行動要支援者避難支援プランへの登録勧奨や支援者の選定にあたっては、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、地域住民による「共助」を基本とした避難支援体制を推進しています。
- 支援を必要とする登録者に支援者がなかなか見つからない状況も見受けられます。

#### ◆災害時避難行動要支援者避難支援プラン登録者数（令和4年度）

要支援者区分	対象者数	うち登録者数	登録率
ひとり暮らし高齢者	3,759 人	1,726 人	38.6%
要介護3以上	1,103 人	149 人	
小計	4,862 人	1,875 人	
障がい者	993 人	376 人	37.9%
合計	5,855 人	2,251 人	38.4%

※要支援者区分が重複する方は優先順位を決めている。第一優先は「高齢者ひとり暮らし」、第二優先は「要介護3」、第三優先は「障がい者」

#### 今後の展開

- 地域コミュニティや自主防災組織が行う防災訓練などを通じて制度の周知を図り、災害に対する認識や知識の啓発及び災害時避難行動要支援者避難支援プランの登録率の向上に努めます。
- 引き続き災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域と一体となった支援体制の構築を目指していきます。
- 令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、登録者ごとの「個別避難計画」（避難時や避難経路を含む）の整備に向けた準備を進めます。

## (2) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

### 現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者、病弱な高齢者のみの世帯及び日中独居の高齢者等に対して、急病、事故等の緊急時に即時対応するため、簡便な連絡手段により、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部に直通できる緊急通報装置を貸与しています。
- NTT回線を利用し、NTT製の専用機を設置してのシステム利用であることから、利用者が限られています。

### 今後の展開

- 高齢化の進行により、今後も緊急通報システム設置の需要は増加することが見込まれるため、現行システムの検証も含めて安全・安心なシステムのあり方について検討していきます。

#### ◆ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 実績／見込値 (単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
利用者数	335	296	287	290	295	300

## (3) 救急医療情報安心キット配付事業

### 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者等の安全と安心を確保するため、持病その他救急時に必要な情報を、あらかじめ自宅に保管しておくための救急医療情報安心キットを配付しています。

### 今後の展開

- 救急時に有効活用が期待できるため継続して実施します。

#### ◆救急医療情報安心キット配付事業 実績／見込値 (単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	見込値	見込値	見込値
配布数	946	926	950	980	1,000	1,050

※年度末の利用者数



## (4) 感染症対策に係る備えの検討

### 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症は、重症化率及び感染動向、新たな変異株の発生など、状況を変化させながら、流行を繰り返しています。

特に高齢者は、基礎疾患を有する方が多く、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する可能性が高い一方で、自粛生活をするのが、外出や運動、人との交流、社会参加の機会の減少につながり、「閉じこもり」や「不活発」、「孤立」状態となる恐れがあり、その結果として、身体機能・認知機能が低下してしまうリスクが高まるなど、別の影響も懸念されます。

また、認知症の方は「手洗い・うがい」や「適切な場面でのマスクの着用」といった一般的な感染予防対策を実施することが困難なケースがあるなど、特有の課題も残っています。

なお、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行しましたが、移行後も、健康に影響を及ぼす新たな感染症の発生やエムボックスウイルス（サル痘）など、既存感染症の流行拡大といった脅威は続いており、新型コロナウイルス感染症で培った経験や課題を教訓に、感染症に対するさらなる対応力を強化していく必要性が高まっています。

### 今後の展開

- 本計画では、感染症への感染予防対策に留意した上で、新たな取り組み方を模索し、高齢者の社会参加や人との交流が途切れることなく、安心して地域で生活を送れるよう施策を推進します。

また、将来的な新興感染症等に備えた感染対策にあたっては、新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえつつ、平時から高齢者の感染対策や高齢者施設等と連携し、感染症発生時の体制構築等に努めます。さらに感染症発生時も含めた県や保健所等と連携した支援体制も併せて整備していきます。

## 基本目標 5 介護保険制度の安定した運営を推進するまち

### 1 介護保険制度の概要

介護保険制度は、支援や介護を必要とする状態となった方へ保険給付によるサービスを提供するとともに、地域支援事業により、高齢者の介護予防を促し、また、総合相談支援や地域の実情に応じたサービスを実施・提供することで、高齢者の地域における自立した日常生活を支える制度です。

平均寿命が延びる中、加齢に伴って要介護状態となるリスクは誰もが抱えるものであり、自らの介護リスクに対する保険として、40歳以上の方が介護保険制度に加入し、介護保険料を負担しています。

高齢者の尊厳ある自立した日常生活を支えていくためには、幅広い保険給付サービスや地域支援事業等により、様々な支援を提供する介護保険制度を適正かつ安定的に運営することが不可欠であり、また、こうしたサービスの提供に伴う介護保険料を決定するためには、本計画において適正なサービス量を見込む必要があります。

#### (1) 制度のしくみ

介護保険制度は、本市が保険者となり制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（1割～3割）を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

#### (2) 申請から認定まで

被保険者は、介護保険サービスを利用するために本市へ申請し、介護認定調査を受け、その結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会において審査を受け、介護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

#### (3) 認定から介護保険サービスの利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあと、その認定結果をもとに、居宅介護支援事業所（要支援の場合は地域包括支援センター）に依頼し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況に応じたケアプラン〔居宅（介護予防）サービス計画〕を作成します。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。

#### (4) 介護保険制度の財源構成

介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料（50%）と、国・都道府県・市町村の公費（50%）でまかなわれています。

第1号被保険者<sup>※1</sup>と第2号被保険者<sup>※2</sup>の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。本計画の計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

したがって、本計画においては今後3年間の保険給付総額の23%をまかなうよう、第1号被保険者の保険料水準を定めることとなります。

##### <介護給付費の負担区分>

(単位：%)

	第1号被保険者	第2号被保険者	龍ヶ崎市	茨城県	国
施設等給付費	23.0	27.0	12.5	17.5	20.0
居宅給付費	23.0	27.0	12.5	12.5	25.0

##### <地域支援事業費等の負担区分>

(単位：%)

	第1号被保険者	第2号被保険者	龍ヶ崎市	茨城県	国
介護予防・日常生活支援総合事業	23.0	27.0	12.5	12.5	25.0
包括的支援事業・任意事業	23.0		19.25	19.25	38.5
保健福祉事業（特別給付費）	100.0				

※包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はありません。

※保健福祉事業については、全額第1号被保険者保険料の負担となります。

#### (5) 第1号被保険者保険料額の推移

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）保険料は、介護保険事業計画ごとに算出しています。これまでの第1号被保険者保険料の基準額の推移は以下のとおりです。

(単位：円/年)

	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)
基準額	45,600	53,200	60,400	61,500	61,500

※基準額の段階：世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税（H26年度まで）で、前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超の方（H27年度以降）。

※1 第1号被保険者…65歳以上の方。

※2 第2号被保険者…医療保険に加入している40歳から64歳の方。

## 2 介護保険事業費の推計手順

介護保険事業計画では、国の基本指針に即して3年ごとにサービスの利用意向を把握し、要介護等認定者数やサービス利用者数の推計を行い、介護給付・予防給付費の見込みや地域支援事業等に要する費用の見込み等を勘案して、第1号被保険者（65歳以上）保険料を算出しています。

①各年度の高齢者人口と40～64歳人口を推計



②各年度の高齢者人口と40～64歳人口から要支援・要介護認定者数を推計



③要支援・要介護認定者の中からサービス利用者数を推計



④標準的居宅（介護予防）サービス利用者数を推計

⑤施設・居住系サービス利用者数を推計



⑥各サービス利用量を推計



⑦サービスの総費用を算出

⑧その他の保険給付費等の算出 ★1



⑨介護給付費を算出

★1 その他の保険給付費（予防含む）  
高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者  
介護サービス費、審査支払手数料



⑩標準給付見込額の算出と地域支援事業費等を算出



⑪保険料算定に影響を与える要素を反映 ★2

★2 保険料算定に影響を与える要素  
○第1・2号別保険料の負担割合の変更  
（第1号：23%、第2号：27%）  
○調整交付金算定に係る諸係数  
○第1号被保険者保険料収納率  
○第8期介護保険事業計画運営期間中（令和3年度～令和5年度）における介護保険の収支状況  
など



⑫保険給付費に影響を与える要素を反映 ★3

★3 保険給付費に影響を与える要素  
○介護報酬改定  
○介護保険法等の一部改正



⑬第1号被保険者保険料額の算出

### 3 居宅介護サービスの安定供給

介護保険制度は創設以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大し、老後の安心を支えるしくみとして定着しています。

今後も、介護が必要な方の尊厳が保持され、要介護状態となった場合も住み慣れた地域や住まいにおいて、本人の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者・施設から効率的に提供され、安心して暮らし続けていくことができるよう、安定的なサービス供給量の確保を図る必要があります。

#### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

##### 現状と課題

- ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴や排せつなどの身体介護、掃除や買い物などの生活援助を行います。
- 在宅での生活を維持していくための重要なサービスのひとつであり、需要は高い状況にあります。

##### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	15	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

##### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	336	365	383

##### 今後の展開

- 利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保と、サービスの質の向上に努めます。

##### ◆訪問介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	140	147	150
要介護2	115	120	124
要介護3	81	88	93
要介護4	50	52	55
要介護5	22	23	26
合計	408	430	448

## (2) 訪問入浴介護

### 現状と課題

- 移動入浴車などで居宅を訪問し、身体の清潔保持と心身機能の維持などを目的として、入浴の介助を行います。
- 本市に当該サービス事業所はなく、近隣他市の事業所を利用しています。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	0	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	39	44	45

### 今後の展開

- 本市に事業所はありませんが、見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後も利用者のニーズに対応したサービス供給量の確保に努めます。

#### ◆訪問入浴介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	2	2	2
要介護2	8	7	8
要介護3	6	7	7
要介護4	14	16	18
要介護5	19	21	23
合 計	49	53	58

### (3) 訪問看護

#### 現状と課題

- 看護師が居宅を訪問し、要介護認定者の健康管理や病気などに応じた看護を行います。
- サービス提供主体は医療機関・訪問看護事業所などとなっています。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	7	21

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	191	202	212

#### 今後の展開

- 健康管理や療養が必要な要介護認定者の在宅生活を支えていくためにも、必要なサービス供給量の確保に努めます。

#### ◆訪問看護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	61	63	65
要介護2	57	58	59
要介護3	38	40	42
要介護4	36	38	40
要介護5	33	35	39
合計	225	234	245

## (4) 訪問リハビリテーション

### 現状と課題

- 理学療法士<sup>※1</sup>・作業療法士<sup>※2</sup>などが居宅を訪問して、心身機能の維持回復などを目的としたリハビリテーションを行います。
- サービス提供主体は医療機関などとなっています。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	1	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	39	44	49

### 今後の展開

- リハビリに効果のある福祉用具貸与や住宅改修などのその他サービスと連携しつつ、要介護認定者の在宅生活を支えていくためにも、必要なサービス供給量の確保に努めます。

### ◆訪問リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	20	20	21
要介護2	14	14	15
要介護3	7	7	8
要介護4	11	12	13
要介護5	4	4	4
合計	56	57	61

※1 理学療法士…国家資格であり運動機能回復のスペシャリスト。立ち上がる、起き上がる、歩く、寝返るなど、基本となる体の動作のリハビリテーション（平行棒を使っての歩行訓練、ベッドから起き上がる動作の訓練など）を行う。超高齢社会を迎える日本においては、機能の回復を図るだけでなく、「健康を維持する」「悪化を予防する」事などを目的としての活躍も求められている。

※2 作業療法士…国家資格であり生きがい支援のスペシャリスト。日常生活をスムーズに送るための応用的動作（「食事をする」「顔を洗う」「料理をする」「字を書く」等の生活する上で必要不可欠な動作）のリハビリテーションを行う。また、精神分野のリハビリテーションも行う。



## (5) 居宅療養管理指導

### 現状と課題

- 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが居宅を訪問して、心身の状況把握や療養上の健康管理を行います。
- サービス提供主体は、医療機関・薬局などとなっています。

### ◆利用実績

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	321	343	361

### 今後の展開

- 要介護認定者の重度化により医療的支援が必要な在宅の介護サービス利用者の増加が見込まれることから、医療・介護の連携したサービスの充実に向けて必要な供給量の確保に努めます。

### ◆居宅療養管理指導見込み

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	83	90	98
要介護2	78	80	82
要介護3	82	83	85
要介護4	73	78	82
要介護5	56	60	63
合 計	372	391	410

## (6) 通所介護（デイサービス）

### 現状と課題

- デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うサービスです。
- サービス供給量は概ね確保されている状況にあります。

#### ◆ 基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	17	48

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆ 利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	525	539	558

### 今後の展開

- 多くの事業者が参入していることから、見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。定員が18名以下の事業所は地域密着型サービスに移行しましたが、今後もサービスの質の向上と利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保に努めます。

#### ◆ 通所介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	200	205	211
要介護2	181	185	188
要介護3	107	109	112
要介護4	65	66	70
要介護5	28	29	30
合 計	581	594	611

## (7) 通所リハビリテーション（デイケア）

### 現状と課題

- 介護老人保健施設<sup>※1</sup>や病院・診療所で、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・回復などを目的としたリハビリテーションを行うサービスです。
- 本市には4事業所があり、近隣他市の事業所利用状況も勘案すると、サービス供給量は概ね確保されている状況にあると考えられます。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	4	15

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	318	333	347

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保に努めます。

### ◆通所リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	130	133	137
要介護2	120	122	126
要介護3	64	66	68
要介護4	42	43	47
要介護5	20	20	20
合 計	376	384	398

※1 介護老人保健施設…病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。入所中は介護・看護といったサービスに加えて、医師のサポートを受けながら専門スタッフによるリハビリを通じ、回復して在宅復帰することを目的とする。

## (8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

### 現状と課題

- 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
- 本市には6事業所があり、近隣他市の事業所利用状況も勘案すると、サービス供給量は概ね確保されている状況にあると考えられます。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	6	18

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	163	178	193

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、年間を通じて安定的に確保できるよう努めます。

#### ◆短期入所生活介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	26	27	28
要介護2	55	57	58
要介護3	58	63	67
要介護4	50	56	61
要介護5	23	25	27
合 計	212	228	241

## (9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

### 現状と課題

- 介護老人保健施設などに短期間入所して、看護・医学的管理の下、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
- 本市には3事業所があり、サービス供給量は概ね確保されている状況にあります。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	3	1

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	21	24	28

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、年間を通じて安定的に確保できるよう努めます。

### ◆短期入所療養介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	3	3	3
要介護2	5	5	5
要介護3	7	8	9
要介護4	9	9	9
要介護5	6	6	6
合計	30	31	32

#### 104 ページの用語解説

- \*1 ケアハウス…家庭での生活が困難な60歳以上の高齢者が、低料金で食事や洗濯などの介護サービスを受けられる施設。社会福祉法人や民間事業者などによって運営される軽費老人ホームの一種で「軽費老人ホームC型」とも呼ばれている。居室は原則個室で、身体機能の低下等、高齢のため独立して生活するには不安が認められる人が利用する。

## (10) 特定施設入居者生活介護

### 現状と課題

- 有料老人ホームやケアハウス<sup>※1</sup>、サービス付き高齢者向け住宅等に入居し生活しながら、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事等の介護サービスや心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 今後、高齢者の居住の安定確保に関する法律などに基づき高齢者の住宅確保策が推進される中、サービス利用者も増加することが見込まれます。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	3
利用定員	125	125	125

※利用定員は介護予防特定施設入居者生活介護分を含む。

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	86	94	103

### 今後の展開

- サービス付き高齢者向け住宅等で、より充実したサービス環境を整えてこの事業所としての指定を受けている所もあり、地域包括ケアシステムにおける今後の高齢者の居住場所の選択肢の一つとしても期待されるサービスです。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の解消を図ることも含め、第8期計画で1施設75人分の新規整備を行う予定でした。しかし、開設予定事業者から、物価高騰などの理由により事業所開設中止の申し出があったため、第8期計画中の整備を断念しました。本計画期間ではこのサービスに対する整備は行わず、サービス提供量と必要量のバランスを注視し、検証を行う期間とします。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	3	3	3
利用定員	125	125	125

※利用定員は介護予防特定施設入居者生活介護分を含む。

#### ◆特定施設入居者生活介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	31	33	34
要介護2	22	23	24
要介護3	23	25	25
要介護4	25	26	27
要介護5	8	9	9
合計	109	116	119

## (11) 福祉用具貸与

### 現状と課題

- 要介護者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、心身の状況や生活機能向上に必要な車いすや介護用ベッドなどを貸与するサービスです。

※要介護1認定者は、車いすや介護用ベッドなど一部対象品目が原則として利用できず、身体上、特に理由がある場合に限られています。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	816	896	953

### 今後の展開

- 今後も要介護者の自立支援を図る上で、状態に即した福祉用具の利用ができるよう情報提供に努めます。

福祉用具貸与においては、適正な給付のために、貸与価格の上限の設定、福祉用具専門相談員による商品ごとの全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が義務付けられています。（平成30年10月から）

本市においても、これらを通じてより適正なサービス提供に努めていきます。

#### ◆福祉用具貸与見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	260	270	280
要介護2	328	340	353
要介護3	176	190	202
要介護4	146	165	178
要介護5	77	90	97
合 計	987	1,055	1,110

## (12) 特定福祉用具購入

### 現状と課題

- 福祉用具の中で、貸与に適さない入浴や排せつなどの用具（ポータブルトイレなど）を購入したとき、その購入費（支給限度基準額 10 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです。

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1～5	19	20	20

### 今後の展開

- 今後も要介護者の自立支援を図る上で、状態に即した福祉用具の利用ができるよう情報提供に努めます。

### ◆特定福祉用具購入見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護 1～5	23	23	24



## (13) 住宅改修

### 現状と課題

- 要介護者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、手すりの取り付けや段差解消などの改修を行ったとき、その改修費（支給限度基準額 20 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです。
- サービス利用にあたっては、「事前申請」が必要になり、心身の状況や住宅の状況を考慮した適切な改修が行われています。

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1～5	10	13	14

### 今後の展開

- 今後も利用者の自立支援や生活の質の向上などに向けた支援に努めます。

### ◆住宅改修見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護 1～5	15	15	16

## (14) 居宅介護支援

### 現状と課題

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）は要介護者が居宅において、心身の状況に応じて適切なサービスが提供されるよう、利用者及び家族の希望等を勘案して介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいた介護サービスが提供できるよう、サービス事業者との連絡調整を図るなどの支援を行います。
- 平成30年度から居宅介護支援事業所の指定・監督権限が県から市町村に移管されたことから、市としても保険者機能を一層発揮できるよう努めています。
- 全国的に介護支援専門員（ケアマネジャー）の不足は深刻化しており、本市においても介護支援専門員（ケアマネジャー）が不足している状態です。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	15	84

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	1,281	1,359	1,427

### 今後の展開

- 今後も利用者に適切なサービスが提供されるよう、介護支援専門員連絡協議会などとも連携を図りつつ、介護支援専門員（ケアマネジャー）の人材の確保及び資質の向上の支援に努めます。

#### ◆居宅介護支援見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	567	586	592
要介護2	458	475	493
要介護3	254	278	298
要介護4	180	190	200
要介護5	90	103	112
合計	1,549	1,632	1,695

## 4 介護予防サービスの安定供給

介護予防サービスは、心身の状態悪化を防ぎ、生活機能の維持・向上や利用者本人の「できることを増やしていく」といった観点からサービス提供が行われています。

要支援の方が、住み慣れた地域や住まいにおいて生活の継続を図っていく上で、介護予防はより一層重要性が増すものと考えられます。

効果的かつ適正なサービスの利用が行われるようサービス事業者に対して促すとともに、サービスの質の向上・確保に取り組んでいきます。

### (1) 介護予防訪問入浴介護

#### 現状と課題

- 移動入浴車などで居宅を訪問し、身体の清潔保持と心身機能の維持などを目的として、入浴における支援を行います。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	0	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	0	0	0

#### 今後の展開

- サービス利用は現在ないものの、今後もニーズの推移を見守りつつ必要なサービス提供体制の整備に努めます。

#### ◆介護予防訪問入浴介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
合計	0	0	0

## (2) 介護予防訪問看護

### 現状と課題

- 看護師が居宅を訪問し、要支援認定者の健康管理や病気などに応じた看護を行います。
- サービス提供主体は医療機関・訪問看護事業所などとなっています。

#### ◆ 基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	7	21

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆ 利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	26	25	27

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、利用者の在宅生活支援や要介護状態への移行抑制を図るため、今後も必要な支援が適正に提供されるよう、サービスの質と供給量の確保に努めます。

#### ◆ 介護予防訪問看護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	10	10	10
要支援2	14	15	15
合計	24	25	25

### (3) 介護予防訪問リハビリテーション

#### 現状と課題

- 理学療法士・作業療法士などが居宅を訪問して、心身機能の維持及び向上などを目的としたリハビリテーションを行います。
- サービス提供主体は主に医療機関などとなっています。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	1	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	13	9	7

#### 今後の展開

- 介護予防の観点から、リハビリテーションは心身機能の向上を図る上で効果のあるサービスであることから、今後も、リハビリ専門職の配置及び確保を促進するとともに、必要な支援が適正に提供されるよう、サービスの質と供給量の確保に努めます。

#### ◆介護予防訪問リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	3	3	3
要支援2	4	4	4
合計	7	7	7

## (4) 介護予防居宅療養管理指導

### 現状と課題

- 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが居宅を訪問して、心身の状況把握や療養上の健康管理を行います。
- サービス提供主体は、医療機関・薬局などとなっています。

### ◆利用実績

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	18	19	22

### 今後の展開

- 療養指導や口腔衛生、栄養指導などにより、療養生活において介護予防が効果的に図られるよう、サービス供給量の確保と周知・啓発に努めます。

### ◆介護予防居宅療養管理指導見込み

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	12	13	13
要支援2	10	11	11
合 計	22	24	24

## (5) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### 現状と課題

- 介護老人保健施設などで、介護予防を目的とした心身機能の維持及び向上のためのリハビリテーションを行うサービスです。
- 本市には3事業所があり、近隣他市の事業所利用状況も勘案すると、サービス供給量は概ね確保されている状況にあると考えられます。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	15

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	75	63	54

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と供給量の確保に努めます。

### ◆介護予防通所リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	12	13	13
要支援2	43	45	47
合 計	55	58	60

## (6) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

### 現状と課題

- 介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴などの介護予防サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	6	18

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	3	3	2

### 今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と供給量の確保に努めます。

#### ◆介護予防短期入所生活介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	2	2	2
合計	2	2	2



## (7) 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

### 現状と課題

- 介護老人保健施設等に短期間入所して、看護・医学的管理の下、食事や入浴などの介護予防サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	1

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	0	0	0

### 今後の展開

- サービス利用は現在ないものの、今後もニーズの推移を見守りつつ必要なサービス提供体制の整備に努めます。

### ◆介護予防短期入所療養介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
合 計	0	0	0

## (8) 介護予防特定施設入居者生活介護

### 現状と課題

- 有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等に入居し生活しながら、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事等の介護予防サービスや心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 今後、高齢者の居住の安定確保に関する法律などに基づき高齢者の住宅確保策が推進される中、サービス利用者も増加することが見込まれます。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	3
利用定員	125	125	125

※利用定員は特定施設入居者生活介護分を含む。

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	16	14	13

### 今後の展開

- 地域包括ケアシステムにおける今後の高齢者の居住場所の選択肢の一つとしても期待されるサービスです。
- 要介護者向けの「特定施設入居者生活介護」とともに、本計画期間ではこのサービスに対する整備は行わず、サービス提供量と必要量のバランスを注視し、検証を行う期間とします。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	3	3	3
利用定員	125	125	125

※利用定員は特定施設入居者生活介護分を含む。

#### ◆介護予防特定施設入居者生活介護見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	7	7	8
要支援2	6	6	7
合計	13	13	15

## (9) 介護予防福祉用具貸与

### 現状と課題

●要支援者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、心身の状況や生活機能向上に必要な福祉用具を貸与するサービスです。

※車いすや介護用ベッドなど一部対象品目は、原則として利用できず、身体上、特に理由がある場合に限られています。

### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	市内	市外
事業所数	3	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	152	154	142

### 今後の展開

●今後も利用者の状態に即した福祉用具の貸与ができるよう情報提供に努めます。

福祉用具貸与においては、適正な給付のために、貸与価格の上限の設定、福祉用具専門相談員による商品ごとの全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が義務付けられています。（平成30年10月から）

本市においても、これらを通じてより適正なサービス提供に努めていきます。

### ◆介護予防福祉用具貸与見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	34	35	36
要支援2	112	117	122
合計	146	152	158

## (10) 介護予防特定福祉用具購入

### 現状と課題

- 要支援者の居宅における日常生活の自立支援や介護予防を目的とした福祉用具を購入したとき、その購入費（支給限度基準額 10 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです（対象品目は「特定福祉用具購入」と同じ）。

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	3	3	2

### 今後の展開

- 今後も利用者の状態に即した福祉用具が購入できるよう情報提供に努めます。

### ◆介護予防特定福祉用具購入見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	3	3	3

## (11) 介護予防住宅改修

### 現状と課題

- 要支援者の居宅における日常生活の自立支援や介護予防を目的とした改修を行ったとき、その改修費（支給限度基準額 20 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです。
- サービス利用にあたっては、「事前申請」が必要になり、心身の状況や住宅の状況を考慮した適切な改修が行われています。

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1・2	6	6	6

### 今後の展開

- 今後も利用者の自立支援や生活の質の向上などに向けた支援に努めます。

### ◆介護予防住宅改修見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援 1・2	6	6	6

## (12) 介護予防支援

### 現状と課題

- 要支援者が居宅において、適切な介護予防サービスが提供されるよう、利用者及び家族の希望などを勘案して、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいた介護予防サービスが提供できるよう、サービス事業者との連絡調整を図るなどの支援を行います。

### ◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	214	206	196

### 今後の展開

- 介護予防の効果を最大限に発揮し、生活機能改善などの実現に向けたサービスが適切に提供されるよう、利用者の主体的な取組への支援とサービス供給量の確保に努めます。

### ◆介護予防支援見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	50	51	53
要支援2	151	158	164
合 計	201	209	217

## 5 地域密着型サービスの基盤整備と安定供給

地域密着型サービスとは、介護等を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

具体的には、地域の特性を活かし、その地域に添ったサービスを提供するために、市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 現状と課題

- 地域包括ケアの実現に向けて、従来の訪問介護や訪問看護などのサービスに加えて、24時間体制で「いつでも」「必要なときに」「必要なサービスを」「介護と医療が連携して」柔軟に提供するサービスです。
- 平成30年度から事業所の公募を継続して行ってきましたが、応募がありませんでした。

#### 今後の展開

- 令和5年10月現在、市内に事業所はありません。このサービスに対するニーズを見ながら今後の整備を検討していきます。

#### ◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	0	0	1

#### ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	1
要介護5	0	0	2
合 計	0	0	3

## (2) 看護小規模多機能型居宅介護

### 現状と課題

- 「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ、要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するサービスです。
- 市内では、平成27年度に「看護小規模多機能型居宅介護」事業所1か所が整備されましたが、その後廃止され、現在は事業所がありません。平成30年度から事業所の公募を継続して行ってきましたが、応募がありませんでした。

### 今後の展開

- 令和5年10月現在、市内に事業所はありません。このサービスに対するニーズを見ながら今後の整備を検討していきます。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	0	0	1

#### ◆看護小規模多機能型居宅介護見込み

(単位：人/月)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	1
要介護5	0	0	2
合計	0	0	3



### (3) 夜間対応型訪問介護

#### 現状と課題

- 要介護者に対して、夜間に定期的な巡回又は通報によりヘルパーが居宅を訪問して入浴や排せつ、食事など日常生活のお世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助を行うサービスです。

#### 今後の展開

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスで、この夜間対応型訪問介護のニーズも包括的に対応できるとの考えから、計画期間中にこのサービス単独での新規整備は行わないこととします。

### (4) 認知症対応型（介護予防認知症対応型）通所介護

#### 現状と課題

- 認知症の症状がある要介護者などを対象として、デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの介護サービスや心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うサービスです。

#### 今後の展開

- 令和5年10月現在、市内に事業所はありません。通所介護・地域密着型通所介護のサービスで包括的に対応は可能ですが、認知症の症状がある要介護者に特化したこのサービスに対するニーズを見ながら、今後の整備を検討していきます。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	0	0	1

#### ◆認知症対応型通所介護見込み

(単位：人/月)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	1
要介護4	0	0	1
要介護5	0	0	0
合計	0	0	2

## (5) 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護

### 現状と課題

- 事業所に登録された要介護者などを対象として、通いを中心としながら心身の状況・希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせる食事や入浴などの援助や機能訓練などを行い、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 平成30年度に「小規模多機能型居宅介護」事業所が1か所開設されました。

#### ◆小規模多機能型居宅介護利用実績

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	25	25	26

#### ◆介護予防小規模多機能型居宅介護利用実績

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	1	0	0

### 今後の展開

- 「訪問」「通い」「宿泊」の3つが組み合わされたサービスであり、24時間の在宅サービスを支援するものとしてその役割が期待されていることから、利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めます。

#### ◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1

#### ◆小規模多機能型居宅介護見込み

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	1	1	1
要介護2	11	11	11
要介護3	9	9	9
要介護4	7	7	7
要介護5	0	0	0
合 計	28	28	28

## ◆介護予防小規模多機能型居宅介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援 1	0	0	0
要支援 2	1	1	1
合 計	1	1	1

## (6) 認知症対応型(介護予防認知症対応型)共同生活介護(グループホーム)

## 現状と課題

- 認知症の症状がある要介護者などを対象として、共同生活住居で食事や入浴などの日常生活の援助や機能訓練などを行うサービスです。
- 令和5年10月現在、市内に6施設がサービスを提供しています。

## ◆基盤整備状況(令和5年10月1日現在)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	6	6	6

## ◆利用定員

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東部地域	36	36	36
西部地域	18	18	18
南部地域	36	36	36
北部地域	18	18	18
合 計	108	108	108

## ◆認知症対応型共同生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1～5	100	99	103

## ◆介護予防認知症対応型共同生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1・2	1	0	0

**今後の展開**

- 現在は6施設が運営されており、本計画期間ではこのサービスに対する整備は行わず、サービス提供量と必要量のバランスを注視し、検証を行う期間とします。

◆**基盤整備見込み**

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	6	6	6

◆**利用定員見込み**

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東部地域	36	36	36
西部地域	18	18	18
南部地域	36	36	36
北部地域	18	18	18
合 計	108	108	108

◆**認知症対応型共同生活介護見込み**

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	20	20	19
要介護2	16	17	17
要介護3	30	30	30
要介護4	19	19	21
要介護5	19	20	20
合 計	104	106	107

◆**介護予防認知症対応型共同生活介護見込み**

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	1	1	1
合 計	1	1	1

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 現状と課題

- 要介護者を対象として、定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などで食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行う介護専用型特定施設です。
- 令和5年 10 月現在、本市の特定施設は 0 か所となっています。

### 今後の展開

- 定員 30 人以上の特定施設入居者生活介護等での対応が可能であるため、本計画期間ではこのサービスの整備は行わないこととします。

## (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 現状と課題

- 要介護者を対象として、定員 29 人以下の特別養護老人ホームで食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 本市では、これまで広域型の介護老人福祉施設の整備を進めてきましたが、市内の既存の施設においては市外からの入所者の割合が少ないことから、第8期計画に、入所待機者の解消を図るため、本市の被保険者に限定したサービス基盤の整備として、1か所（定員 29 人以下）の整備を図りました。
- 令和5年 10 月現在、本市の当該施設は1か所となっています。

### ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1～5	0	0	25

### 今後の展開

- 本計画期間ではこのサービスに対する整備は行わず、介護老人福祉施設も含めた入所待機者の状況や、サービス提供量と必要量のバランスを注視し、検証を行う期間とします。

### ◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1

### ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護 1	0	0	0
要介護 2	0	0	0
要介護 3	9	9	9
要介護 4	10	10	10
要介護 5	10	10	10
合 計	29	29	29

## (9) 地域密着型通所介護

### 現状と課題

- 定員 18 人以下の通所介護事業所については、地域との連携や運営の透明性を確保するため、指導・監督権限が県から市に移管され、平成 28 年 4 月から市が指定する地域密着型サービスに移行しました。
- 第 8 期計画中の令和 5 年 10 月までに新たに 3 事業所が開設し、現在は市内で 10 事業所がサービスを提供しています。

### ◆地域密着型通所介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1～5	98	150	185

### 今後の展開

- 利用者が多いサービスであるため、サービスの必要量の確保と内容の充実及び質の向上を図ります。

### ◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	11	11	12

### ◆地域密着型通所介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護 1	103	106	105
要介護 2	44	44	48
要介護 3	24	23	28
要介護 4	16	18	19
要介護 5	0	0	0
合 計	187	191	200

## 6 施設サービスの整備

高齢者が介護を必要とする状態となったとき、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援体制を確保していくとともに、要介護状態がより重度化して居宅における生活が困難となっても、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、施設サービスの適正な基盤整備を併せて進めていく必要があります。

今後も施設サービスのニーズや待機者の状況把握と適切な必要量の確保に努めます。

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### 現状と課題

- 常に介護が必要で、自宅での生活や介護が困難な要介護者を対象として、施設において食事や入浴などの介護サービス、機能訓練や健康管理などを行います。  
令和5年10月現在、本市には5施設（入所定員合計425人）があります。
- 市外からの入所者も増加し、入所待機者が多い状況にあることから、待機者の解消を図るため第8期計画中に入所定員415人から445人と、30人分の定員の増員整備を行います。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	5	5	5
利用定員	415	415	425

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	408	415	418



### 今後の展開

- サービスの利用ニーズが高い施設で、令和5年4月1日現在での本市の待機者数は80人（複数の施設への重複申込分を除いた要介護3以上の待機者実数）という状況です。
- 施設整備にあたっては、第8期計画までに、地域密着型介護老人福祉施設を含め一定量の整備を行ってきたことから、本計画においては新たな整備は盛り込まず、これまでの整備の効果を検証する期間とします。

#### ◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	5	5	5
利用定員	445	445	445

※地域密着型介護老人福祉施設分は含まれておりません。

#### ◆介護老人福祉施設見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	2	1	1
要介護3	120	122	125
要介護4	160	162	164
要介護5	141	144	146
合 計	423	429	436

※各年度10月1日現在の推計値

## (2) 介護老人保健施設

### 現状と課題

- 病状が安定して、機能訓練（リハビリなど）が必要とされる要介護者を対象として、在宅復帰を目指して看護や医学的管理下の介護などを行います。令和5年10月現在、本市には3施設（入所定員合計280人）があります。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	3
利用定員	280	280	280

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	231	227	231

### 今後の展開

- 入所待ちの方は介護老人福祉施設ほどではありませんが、在宅介護への流れの中、施設の持つ機能の重要性は高まっていくものと予測されます。  
本計画期間ではこのサービスに対する整備は行わず、サービス提供量と必要量のバランスを注視し、検証を行う期間とします。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	3	3	3
利用定員	280	280	280

#### ◆介護老人保健施設見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	19	21	23
要介護2	45	47	48
要介護3	63	63	64
要介護4	75	77	79
要介護5	37	40	40
合計	239	248	254

※各年度10月1日現在の推計値

### (3) 介護医療院<sup>※1</sup>

#### 現状と課題

- 病状が安定期にある長期療養を必要とする要介護者を対象として、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行います。

令和5年10月現在、本市には平成30年8月に「介護療養型医療施設」から転換を行った1施設（入所定員60人）があります。

#### ◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1	1	1
利用定員	60	60	60

#### ◆利用実績

（単位：人／月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	22	22	26

#### 今後の展開

- 利用者の状態に即した医療や介護サービスなどが切れ目なく提供できるよう、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供ができる体制の確保に努めます。

#### ◆基盤整備見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1
利用定員	60	60	60

#### ◆介護医療院見込み

（単位：人／月）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	2	2	2
要介護4	9	10	10
要介護5	15	14	14
合計	26	26	26

※各年度10月1日現在の推計値

※1 介護医療院……平成30年「介護療養型医療施設」に代わり新たに法定化された、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設。

## 7 介護予防・日常生活支援総合事業の安定供給

介護保険制度の改正により、本市では平成 29 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、これまで介護保険で行っていた要支援 1・2 の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市の事業として、訪問型サービス及び通所型サービスに再編され、市の実情に応じた形で実施することとなりました。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された方）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### (1) 訪問型サービス

##### 現状と課題

- 訪問型サービス（国基準型）は、従前の介護予防訪問介護と同様のサービス（訪問介護員による「身体介護」及び「生活援助」）を提供します。
- 訪問型サービス（基準緩和型）は、生活支援員による「自立支援のための見守りの援助」及び「生活援助」を提供し、体に触れる身体介護は実施しない利用者の補助的行為を提供します。
- 現状ではサービス供給量は概ね確保されている状況にありますが、今後、対象者のニーズの動向により需要が増大する可能性があります。

##### ◆基盤整備状況（令和 5 年 10 月 1 日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数 (国基準型)	9	5
事業所数 (基準緩和型)	4	0

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

## ◆利用実績

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
国 基 準	要支援1・2	60	54	54
	事業対象者	2	1	2
緩 和 型	要支援1・2	27	32	35
	事業対象者	7	8	9
合 計		96	95	100

## 今後の展開

- サービスが必要な方に適切に提供されるよう供給体制の確保に努めます。特に訪問型サービス(基準緩和型)については、担い手育成としての「生活支援サポーター養成」及びその受入先としてのサービス提供事業所の指定拡大に努めます。

## ◆訪問型サービス(国基準型)見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	55	60	65
事業対象者	2	3	3
合 計	57	63	68

## ◆訪問型サービス(基準緩和型)見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	36	38	40
事業対象者	10	11	12
合 計	46	49	52

## (2) 通所型サービス

## 現状と課題

- 通所型サービス(国基準型)は、従前の介護予防通所介護と同様のサービスで生活機能向上のための機能訓練等を行います。
- 通所型サービス(基準緩和型)は、介護職員等の人員要件及び設備要件等を緩和し、運動、機能訓練、レクリエーション等、内容を特化したミニデイサービスも含めたサービスを提供します。
- 現状ではサービス供給量は概ね確保されている状況にありますが、今後、対象者のニーズの動向により需要が増大する可能性があります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数 (国基準型)	20	15
事業所数 (基準緩和型)	7	0

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
国 基 準	要支援1・2	111	125	125
	事業対象者	24	26	26
緩 和 型	要支援1・2	10	9	9
	事業対象者	14	10	10
合 計		159	170	170

今後の展開

- サービスが必要な方に適切に提供されるよう供給体制の確保に努めます。
- 通所型サービス（基準緩和型）では、利用者の自立支援を目指した事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化を見える化していきます。併せて受入事業所の拡大も検討します。

◆通所型サービス（国基準型）見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	130	135	140
事業対象者	27	30	35
合 計	157	165	175

◆通所型サービス（基準緩和型）見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	10	11	12
事業対象者	10	11	12
合 計	20	22	24

### (3) 介護予防ケアマネジメント

#### 現状と課題

- 要支援 1・2 と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれが高い人が自立して生活できるよう、総合事業の訪問型及び通所型サービス等のほか、一般介護予防事業など、要支援者及び事業対象者の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

#### ◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
合 計	136	148	150

#### 今後の展開

- 介護予防の効果を最大限に発揮し、生活機能改善などの実現に向けたサービスが適切に提供されるよう、利用者の主体的な取組への支援とケアプラン作成のためのサービス供給量の確保に努めます。
- 事業対象者については、早期にサービスが導入できるメリットを生かしながら、担当できる介護支援専門員（ケアマネジャー）の増員も含め、本市に適したサービス提供を今後も検討していきます。

#### ◆介護予防ケアマネジメント見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合 計	155	160	165

## 8 低所得者等の負担軽減

低所得等で介護保険サービスの利用者負担が重くなる方に対して、介護保険制度では次のような軽減制度を設けています。

### (1) 高額介護（介護予防）サービス費

1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

#### ◆高額介護（介護予防）サービス費給付実績 (単位：千円/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
給付実績	127,830	131,789	140,000

#### ◆高額介護（介護予防）サービス費給付見込み (単位：千円/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付見込	145,517	152,152	157,711

### (2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

1年間の医療及び介護の両制度における自己負担額の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

#### ◆高額医療合算介護（介護予防）サービス費給付実績 (単位：千円/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
給付実績	15,964	16,498	17,000

#### ◆高額医療合算介護（介護予防）サービス費給付見込み (単位：千円/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付見込	18,177	19,005	19,700



### (3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住（滞在費）について、申請により補足的給付を行います。

#### ◆特定入所者介護（介護予防）サービス費給付実績 （単位：千円／年）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
給付実績	171,941	156,138	150,000

#### ◆特定入所者介護（介護予防）サービス費給付見込み （単位：千円／年）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付見込	160,767	163,695	168,173

### (4) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等が、低所得で利用料の負担が困難な方に対して利用者負担を軽減した場合、当該法人に助成を行います。

### (5) 訪問介護利用者負担額減額

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用者で、境界層該当として定率負担額が0円だった方は、申請後、要件を満たすときに自己負担額が0円となります。

### (6) 特別養護老人ホーム旧措置入所者の特例

介護保険制度施行前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）は、利用者負担・食費・居住費が旧措置による入所中の費用徴収額を上回らないよう負担軽減を行います。

## 9 給付費及び第1号被保険者(65歳以上)保険料の推計

サービスごとの給付費を次のとおり見込みます。

### (1) 介護給付費の実績・見込み

#### ◆介護給付費の実績

(単位：千円)

区 分	第8期			R3年度 →R5年度 伸び率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
1 居宅サービス	1,891,422	2,011,319	2,195,634	116.1%
訪問介護	255,542	282,342	336,352	131.6%
訪問入浴介護	31,008	34,669	35,930	115.9%
訪問看護	107,597	105,974	120,391	111.9%
訪問リハビリテーション	14,317	15,615	17,660	123.3%
居宅療養管理指導	37,789	40,107	49,859	131.9%
通所介護	531,961	546,174	580,916	109.2%
通所リハビリテーション	274,713	283,115	317,451	115.6%
短期入所生活介護	251,363	273,766	257,040	102.3%
短期入所療養介護	26,932	33,205	37,649	139.8%
福祉用具貸与	138,277	151,062	159,235	115.2%
特定福祉用具購入費	5,401	6,903	8,011	148.3%
住宅改修	11,835	13,365	19,928	168.4%
特定施設入居者生活介護	204,687	225,022	255,212	124.7%
2 地域密着型サービス	457,272	488,463	598,009	130.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	0	—
地域密着型通所介護	89,110	113,855	144,394	162.0%
認知症対応型通所介護	0	0	0	—
小規模多機能型居宅介護	57,108	63,880	69,307	121.4%
認知症対応型共同生活介護	311,054	310,728	326,341	104.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	57,967	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	—
3 施設サービス	2,188,209	2,212,994	2,249,609	102.8%
介護老人福祉施設	1,305,719	1,351,084	1,316,258	100.8%
介護老人保健施設	787,561	773,854	797,275	101.2%
介護医療院	94,929	88,056	136,076	143.3%
介護療養型医療施設	0	0	0	—
4 居宅介護支援	250,119	260,988	274,287	109.7%
合計	4,787,024	4,973,761	5,317,541	111.1%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

## ◆介護給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第9期			第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1 居宅サービス	2,332,768	2,444,126	2,553,330	3,663,933
訪問介護	350,972	371,046	391,652	536,719
訪問入浴介護	45,281	48,948	53,909	59,718
訪問看護	126,153	131,815	139,132	196,413
訪問リハビリテーション	19,886	20,175	21,632	27,904
居宅療養管理指導	46,861	49,362	51,786	83,634
通所介護	612,525	626,573	645,925	954,527
通所リハビリテーション	327,347	334,540	347,287	520,067
短期入所生活介護	305,235	330,287	350,297	471,167
短期入所療養介護	41,755	43,437	45,067	67,076
福祉用具貸与	165,234	178,810	189,055	262,403
特定福祉用具購入費	8,343	8,343	8,680	20,555
住宅改修	16,753	16,753	17,696	37,501
特定施設入居者生活介護	266,423	284,037	291,212	426,249
2 地域密着型サービス	633,438	644,901	669,266	1,003,110
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	6,214	10,235
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	128,761	133,091	140,634	200,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	14,906
小規模多機能型居宅介護	77,498	77,597	77,597	110,043
認知症対応型共同生活介護	332,770	339,685	343,470	560,360
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	94,409	94,528	94,528	94,528
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	6,823	13,038
3 施設サービス	2,258,208	2,310,730	2,351,927	3,662,930
介護老人福祉施設	1,349,302	1,370,813	1,392,807	2,185,631
介護老人保健施設	803,414	834,568	853,771	1,269,256
介護医療院	105,492	105,349	105,349	208,043
4 居宅介護支援	295,579	312,649	325,510	455,340
合計	5,519,993	5,712,406	5,900,033	8,785,313

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

## (2) 予防給付費の実績・見込み

### ◆予防給付費の実績

(単位：千円)

区 分	第 8 期			R3 年度 →R5 年度 伸び率
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
1 介護予防サービス	83,082	73,590	65,282	78.6%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—
介護予防訪問看護	7,635	6,722	5,879	77.0%
介護予防訪問リハビリテーション	3,585	2,243	1,810	50.5%
介護予防居宅療養管理指導	1,864	1,728	1,905	102.2%
介護予防通所リハビリテーション	35,582	30,244	26,916	75.6%
介護予防短期入所生活介護	1,824	1,241	2,264	124.1%
介護予防短期入所療養介護	42	33	0	0.0%
介護予防福祉用具貸与	10,506	12,015	11,000	104.7%
特定介護予防福祉用具購入費	828	838	632	76.3%
介護予防住宅改修	6,643	6,295	5,687	85.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	14,573	12,231	9,189	63.1%
2 地域密着型介護予防サービス	1,439	185	0	0.0%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,091	185	0	0.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	348	0	0	0.0%
3 介護予防支援	12,501	12,089	11,525	92.2%
合計	97,021	85,864	76,807	79.2%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

### ◆予防給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第 9 期			第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
1 介護予防サービス	75,050	77,528	80,933	96,125
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8,040	8,391	8,391	9,374
介護予防訪問リハビリテーション	1,747	1,750	1,750	2,529
介護予防居宅療養管理指導	2,214	2,417	2,417	2,830
介護予防通所リハビリテーション	27,187	28,621	29,718	37,868
介護予防短期入所生活介護	3,241	3,245	3,245	3,561
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,385	11,853	12,320	15,360
特定介護予防福祉用具購入費	943	943	943	1,221
介護予防住宅改修	8,530	8,530	8,530	9,763
介護予防特定施設入居者生活介護	11,763	11,778	13,619	13,619
2 地域密着型介護予防サービス	3,827	3,832	3,832	3,832
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,031	1,032	1,032	1,032
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,796	2,800	2,800	2,800
3 介護予防支援	12,036	12,530	13,010	16,369
合計	90,913	93,890	97,775	116,326

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

### (3) 総給付費の実績・見込み

#### ◆総給付費（介護給付費＋予防給付費）

(単位：千円)

区 分	第8期			第9期			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	4,884,045	5,059,625	5,394,348	5,610,906	5,806,296	5,997,808	8,901,639
伸び率	—	103.6%	106.6%	104.0%	103.5%	103.3%	—

### (4) 標準給付費の実績・見込み

#### ◆標準給付費の実績

(単位：千円)

区 分	第8期			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後) A	4,884,045	5,059,625	5,394,348	15,338,018
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後) B	171,941	156,138	150,000	478,079
高額介護サービス費等給付額 C	127,830	131,789	140,000	399,619
高額医療合算介護サービス費等給付額 D	15,964	16,498	17,000	49,462
算定対象審査支払手数料 E	4,026	4,270	4,427	12,723
標準給付費 A+B+C+D+E	5,203,806	5,368,320	5,705,775	16,277,901

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

#### ◆標準給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第9期				第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
総給付費 A	5,610,906	5,806,296	5,997,808	17,415,010	8,901,639
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) B	163,037	166,216	170,763	500,015	291,419
特定入所者介護サービス費等給付額	160,767	163,695	168,173	492,635	291,419
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	2,269	2,521	2,590	7,380	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) C	147,827	154,788	160,443	463,059	216,616
高額介護サービス費等給付額	145,517	152,152	157,711	455,380	216,616
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	2,311	2,636	2,732	7,679	0
高額医療合算介護サービス費等給付額 D	18,177	19,005	19,700	56,882	27,058
算定対象審査支払手数料 E	4,584	4,793	4,968	14,344	6,823
標準給付費見込額 A+B+C+D+E	5,944,530	6,151,098	6,353,682	18,449,310	9,443,555

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

## (5) 地域支援事業費の実績・見込み

### ◆介護予防・日常生活支援総合事業費の実績

(単位：千円)

区分	第8期			R3年度 →R5年度 伸び率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
訪問型サービス	17,977	18,920	20,600	114.6%
通所型サービス	53,931	56,760	60,500	112.2%
介護予防ケアマネジメント	4,060	4,334	7,900	194.6%
一般介護予防事業	22,140	25,507	37,323	168.6%
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	338	430	614	181.7%
合計	98,447	105,951	126,937	128.9%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

### ◆介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み

(単位：千円)

区分	第9期			第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問型サービス	22,200	23,400	24,550	33,200
通所型サービス	62,700	65,500	68,500	95,800
介護予防ケアマネジメント	9,155	9,500	10,000	18,500
一般介護予防事業	39,400	41,000	43,000	49,100
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	615	615	615	900
合計	134,285	140,230	146,880	197,500

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

### ◆包括的支援・任意事業費の実績

(単位：千円)

区分	第8期			R3年度 →R5年度 伸び率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	91,447	93,015	111,500	121.9%
任意事業	6,885	6,921	10,658	154.8%
在宅医療・介護連携推進事業	4,819	4,709	4,819	100.0%
生活支援支援体制整備事業	2,159	2,191	13,360	618.8%
認知症初期集中支援推進事業	235	310	745	317.7%
認知症地域支援・ケア向上事業	274	350	765	279.7%
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	48	59	238	498.5%
地域ケア会議推進事業	536	424	807	150.6%
合計	106,402	107,979	142,892	134.3%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

### ◆包括的支援・任意事業費の見込み

(単位：千円)

区分	第9期			第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	115,000	115,000	120,000	140,000
任意事業	11,000	11,000	11,000	13,500
在宅医療・介護連携推進事業	5,000	5,000	5,500	8,500
生活支援支援体制整備事業	14,000	14,500	15,000	17,500
認知症初期集中支援推進事業	1,000	1,000	1,000	2,500
認知症地域支援・ケア向上事業	1,000	1,000	1,000	2,500
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	300	300	300	800
地域ケア会議推進事業	796	800	800	900
合計	148,096	148,600	154,600	186,200

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

## (6) 特別給付費の実績・見込み

### ◆特別給付費の実績

(単位：千円)

区 分	第 8 期			R3 年度 →R5 年度 伸び率
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
特別給付費（保健福祉事業）				

### ◆特別給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第 9 期			第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
特別給付費（保健福祉事業）	1,736	1,736	1,736	2,000

88 ページの「高齢者介護用品購入費助成事業」につきましては、これまでは地域支援事業費の中での取組でしたが、制度の改正に伴い、本計画より 100%第 1 号被保険者保険料の財源による「保健福祉事業」の取組となり、特別給付費となります。

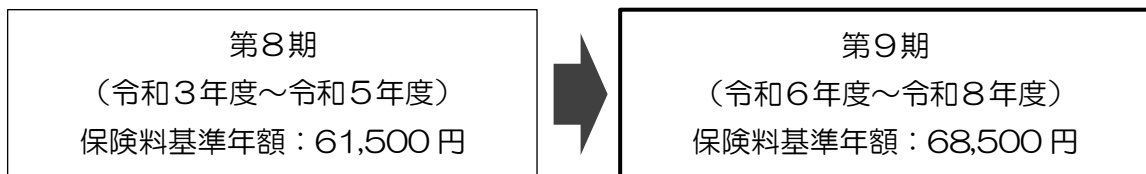
### (7) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料の算定は、今後3年間の総費用見込額（D）に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額（E）を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（F-G）、県の財政安定化基金への償還金（H）及び特別給付費（I）を加味し、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（J）及び準備基金取崩額（K）を差し引きます。

この保険料収納必要額（L）を予定保険料収納率（M）と所得段階別被保険者数（N）で割ったものが第1号被保険者の保険料基準額（年額）となります。

#### 【第8期から第9期の介護保険料の変化】



#### ◆第1号被保険者の介護保険料の算定

保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
標準給付費見込額（A）	千円	18,449,310
地域支援事業費見込額（B）	千円	872,691
介護予防・日常生活支援総合事業費見込額（C）	千円	421,395
包括的支援事業・任意事業費	千円	451,296
総費用見込額（D）= A + B	千円	19,322,001
第1号被保険者負担分相当額（E）= D × 23%	千円	4,444,060
調整交付金相当額（F）= (A + C) × 5%	千円	943,535
調整交付金見込額（G）	千円	19,248
財政安定化基金償還金（H）	千円	0
特別給付費（I）	千円	5,208
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（J）	千円	35,000
準備基金取崩額（K）	千円	270,000
保険料収納必要額（L）= E + F - G + H + I - J - K	千円	5,068,555



保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
保険料収納必要額（L）= E + F - G + H + I - J - K	千円	5,068,555
予定保険料収納率（M）	%	98.9
所得段階別被保険者数（N）	人	74,732
保険料基準額（年額）（O）= (L ÷ M ÷ N) ※百円未満切捨て	円	68,500

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。（見える化システムより）

※本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金（基金への返済）はありません。



## (8) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の設定

国は、第9期計画より、所得の低い方の負担を軽減するため、所得段階をこれまでの9段階から13段階へと多段階化が図られています。本市においては、国が示した所得段階に準じて、13段階と設定します。

### ◆第1号被保険者の介護保険料の設定

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入と合計所得金額★(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額× 0.455 ※1(0.285)	2,592円 (1,625円)	31,100円 (19,500円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円超120万円以下の方	基準額× 0.685 ※2(0.485)	3,908円 (2,767円)	46,900円 (33,200円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が120万円超の方	基準額× 0.69 ※3(0.685)	3,933円 (3,908円)	47,200円 (46,900円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	5,133円	61,600円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円超の方	基準額	5,715円	68,500円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	6,850円	82,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30	7,417円	89,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50	8,558円	102,700円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	9,700円	116,400円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	10,842円	130,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	11,983円	143,800円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	13,125円	157,500円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	13,700円	164,400円

#### ★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。

第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

#### ★課税年金収入

国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる年金収入のことです。障害年金・遺族年金等は含まれません。

※1 第1段階…本人負担分0.285、公費負担分0.17

※2 第2段階…本人負担分0.485、公費負担分0.2

※3 第3段階…本人負担分0.685、公費負担分0.005

## (9) 所得段階別被保険者数の見込み

## ◆所得段階別被保険者数の見込み

(単位：人)

所得段階	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	3,351	3,393	3,426
第2段階	1,593	1,613	1,622
第3段階	1,336	1,352	1,370
第4段階	3,046	3,084	3,101
第5段階	3,444	3,488	3,514
第6段階	3,551	3,606	3,620
第7段階	3,740	3,790	3,812
第8段階	1,818	1,845	1,858
第9段階	630	640	654
第10段階	303	295	302
第11段階	160	160	162
第12段階	90	90	91
第13段階	368	370	374
合計	23,430	23,726	23,906

## 10 介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、重要な基盤となる介護人材の確保に向けた取組は急務であり、加えて、ケアの質を確保しながら必要なサービスを提供するためには、業務の効率化及び質の向上に取り組むことが重要となります。

地域の実情に応じた体制整備を進めるとともに、県との連携を図りながら関係機関等との協働の下、介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進に努めます。

### (1) 介護人材の確保

厚生労働省より、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要は、令和22(2040)年度末には全国で280万人が必要とされており、令和22(2040)年度末までに約69万人の介護人材を確保する必要があることから、総合的な介護人材確保対策(主な取組)として、「介護職員の処遇改善」「多様な人材の確保・育成」「離職防止、定着促進、生産性向上」「介護職の魅力向上」「外国人材の受入れ環境整備」の5つの柱の下、取組を推進していくこととされています。

本市としては、国や県との連携を強化しながら介護人材の確保に向けた取組を推進していきます。

#### 【総合的な介護人材確保対策(主な取組)】

##### ① 介護職員の処遇改善

- ・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2,000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化したさらなる処遇改善を令和元年10月より実施

##### ② 多様な人材の確保・育成

- ・介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- ・中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体定期的に支援
- ・ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- ・他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、求職者向け職業訓練の訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乘せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- ・福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- ・介護施設等における防災リーダーの養成

**③ 離職防止、定着促進、生産性向上**

- ・介護ロボット・ICT<sup>※1</sup>等テクノロジーの活用推進
- ・介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- ・キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- ・生産性向上ガイドラインの普及
- ・悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ・ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施

**④ 介護職の魅力向上**

- ・学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- ・介護を知るための体験型イベントの開催
- ・若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
- ・介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信

**⑤ 外国人材の受入れ環境整備**

- ・介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- ・「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- ・送出し国への情報発信の拡充等

※1 ICT…通信技術を使って人と人、人とインターネットがつながる応用技術。医療・介護分野では、センサーによる見守り、タブレットを使った情報共有システムによるペーパーレス化、介護ロボットの活用など、働く人の負担を減らすことが期待される。

## (2) 介護現場の生産性向上の推進

持続可能な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要です。

本市としては、県と連携しながら、県が実施する施策の事業者への周知等を行っていきます。

### 【介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ】

#### (1) 総合的・横断的な支援の実施

##### ① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

- ・事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置
- ・中小企業庁の補助金の活用促進

##### ② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

- ・課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、対応相談、職員向け研修など伴走支援を進める

#### (2) 事業者の意識改革

##### ③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

- ・職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る

##### ④ 介護サービス事業者の経営の見える化

- ・介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める

#### (3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

##### ⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

- ・在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する
- ・福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める

##### ⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

- ・未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討

##### ⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

- ・実証事業などでのエビデンス<sup>※1</sup>等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3：1）の柔軟な取扱い等を検討

##### ⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

- ・令和4年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む

※1 エビデンス…根拠や証拠を意味し、介護分野では主に科学的に効果が認められた方法に基づき、個別の状況に合った目標に添った計画を立てて介護を実施することを指す。

## 11 介護給付の適正化

本市では、第8期計画期間中、国が定める介護給付適正化主要5事業（「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」）に取り組むとしていました。

給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要であるとされています。

本計画期間では、国の方針に従い、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置付け主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修等の点検」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業と位置付け、取り組んでいきます。

### （1）介護給付適正化の取組

事業名	①要介護認定の適正化		
事業内容	認定調査員・認定審査会委員の研修及び認定調査票の点検を実施し、審査判定の平準化・適正化に努めます。		
実施方法	認定調査票の内容点検など。		
指標	点検件数		
実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3,195	3,362	3,437
目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3,630	3,780	3,929

事業名	②ケアプランの点検		
事業内容	介護支援専門員が作成したケアプランの内容を保険者側が点検し、自立支援に資するケアプラン作成を推進することで、過不足のない適正な給付を確保していきます。		
実施方法	事前提出されたケアプランをもとに事業所にて聞き取りを行う。		
指標	点検対象事業所		
実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10	10	10
目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10	10	10

事業名	③医療情報との突合・縦覧点検		
事業内容	茨城県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行います。		
実施方法	帳票を基に疑義のある請求について事業所に確認を行う。		
指標	点検件数		
実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	844	1,329	1,359
目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,435	1,494	1,553

※①～③の令和5年度の数値は見込み。

## (2) 適正化の推進に役立つツールの活用

### ①地域包括ケア「見える化」システムの活用

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムにおいて、指標となる全国平均、都道府県平均、市区町村との比較や時系列比較を行い、重点的に取り組むべき課題を抽出するため活用します。

### ②適正化システムの活用

国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用して、事業所のサービス内容の点検や不正請求等の発見・是正等を行い、適正な介護サービスの給付に取り組みます。

### ③地域ケア会議の活用

多職種が協働してケアマネジメント支援を行う地域ケア会議を開催します。地域ケア会議において、個別事例を検討する中で把握された地域課題についても、解決に向けた施策展開の検討を図ります。

自立支援に向けた適切なケアプランの作成がされているか点検等を行い、ケアプランの点検結果を踏まえ、地域課題を把握し、適正化に向けた施策展開の検討を図ります。





# 第 5 章

## 計画の推進



## 1 計画の推進体制

本市における高齢者福祉施策や介護保険事業を円滑に推進するためには、計画を総合的な観点から推進する体制を整備しながら、取組を進めていく必要があります。

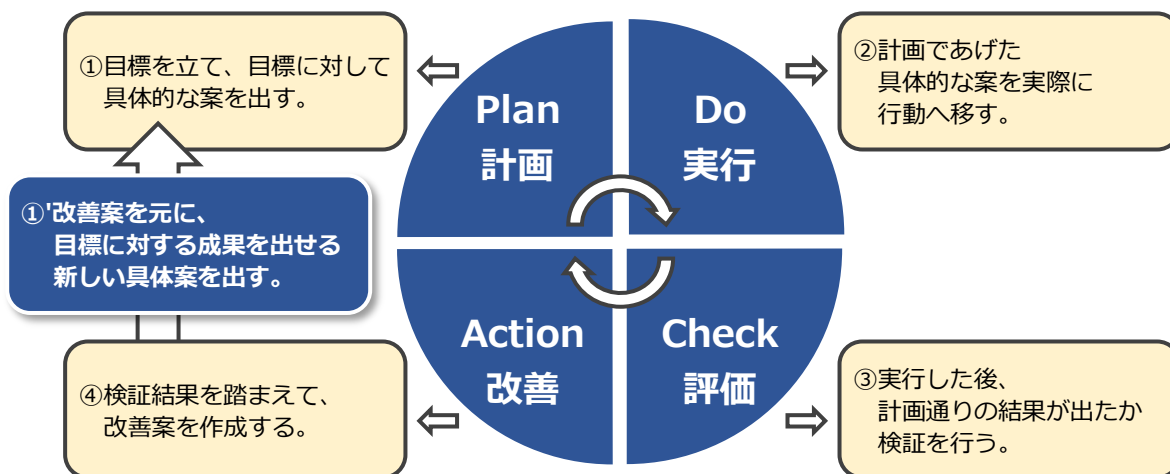
そのため、各事業担当課を中心に、サービス提供に係る事務の効率化や各種手続きの簡素化、情報収集・提供機能の向上、相談窓口の機能充実に向けた体制整備等により、施策の効果的な推進を図ります。また、高齢者福祉施策に関係する行政分野は多岐にわたることから、庁内各課の横断的な連携体制を強化します。

## 2 計画の適正な運営

本計画は、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）】を導入し、計画の進行管理を適切に行います。

計画策定後は、各年度において、計画の達成状況を「龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会」に報告し、点検及び評価を行います。

【PDCAサイクルの流れ】





## 資料編

- 1 SDGsとの関連について
- 2 計画策定の経過
- 3 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例
- 4 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員
- 5 諮問
- 6 答申



# 1 SDGsとの関連について

本計画は、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsにおける以下の開発目標が該当します。

## 【該当する開発目標】



## 【SDGs：17の持続可能な開発目標】

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

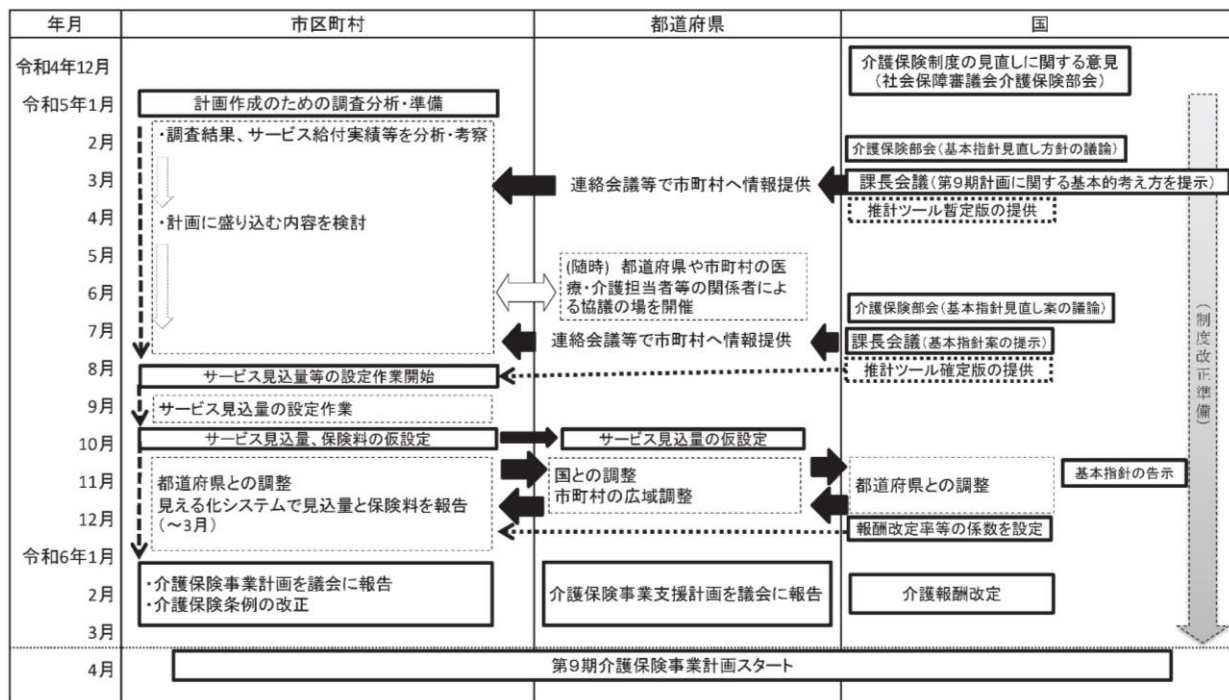


## 2 計画策定の経過

令和 (年度)	(月日)	龍ヶ崎市高齢者福祉・ 介護保険事業運営協議会	市民参加	市議会等
4	11月22日	第2回運営協議会 ・市長から運営協議会への諮問 について		
	11月28日		在宅介護実態調査実施 (令和5年2月28日まで)	
	1月12日		介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査実施 (令和5年3月6日まで)	
5	8月21日	第1回運営協議会 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査及び在宅介護実態調査に 係る結果報告について ・国の基本指針及び計画骨子案 について		
	9月26日	第2回運営協議会 ・計画素案について(1回目)		
	10月18日	第3回運営協議会 ・計画素案について(2回目)		
	11月15日			庁議
	11月29日			市議会 全員協議会
	12月4日		パブリックコメントの 実施 (令和6年1月4日まで)	
	2月5日			庁議
	2月15日	第4回運営協議会 ・パブリックコメント結果に ついて ・計画案について ・計画答申(案)について		
	2月29日	運営協議会から市長への 答申		
	3月1日		パブリックコメント意 見結果の公表	



【第9期介護保険事業計画の策定スケジュール】



### 3 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例

平成26年3月28日

条例第12号

(設置)

第1条 本市の老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく高齢者福祉に関する事業及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護保険事業に関し、当該事業に係る計画を策定し、及び当該事業の公正かつ適正な推進を図るため、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 次に掲げる計画の策定、推進及び進行管理に関する事項

ア 老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市高齢者福祉計画

イ 法第117条第1項の規定に基づく市介護保険事業計画

(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス(以下「地域密着型サービス」という。)

及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型介護予防サービス」という。)に係る次に掲げる事項

ア 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項

イ 法第42条の2第5項に規定する地域密着型介護サービス費の額及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項

ウ 法第78条の4第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第115条の14第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営のため協議会が必要と認める事項

(3) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)に係る次に掲げる事項

ア センターの設置、変更及び廃止並びにセンターが担当する圏域の設定の承認に関する事項

イ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業(以下「包括的支援事業」という。)の実施を委託する法人の選定及び変更に関する事項

ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた法人による法第18条第2号に規定する予防給付(以下「予防給付」という。)に係る事業の実施に関する事項

- エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業を行う事業所の選定に関する事項
- オ センターの運営状況及び事業内容に関する評価に関する事項
- カ 地域における介護保険以外のサービスを提供する事業者との連携体制の構築及び包括的支援事業を支える地域資源の開発に関する事項
- キ アからカまでに掲げるもののほか、センターの公正性及び中立性を確保するため協議会が必要と認める事項

- (4) その他市長が必要と認める事項  
(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係機関の代表者
- (2) 介護保険に関して専門的職能を有する者
- (3) 介護保険に関して、地域における社会資源の活用、権利擁護事業、相談事業等を担う団体から推薦を受けた者
- (4) 介護サービス又は介護予防サービスの提供事業者から推薦を受けた者
- (5) 福祉団体から推薦を受けた者
- (6) 学識経験者
- (7) 市議会議員
- (8) 介護保険の被保険者

3 前項第8号の介護保険の被保険者は、市内に住所を有する者とし、公募により選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月23日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月14日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 4 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員

区分	団体等	氏名	役職
医療関係機関の代表者	龍ヶ崎市医師会	山 本 法 勝	副会長
	龍ヶ崎市歯科医師会	飯 岡 茂	
介護保険に関する専門的職能を有する者	茨城県作業療法士会	丸 山 健 太	
	龍ヶ崎市介護支援専門員連絡協議会	大 友 啓 二 朗	
介護保険に関して、地域における社会資源の活用、権利擁護事業、相談事業等を担う団体から推薦を受けた者	龍ヶ崎市社会福祉協議会	林 敬 子	
介護サービス又は介護予防サービスの提供事業者から推薦を受けた者	特別養護老人ホーム やすらぎの里	小 林 讓	
	特別養護老人ホーム 龍ヶ岡	林 佳 範	
	特別養護老人ホーム 竜成園	杉 野 美 左 子	
福祉団体から推薦を受けた者	民生委員児童委員連合協議会	辰 澤 修 一	
	長寿会連合会	飯 倉 正 幸	
学識経験者	流通経済大学	大 槻 毅	会 長
市議会	市議会	杉 野 五 郎	
介護保険の被保険者	市民公募	高 嶋 靖 子	
		芳 住 久 江	
		岩 尾 悦 子	

敬称略

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

## 5 諮問

龍介第 661 号  
令和4年10月18日

龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会会長 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例（平成26年3月28日龍ヶ崎市条例第12号）第2条第1項第1号の規定により、龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

## 6 答申

令和6年2月29日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会  
会長 大槻 毅

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について（答申）

令和4年10月18日付け龍介第661号をもって諮問のありました標記の件につきまして、本協議会において慎重審議を重ねた結果、その内容は妥当なものと認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、下記の附帯意見に留意の上、より一層の高齢者福祉の向上に努められますよう求めます。

## 記

## 【附帯意見】

- 1 高齢者が心身の健康を維持しながら、住み慣れたまちでいつまでも元気に生活できるよう介護予防事業に取り組むとともに、高齢者を支える地域づくりを進めていく生活支援体制整備事業を推進することにより、介護保険料の抑制に努められたい。
- 2 高齢者人口の増加が見込まれる中、包括的かつ継続的な在宅医療・在宅介護の提供に一層注力するとともに、その一方で、特別養護老人ホームの増床整備は必要であるという意見もあったことから、その必要性については、引き続き検討を重ねられたい。
- 3 地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの推進に向け、支援を必要とする人が相談につながるよう、地域包括支援センターが市民にとって身近な相談窓口となり得るよう周知に努められたい。

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
令和6年度～令和8年度

その人らしく生き抜くことができるまちへ  
～地域はあなたの家族です～

発行日 : 令和6年3月  
発行 : 龍ヶ崎市  
編集 : 龍ヶ崎市福祉部福祉総務課  
龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課  
〒301-8611  
龍ヶ崎市 3710 番地  
電話 0297-64-1111 (代表)



